

平成 26 年度
業務実績等報告書

独立行政法人製品評価技術基盤機構

目 次

全体評定(自己評価)	3
I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	4
I-1. 製品安全分野	4
1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化	4
(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上	4
(2) 安全レベルの質的向上	9
(3) 技術基準・規格等の提案活動の強化	13
(4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施	15
2. その他	17
3. 講習業務	17
4. 依頼試験評価業務	17
5. 大型蓄電池システム等の施設整備	18
(1) 大型蓄電池システムに関する試験・評価基盤整備	18
(2) ファインバブルに関する試験評価法の検討、国際標準化への協力等	20
I-2. 化学物質管理分野	22
1. リスク評価に基づく化学物質の管理	22
(1) 化学物質のリスク評価等	22
(2) 新規化学物質の審査等	24
(3) 立入検査等	27
2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進	27
3. 化学兵器に係る国際約束の担保	29
4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等	30
(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供	30
(2) 化学物質のリスク等に係る 相互理解のための情報の整備、提供	34
I-3. バイオテクノロジー分野	36
1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保	36
(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用における カルタヘナ法の執行・支援業務	36
(2) 微生物による有害物質の分解等における バイレメ指針への執行・支援業務	38
(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み	38

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給	40
(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給	40
(2) 海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保	45
(3) 特許微生物に係る寄託業務の一元化	47
I-4. 適合性認定分野	48
1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献	48
(1) 法令に基づく認定等	48
(2) 法令に基づく認証機関の調査	54
(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査	54
(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等	55
2. 中核認定機関としての信頼性の向上等	57
(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営	57
(2) 国際的信頼性維持・向上等	60
3. 標準物質に係る情報提供	62
II. 業務運営の効率化に関する事項	63
1. 効率化による経費の削減／人件費の適正化	63
2. 業務の電子化の推進	64
III. 財務内容の改善に関する事項	67
IV. その他の事項	70
1. 内部統制の充実・強化	70
2. 戦略的な人材の確保・育成	72
3. 機動的な内部組織の構築と人員配置	74
4. 契約の適正化	76
5. 広報、情報提供の推進	79
6. その他業務運営に関する重要事項	81

全体評定(自己評価)

平成 26 年度の各項目の業務実績に対する評定(自己評価)及び評価比率は次のとおりとする。各項目の業務実績及び自己評価についての詳細は、I. 以下に記載のとおり。

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
I-1. 製品安全分野	(18%):A(4点)
I-2. 化学物質管理分野	(12%):S(5点)
I-3. バイオテクノロジー分野	(18%):A(4点)
I-4. 適合性認定分野	(12%):A(4点)
II. 業務運営の効率化に関する事項	(15%):A(4点)
III. 財務内容の改善に関する事項	(15%):B(3点)
IV. その他の事項	(10%):S(5点)

以上を踏まえ、全体評定(自己評価)は以下のとおり算出した。

$$4 \text{ 点} \times 18\% + 5 \text{ 点} \times 12\% + 4 \text{ 点} \times 18\% + 4 \text{ 点} \times 12\% + 4 \text{ 点} \times 15\% \\ + 3 \text{ 点} \times 15\% + 5 \text{ 点} \times 10\% = \underline{4.07 \text{ 点 A 評価}}$$

I. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項

I-1. 製品安全分野(第三期中期計画のI.A-1及びA-5に相当)

[自己評価]全体評定:A

1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化

[自己評価]評定:A

○製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化により、計画を着実に実施した。

○さらに以下の業務に取り組んだ。

(1) 事故情報の収集・分析の迅速化・重点化、信頼性向上

[26年度計画]

① 消費者が利用する製品における事故情報等について、警察、消防、消費生活センター等の地域における関係機関との意見交換等を通じ、網羅的かつ広範に、迅速かつ的確に収集し、原因究明を行う。警察、消防の事故情報については、経済産業省と連携して設置した連絡窓口を通じて、また、消費生活センターの事故情報については、機構の全国組織を活用し、講演・セミナー等への講師派遣や注意喚起資料の提供を通じて連携を強化することによって、迅速に事故情報を収集し、事故原因究明を行う。

② 事故情報の収集が困難となっている高齢者や子供に関する事故情報の収集を一層強化するため、消費者庁が実施している医療機関ネットワーク事業で収集された病院情報の入手に努め、高齢者や子供に関する事故の内容、傾向、リスク分析を行う。

③ 事故原因究明の確度を高めるためには、初動調査における現場確認や事故品確認が重要であることから、現場確認・事故品確認を実施できるよう、事業者のみならず、警察や消防、消費生活センターに積極的に働きかける。また、R-Map 分析手法を活用し、事業者の改善措置の要否を明確化するとともに、重大なリスクのある製品については、迅速な原因究明に努める。

さらに、専門技術者、外部有識者の知見を有効利用するため、製品事故調査員や技術アドバイザーを積極的に活用し、確度の高い調査と的確かつ迅速な事故原因究明を行う。加えて、今後、横断的分析のために必要となる情報(製造年月、使用期間、不具合部品等)の収集を拡充する。

④ 原因究明の精度向上を図るため、次の事故原因究明手法の開発等を行い、可能なものについて公開する。

・プラスチックの劣化評価に関する調査を行うため、プラスチックの劣化に関するデータの収集、事故発生メカニズムの探究、劣化メカニズムの解明及び加速試験方法の開発を行う。(本部)

・電源コードの溶融痕解析を補完する手法を整備するため、痕跡内部に生じる気泡の三次元解析や外観形状、表面状態等の観察データを蓄積し、それらの特徴を明らかにした技術資料として、サンプル集を取りまとめる。(燃焼技術センター)

・電子部品等のはんだ不良による事故とはんだ成分に関するデータを取得し、整理、解析を行う。また、はんだ不良による事故品を積極的に収集し、はんだ成分との関係を調査する。さらに、市場の家電製品を幅広く入手し、はんだ成分を分析してデータベースを構築する。(中部支所)

・製品からのVOC等放散による事故の原因究明技術を強化するため、チャンバーを用いて、事故通知のあった製品のほか、家具等から放散されるVOC等の実測データを取得し、独立行政法人産業技術総合研究所とデータ共有を図り、データの高度活用を目指す。(北陸支所)

・ドラム式走行試験機を活用し、自転車の車輪が関係する事故の発生メカニズムに関するデータを取得する。また、昨年度に引き続き自転車の実走行試験による加速度データの収集を行う。(九州支所)

・燃焼事故の原因究明に関して、必要な試験設備の整備を進め、事故原因究明の高度化、迅速化を図る。(燃焼技術センター)

また、原因究明テスト等のデータの信頼性を確保するため、JIS Q 17025(試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項)に基づく適合性を維持する。

[26年度実績]

①関係機関との連携による事故情報の収集及び事故原因の究明

○事故情報収集件数

年度	事故収集件数 (注1)	内 訳				
		事業者等	経済産業省	消費生活センター	消防・警察	その他 (注2)
平成26年度	2,955 (うち重大は888)	1,075	1,203	309	334	34
平成25年度	4,226 (うち重大は962)	2,203	1,240	442	316	25

注1：事故収集件数は延べ数であり、重複案件を含む(重大事故件数は重複抜きの件数)

注2：その他は、自治体、病院等からの通知及びWEBを含む新聞情報

平成26年度において2,955件の事故情報を収集した。事業者等から報告される同種製品で事故が多発する案件¹が減少したこと等により、事業者等からの報告が前年度に対して約51%(1,128件)減少した。また、消費生活センターからの事故情報の通知は、事故情報の消費者庁一元化が定着しつつあることから、前年度に対して約30%(133件)減少した。以上のことから全体の収集件数は、平成25年度比30.1%減少した。

○消防機関との連携強化

支援内容	件数	備考
火災調査職員の研修受け入れ (電気火災等実験見学会)	2件	参加延べ人数 102人(34消防局・消防本部)
火災調査技術研修	1件	1機関 28人

消防機関と技術研修を実施し連携強化を図ることで、通知件数の増加及び火災原因調査の情報提供を受け、早期の事故原因究明を実施。

○発火燃焼案件にかかる調査については燃焼技術センターを中心に支所等への発火燃焼案件にかかる技術支援(個別案件支援、溶融痕解析、発火燃焼再現実験)を実施するなど重点的、かつ、効果的に取り組んだ。

○警察・消防機関が行う事故調査への参加による技術協力、消防職員への研修会への講師派遣など継続的に実施するとともに、製品事故情報の収集に対する協力要請を継続的に行ったことから、通知件数334件(平成25年度比18件増)となった。

○マスコミ報道された火災事故に関して経済産業省から、消費生活用製品の関与の有無、火災原因調査に関する状況等の照会を受けた際にも、消防・警察機関との良好な連携関係に基づき情報提供を受けることができたため、調査の効率化に寄与した。

○地域連携のための情報提供

講師派遣実績	派遣数	受講者数	派遣先
	67件	2,793人	警察・消防、消費生活センター、消費者団体

円滑な事故調査に資するため、地域の消防、警察、消費生活センターなどに講師を派遣し、製品安全に係る情報提供を継続的に実施。

○厚生労働省(安全対策課)が所管する「化粧品等のアレルギー情報共有化推進連絡会」に参画し、消費生活用製品

¹ 平成25年度は、ベビーカーのアームレスト破損事故(658件)、スチームアイロンの電源コード短絡事故(93件)、ACアダプターの発熱事故(72件)等があったが、平成26年度は、スチームクリーナー部品による軽傷事故(72件)、ACアダプターの発煙事故(65件)等であった。

が原因と考えられる皮膚障害案件に関する医療機関からの情報提供先となり、新たな製品事故の情報源として確保した。

②高齢者や子供に関する事故情報収集の強化

○平成 25 年度より、経済産業省と連携し、消費者庁に対して医療機関ネットワークが収集した事故情報の機構への提供を働きかけた。

③事故情報に基づく調査等

○現場確認・事故品確認

	事故品確認・入手件数		現場調査	消防・警察との合同調査
重大製品事故	346	うち事故品入手件数	3	125
		245		
非重大製品事故	366	うち事故品入手件数	2	57
		328		

消防庁の通達や消防本部への働きかけによって消防との良好な連携を維持し、事故品入手、現場調査及び合同調査を実施した。

○事故調査の効率化

年度	3 か月以内の調査終了率(%)
平成 26 年度	85.7
平成 25 年度	79.9

非重大製品事故の緊急性、多発性及び事故品確認の可否等を基準にして調査期間を設定するとともに、進捗管理を徹底することで調査期間が 3 か月を越える調査案件を減らし、事故調査の迅速処理を図った。また、事故原因究明に係る技術的知見の向上を図るため、事故原因とされる部品や材質・素材の詳細分析、事故品と同様の材質からなる類似製品の追加調査等を実施し、事故原因究明の精度向上に努めた。また、流通事業者から提供のあった修理情報を活用し、収集した事故と同一案件について、流通事業者と連携して製造・輸入事業者への対応を行うことで、事故調査の効率化を図った。

○リスク分析

事故情報収集件数	リスク分析を実施した件数	備考
2,955	2,476	事故受付時点におけるリスク分析

リスク分析(R-Map 手法²)を実施し、リスクが高い製品を優先的に調査した。

○リスク分析結果を経済産業省に報告した重大製品事故件数

消費者庁に報告された重大製品事故件数(注 3)	うちリスク分析結果を経済産業省に報告した件数	備考
1,054	720	事故受付時点におけるリスク分析

注 3：消費者庁に報告された重大製品事故件数は速報段階のものであり、追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除されたものを含む。

重大製品事故について、リスクアセスメントの観点からリスク低減の具体的な方策に関するコメントを中心に毎週、経済産業省に報告を行い、行政による事業者の改善措置の要否を検討するための有効な参考資料とし活用された。

² R-Map 手法:縦軸「発生頻度」、横軸「危害の程度」としたマトリクス表を活用したリスク評価手法。大別して A, B, C の 3 領域にリスクが分けられ、A 領域は許容できないリスク領域、B 領域は様子見領域、C 領域は安全領域。

○外部有識者の知見の活用

平成 26 年度における登録人数(人)	製品事故調査員	技術アドバイザー
	40	9

事故調査を迅速かつ効率的に実施するため、技術分野や調査経験に応じて調査の依頼が可能な製品事故調査員を、事故原因分析結果の確度を高めるため技術アドバイザーをそれぞれ登録し技術的支援を得た。

○技術情報の共有化による調査能力向上のための環境整備

事故発生メカニズムを十分に解明できていない案件について検証リストを整理し、データの取得、事故原因究明手法・技術基準の見直しのためのテーマ選定などにつなげるため、技術情報共有システム(せいあんちゃんねる)を構築し、担当者間で個々の案件について解明方法、手順など情報の共有化を図った。

④事故原因の究明、再発防止措置等

○事故原因究明の精度向上並びに迅速化及び効率化のための原因究明手法開発

テーマ	内容	実施年度	実施場所
リチウムイオンバッテリーに関連した製品の事故原因究明	今後事故の増加が懸念されるリチウムイオンバッテリーに関連した製品の事故原因究明に資するため、釘刺し圧壊、外部短絡充放電試験機、製品が燃焼する際に生成する有毒ガス分析のためのリアルタイムガス分析質量分析計等の整備を行い、リチウムイオン蓄電池の分析手段の多角化を図った。	平成 26 年度～	燃焼技術センター
製品からの VOC 等放散による事故原因究明技術の強化	事故原因究明に資するためのデータの蓄積のため、事故通知等のあった製品(3 件)の化学物質放散測定を実施し、データ蓄積が必要と考えられた製品群のうち、木質製品(本棚 2 銘柄)及び電子機器(液晶テレビ 3 銘柄、パソコン 1 銘柄)のデータを取得し整理・解析を行った。また、取得したデータ等は産業技術総合研究所と共有し、継続運営する委員会(2 回開催)で報告を行った。	平成 25～27 年度	北陸支所
4 軸振動試験装置を使用した、自転車の破損事故原因究明技術の強化	自転車の破損事故の原因究明を行うため、ドラム式走行試験機により収集した自転車破損データ及び自転車の加速データを活用し、機構が製作・導入した 4 軸振動試験装置を用いて再現実験を開始した。	平成 26 年度～	九州支所
ドラム式走行試験機による自転車破損データ収集	車輪の変形や車輪への異物巻き込みによる事故原因究明に資するため、車輪の変形に関するデータや車輪への傘等の異物巻き込みに関するデータの収集・調査を実施するとともに、自転車に加速度計を取り付け、段差乗り越えや速度の違いによる加速度データの収集、整理等を行った。	平成 25～27 年度	九州支所
電気製品のはんだ不良による事故とはんだ成分の調査	電子部品のはんだ不良による発火等の事故原因究明に資するため、事故品、事故同等品、中古製品等(47 試料)を入手し、電源基板のはんだの成分分析、外観観察、内部観察等はんだの成分及びはんだ不良等のデータ収集を行った。また、はんだの経時変化を観察するため冷熱サイクル試験装置を整備し、データ収集範囲の拡大を図った。	平成 26～27 年度	中部支所
電源コード溶融痕の内部に生じる気泡の三次元解析	火災事故原因究明の確度を高めるため、前年度の半断線及びバーナ加熱による短絡痕に加え、束線、手撚り線による実験一次痕、炭火を熱源とした輻射熱による実験二次痕を作製し、X 線 CT 装置により、溶融痕の体積を計測するとともに、内部に生じた気泡を大きさ別に 5 つのランクに分けて、発生状況に関するデータを取得し、サンプル集をとりまとめた(解析対象サンプルの数:約 200 個)。	平成 25～26 年度	燃焼技術センター

プラスチック劣化評価手法の開発	設計者の製品外郭材料選定に資するため、事故品の劣化状態を詳細分析したデータを蓄積・解析し、劣化による事故発生メカニズム(危害シナリオ)並びに GPC ³ 等の各種分析装置による分析手法及び試験条件を明確化し、劣化メカニズムを化学的に説明できるようになった。また、加速試験方法開発のため、屋外暴露試験(11月から3月まで)による紫外線劣化データを収集し、屋外暴露試験との相関性確認のための試験機による紫外線暴露加速試験を実施して劣化状態の解析を行った。	平成 25～27 年度	製品安全センター本部(大阪)
-----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	----------------

○事故発生メカニズム解明、技術データ取得等のための深掘り調査

省エネ等をうたったフライパン、釜等による CO 中毒の防止	加熱性や保温性を高めたという省エネ等をうたったフライパン、釜等(以下「エコフライパン」という。)のガスこんろ上で使用する調理用製品において、製品の使用中に一酸化炭素(以下「CO」という。)警報器が鳴動するといった情報が、機構に1か月で4件報告された(人的被害・物的被害なし)。一般的な構造のフライパン、釜等と比較して、その構造上、排出されるCO濃度が高い可能性があり、場合によっては死亡に至るおそれがあることから、経済産業省からの緊急要請に基づき機構が調査を行った。この結果、エコフライパンでは測定開始後、11分後にCO警報器が予備警報から確定警報に変化し、室内のCO濃度は、20分経過後には一般的なフライパンの約9倍となる500ppmを超えることを確認した。これを受けて、事業者は即座にリコールを開始。機構は事故の未然防止を図るため、緊急にプレス発表を行い、注意喚起とリコール品回収の呼びかけを行った。
難燃剤(赤リン)のサイレントチェンジによる発火事故	AC(交流)アダプターの二次側にあるDC(直流)プラグ部分が発熱して変形する等難燃剤(赤リン)が添加された樹脂を使用する製品の事故が多発した。機構が調査した結果、設計仕様である臭素系難燃剤とは異なる赤リンが樹脂に添加されており、かつ、赤リンに耐水処理が施されていないなかったため、湿気により絶縁劣化が生じたものと判明した。 機構は事故の未然防止を図るため、部品メーカーが設計仕様とは異なる難燃剤に無断で変更していたこと、いわゆる「サイレントチェンジ」に着目し、機構が開催する製品安全業務報告会、マスコミ及び経済産業省が推進する製品安全対策優良企業表彰受賞企業で作る製品安全コミュニティに向けて発表し、事業者に対し注意喚起を行った。
変質灯油による製品事故	変質灯油が原因とされる石油ストーブの事象には、着火・消火不良、転倒時の安全装置不作動等がある。変質灯油は、見た目の着色だけでは見分けられないことが機構の調査で判明した。機器側では変質灯油に対する安全対策が困難なことから、灯油の変質に着目し、経済産業省の委託事業テーマとして提案し、変質の要因、保管について調査した結果、紫外線が灯油の変質に影響していることが判明した。この調査結果を機構は日本ガス石油機器工業会及び日本ポリエチレン製品工業連合会と共有し、変質灯油に対する安全対策を検討し、平成27年度も検討を継続することを確認するとともに、変質灯油による事故を防止するため、調査結果を踏まえた、灯油及び石油ストーブの保管方法について、消費者への注意喚起を行うためプレス発表を行った。

³ GPC:ゲル浸透クロマトグラフィー(ポリマーの性質を理解し予測するために使用される分析技術の一つ)

樹脂製折り畳み踏み台による破損事故	樹脂製折り畳み踏み台で、踏み台の上に降りた際に踏み台が破損し、足を骨折する事故が発生した。機構が調査した結果、製品の強度不足が判明したことから、その結果を当該製品の事業者へ通知。当該事業者は製品の自主回収を実施した。一方、市場では、多数の他社製の類似品が販売されており、同様に強度不足による事故発生が懸念されたことから、踏み台に対する JIS 等の規格・基準等が定められていない中、実使用を想定した機構独自の試験方法を開発し、類似品の耐久性を確認するとともに、いすとしても使用可能とする製品もあることから JIS (JIS S 1203 家具—いす及びスツール—強度と耐久性の試験方法) を用いた衝撃性試験を実施して安全性の確認を行った。その結果、強度不足の製品が複数あることが判明。未然防止を図るため、経済産業省に報告した。
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

○他分野との連携

- ・アコーディオンカーテンから放散される化学物質吸入が原因と考えられる事故調査において、製品から高濃度のイソホロンが検出されたことから、当該製品からのイソホロン放散速度を測定し、これをもって居室内の濃度推移の推定と化学物質のリスク評価書の作成を化学物質管理センターに依頼。評価の結果、放散初期にあつては吸入ばく露による慢性毒性のリスクが懸念されたことから、原因物質の可能性があると判断された。

○消費生活用品のリチウムイオン蓄電池に関する情報収集

- ・リチウムイオン二次電池の市場調査の委託を行い、輸入数量、原産国、電池パックの型番情報及びセルの定格電圧に関する情報を収集し、今後のリチウムイオン二次電池の予備実験対象の選定に活用。
- ・リチウムイオン二次電池を用いた製品の電子回路に関する調査を委託し、ノート PC は多重の安全設計がなされており、電動アシスト自転車については最低限の過充電・過放電保護は備えているが、安全設計に不安が感じられ、外付け電池パックについても温度に対する保護を備えていないが、充電レートが低いことから、相対的に危険は少ないと考えられることが判明した

○JIS Q 17025 (試験所・校正機関の能力に関する一般要求事項) の適合性維持

- ・マネジメントシステム文書の見直しによる改正版の発行、機構職員向けの研修 (新規担当職員研修 4 人、計量管理研修 2 人、内部監査員養成研修 1 人)、試験実施部署における内部監査及び改善処置、試験設備及びその関連物品 (約 2,400) の管理表更新、関連する技術基準・JIS 等の改訂状況の把握及び関係職員へ周知を実施した。

[自己評価]

- 事故原因の深掘り調査を実施し、事故発生メカニズムの解明、技術データ取得等を実施することで、計画を上回る成果として次の(※1)(※2)を実施。

(※1) 事故発生後の調査・分析を着実に実施するだけでなく、事故が発生していない事案について、測定方法が存在しないフライパン使用時の CO 濃度を創意工夫により実測し、その結果を迅速に公表することで重大製品事故の未然防止を図ったことは、質的に優れた実績。

(※2) 単に事故調査結果を事業者へ提供するだけでなく、人為的・作弄的な要因に着目し、これを併せて周知して注意喚起を行ったことは、質的に優れた実績。

(2) 安全レベルの質的向上

[26 年度計画]

- ① 安全性の高い製品設計に反映されることを目的として、収集した製品事故情報、事故原因究明結果等を国、事業者等に積極的に提供する。

また、原因究明結果を製品毎に整理し、重大な事故リスクを有する製品や経年劣化による事故発生事象が多い製品を中心に、FTA (注 1)、FMEA (注 2) 等の故障モード解析手法を活用し、事故発生要因を明確化することにより

使用者や製品のライフサイクルを考慮した安全設計のための技術情報を提供する。

特に、製造事業者や販売・輸入事業者を読者に想定した「製品事故 100 選」を発行する。

さらに、平成 25 年度に公開した「経年劣化事故データベース」についてのユーザへのフォローアップを実施する。
また、経年劣化事故発生率等を国へ情報提供する。

注 1:FTA:Fault Tree Analysis (故障の木解析)

注 2:FMEA:Failure Mode and Effects Analysis (故障モードとその影響の解析)

- ② 製品事故の予測・傾向分析に向けた検討を開始するため、家電量販店、総合小売業等との連携により、前年度の修理情報等に加え、製造年月日、故障部品の仕様、動作状況等の詳細なヒヤリ・ハット情報を収集・分析し、連携先及び機構内部での活用を図る。
- ③ 消費生活用品の安全確保をグローバルに推進するため、リコール情報を提供するなど海外関係機関(欧米、アジア等)と製品安全に係る情報の共有を推進する。
また、海外連携体制の整備に資する人材育成を推進するとともに、輸入品の安全性向上を目的として、アジア諸国への安全設計、原因究明技術等の技術指導、支援を推進する。
- ④ 製品事故の未然・再発防止のための情報を積極的に提供するため、次の取組を行う。
 - a.消費者に向けた事故防止のための情報を注意喚起チラシ、社告・リコールチラシ等の印刷物、ホームページ等を通じて積極的に提供する。
 - b.主に誤使用・不注意事故を防止するため、本所で記者説明会を毎月 1 回開催する。
また、本部(大阪)、東京及び支所においてマスコミへプレス資料を提供するとともに可能な場合は記者説明会を開催する。さらに、社告・リコール情報の注意喚起を行うとともに、視覚的に分かりやすい情報を提供する。
 - c.メールマガジン(PS マガジン)の配信登録者数の拡大に努め、PS マガジンを毎月 2 回配信して、注意喚起情報、社告・リコール情報等を提供する。
 - d.消費生活センター、消費者団体、国の機関、大学、消防、業界団体等が主催する製品安全に関するセミナー、シンポジウムへの講師派遣等を行う。
 - e.社会人講座「知の市場」の開講や機構主催のセミナーを開催する。
 - f.業務報告会を東京と大阪で開催する。
 - g.小学校高学年、中学校等若年者向け製品安全教育教材を教育委員会等に説明し、提供する。
- ⑤ 事故情報の分析結果に基づき、事故の未然・再発防止の観点から技術基準・規格等及び関連する認証制度の見直し・整備の必要性を検討し、具体的な対応策を提言する。

[26 年度実績]

①安全設計のための国・事業者等への情報提供等

項目	件数	備考
「製品安全コミュニティ」への参画	2 件	経済産業省が推進する製品安全対策優良企業表彰受賞企業で作る製品安全コミュニティ(参画時点で 46 の大手及び中小製造・輸入・販売事業者、団体が加入)に参画。機構の事故原因分析結果を発表し、事業者に対し注意喚起を行った。
典型的な事故事例の整理	100 件	典型的な事故例を機構の事故情報から抽出し、事故原因と対策、事故発生のシナリオ等を「製品事故 100 選」としてとりまとめた件数(発行に向けて手続中)。
重大製品事故の調査結果を踏まえてリスク分析を行った件数	334 件	平成 26 年度に機構が受け付けた重大製品事故を対象に、過去に同種事故のある案件について事故原因、再発防止措置等の情報を整理。

リスク低減策の検討	4 件	電源コード、石油ストーブ、カセットボンベ及び乳母車について、FTA ⁴ 及び ETA ⁵ を作成し、R-Map 分析と合わせて経済産業省へ提案。
-----------	-----	------------------------------------------------------------------------------------------------

②ヒヤリ・ハット情報の収集状況

○流通事業者(家電量販店及び総合小売り店)から提供を受けた修理受付情報など 65 万 4 千件 について、テキストマイニング等の手法を用いて分析を行い、流通事業者の情報と機構の事故調査情報を互いに共有することで、流通事業者による迅速な製品の取扱中止や回収につながり、製品事故の防止を推進した。

クレーム情報・事故情報の解析により事故の再発・未然防止につながった例を以下に示す。

- ・スマートフォン等のマイクロ USB 充電端子の焼損情報を抽出し、家電量販店に情報提供するとともに、機構はプレス発表による注意喚起を行った。
- ・二重構造のステンレスタンブラーからの液漏れ情報を抽出し、家電量販店及び総合小売店に情報提供した結果、家電量販店から事業者情報を、総合小売店から同等品を迅速に入手することができ、機構の事故調査の、調査終了までの期間短縮に寄与した。
- ・蓄熱式ゆたんぼの樹脂容器破損情報を抽出し、総合小売店に情報提供した結果、当該製品が店舗から回収され販売中止となった。

③海外の関係機関との連携

項目	件数	備考
海外リコール情報の経済産業省への提供	57 件	日本での対策の有無を確認(うち 10 件の対策済みを確認)
日本における中国製品のリコール情報を中国に提供	9 件	現地工場に対する調査・安全性向上を支援
国際会議(ICPHSO ⁶ ,ICPSC ⁷)への参加	2 件	ベルギー(平成 26 年 6 月) 米国(平成 27 年 2 月)(注 4)
欧州のリスク評価手法習得のための試験的評価(注 5)	132 件	製品の安全性調査のための潜在リスク評価

注 4: 海外の規制当局者とともにパネリストとして日本の製品安全施策を紹介し、メキシコ、韓国の規制当局者や米国の大手流通事業者とリコール回収率や電安法技術基準の改正等について意見交換を行った。

注 5: 平成 25 年度に実施した理事長との欧州訪問と各国関係者との意見交換の結果、事故の未然防止を図るためには、流通している製品の安全性調査(マーケットサーベランス)を実施することが有効であり、そのためには製品の潜在リスクを評価することが必要であるとのことから、すでに欧州で活用されている評価手法を導入するための試行を実施した。

④事故の未然・再発防止のための情報提供等

a. 発行物

項目	件数	備考
製品安全情報マガジンの発行	27 回	毎月第 2 及び第 4 火曜日にメール配信、平成 27 年 3 月末現在 読者数 7,671 人

⁴ FTA:Fault Tree Analysis(故障の木解析)

⁵ ETA:Event Tree Analysis(事象の木解析)

⁶ International Consumer Product Health and Safety Organization(国際消費者製品健康安全機構)

⁷ International Concrete Polishing & Staining Conference(国際消費者製品安全執行担当官会議)

生活安全ジャーナル(Web版)	1件	前年度号比約4倍の約40万件のアクセスがあった。また、経済産業省主催の講座に活用された。
事故防止注意喚起リーフレット	5件	子どもや高齢者といった特定の世代に向け、また、夏冬といった季節に多い事故を消費者にわかりやすくとりまとめた。消防、消費生活センターからの配布希望が多い。
社告・リコールリーフレット	2件	特に注意が必要な、加湿器・除湿器・空気清浄機とハロゲンヒーターの社告、リコールリーフレットを作成
ミニポスター	13件	プレス公表にあわせ、充電用コネクターの異常発熱、放射熱によるカセットこんろの事故、冷却スプレーで発火などを新たに作成。
その他雑誌等への寄稿	18件	電気と保安(一般財団法人 関西電気保安協会)、安全と健康(中央労働災害防止協会)、主婦連だより(主婦連合会)など、4社に寄稿。
取材等による雑誌等への記事掲載	23件	日経ビジネス、日経ものづくり((株)日経BP)、などの広報誌、弁護士ドットコムサイトなどに掲載。

b. プレス発表の報道実績

項目	回数	備考
プレス発表	13回	毎月第4木曜日に機構において計12回実施及び投げ込みを1回実施。
新聞掲載	83回	5大紙 ⁸ 33回、地方紙・専門紙等50回
テレビ等の報道	186回	BS含む全国放送77回、地方ローカル放送107回、インターネット2回

注意喚起情報がマスメディアを通じ広く国民に提供されるよう、映像(画像)をマスメディアに提供するとともに、各支所において地方版資料を作成し地元報道機関等へ配布した。また、配付資料には事故の発生メカニズムやその分析を盛り込むなど、企業・設計技術者が安全な製品を提供する上で参考となる情報提供を心がけた。テーマ選定については、高齢者・子どもなど属性に応じた注意喚起、生活シーンに合わせた注意喚起に取り組んだほか、話題性の高いスマートフォンの充電用コネクタに関する注意喚起も行った。また、経済産業省からの緊急要請により、エコフライパンに起因するCO中毒による重大製品事故未然防止のため、機構は短期間の準備でプレス発表を実施し、消費者に注意喚起を行った。

c. その他の広報活動

項目	件数	備考
○主催又は共催		
業務報告会	2回	11月に開催。大阪265人、東京374人参加
社会人講座	30回	主婦連合会・早稲田大学と関西消費者連合会・関西大学との共同開催(生徒数 東京:48人 大阪:37人)
講師派遣	17回	経済産業省と共催の製品安全セミナー及び経済産業省主催の電安法セミナー(参加者延べ2,128人)
○依頼による実施		
中小家電販売業団体への講師派遣	5回	「全国電機商業組合連合会」と連携し、地域密着型のリコール情報伝達の重要性等について啓発(受講者延べ人数140人)
公共団体等への技術研修(再掲)	67回	消費生活センター、消費者団体が主催する安全啓発セミナー、消防機関が行う技術研修(受講者延べ人数2,793人)
大学、業界団体等への講師派遣	32回	大学、業界団体等及びその他各種団体等への講師派遣

⁸ 5大紙:読売、毎日、朝日、産経、日経

遣		(受講者延べ人数 2,485 人)
国、自治体等主催の展示会	54 回	国、自治体及び消費生活センター主催の「消費生活展」など全国で 出展

⑤製品事故原因究明分析結果等の活用

項目	件数	分析結果及び制度見直しに係る提言項目
経済産業省への分析 結果等の報告	285 件	a.事故多発傾向が疑われる案件についてリスク低減の観点から提言 b.リコール後に事故が発生した案件についてリスク低減の観点から提言 c. 経年劣化が疑われる案件についてリスク低減の観点から提言

[自己評価]

- 安全設計のための国・事業者等への情報提供やヒヤリ・ハット情報の収集について、計画を上回る成果として次の(※3)(※4)を実施。
- (※3)「製品安全コミュニティ」に参画することで、事業者との新たな関係を開拓し、事故再発・未然防止のためのきめ細やかな情報提供を開始したこと、また、事故の予兆から事故未然防止を図るという新たなスキームの構築を開始したことは、質的に優れた実績。
- (※4)事故発生後の調査から未然防止を図るだけでなく、クレーム情報から事故の予兆現象を捕捉することに成功し、この結果を当該事業者にフィードバックすることで、事故の予兆から事故未然防止を図るという新たなスキームの構築を開始し、質的に優れた実績。
- 新たな業種・業態との連携について、計画を上回る成果として次の(※5)(※6)を実施。
- (※5)流通事業者の製品安全への取組み事例を「生活安全ジャーナル」で取り上げ、ホームページで紹介し、前年度号比4倍のアクセス数を獲得し、流通業界に対する製品安全意識の向上を図り、質的に優れた実績。
- (※6)中小家電販売業団体(街の電気屋さん)と新たに連携し、リコール情報が未達傾向にある地域・高齢者のための協力要請を行い、新たな情報提供ルートを開拓したことは、質的に優れた実績。

(3) 技術基準・規格等の提案活動の強化

[26年度計画]

- ① リスクレベルが高いと判断される消費生活用製品を特定し、当該製品による事故の未然・再発防止策を検討し、技術基準・規格を制定・改正することが効果的なものにあつてはその案を提言する。
リスクレベルの高い製品の抽出に当たっては、機構及び関係機関が保有するデータベースを集約・活用して行う。
また、乳幼児用製品については、製品横断的な事故防止対策を体系的に構築することを目的に危険源に対応した共通規格の検討を行う。
- ② 電気製品のプラスチック着火性試験方法等の国際規格化を実現するためにラウンドロビンテスト(国際共同評価実験)のとりまとめを行って、規格原案に反映し、国際電気標準会議の委員会原案登録、承認を経て、国際規格原案への登録を目指す。
また、機構が作成した技術基準・規格等を基に国際標準化の方策を検討して、関係機関に提言し、その活動を支援する。
- ③ 製品の安全に係る技術基準・規格の検討を行う民間団体((一財)製品安全協会、(一財)日本文化用品安全試験所、日本福祉用具・生活支援用具協会等)へのアドバイス、委員会への参加、技術支援等を行う。
- ④ 電気用品安全法の技術基準体系等の見直し等のため、整合規格の技術評価を実施するとともに、規制対象の大括り化の検討を支援する。

[26 年度実績]

①製品の安全確保のための標準化

テーマ	実施年度	実績
折り畳み自転車（注 6）	平成 26 年度	フレームの折り畳み機構部に関して事故低減のための方策を策定し、関係業界に提言を行った。
靴（注 6）	平成 26～27 年度	滑りによる事故の低減を行う方策を提言するため、耐滑試験機を導入し、基本的なデータの取得を行った。
乳幼児用製品に関する共通安全対策（構造一部品の外れ）	平成 26 年度～	危険源となる部品の外れを測定する方法を開発し、規格案を作成した。

注 6:平成 25 年度に行った消費生活用製品のリスク分析結果から選定

②国際標準化活動

出席会議	実績
IEC/TC89 (International Electrotechnical Commission/Technical Committee89:国際電気標準会議/耐火性試験に関する専門技術委員会) 関連	WG12 会議(伊)に出席し、機構が開発し IS(International Standard)化提案中のプラスチック燃焼試験方法に対する 1 回目のラウンドロビントテスト結果を報告し、精度データ取得のための 2 回目のラウンドロビントテスト(7 機関)を提案し了承された。 IEC/TC89 及び同 WG12 会議(米)に出席し、2 回目のラウンドロビントテストの 5 機関分の試験結果を整理し、経過報告を行った。 その後、ラウンドロビントテストの残り 2 機関分の試験結果を含めた最終結果を取りまとめた。この間、DTS(Draft Technical Specification)投票が行われた結果、第 2 版の TS(Technical Specification)が発行されることが決定した。(関連国内委員会 5 回出席)
シルバーカー国際標準分科会・車いす座位変換機能国際標準分科会(日本福祉用具・生活支援用具協会(JASPA)開催)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(製品の安全性に係る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成された。)

③民間団体への技術支援等

出席会議	実績
JIS Z 8051(安全側面—規格への導入指針改正原案作成委員会((一財)日本規格協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献。用語及び定義(リスク、ハザード、危害を受けやすい状態にある消費者等)、リスクアセスメント及びリスク低減の反復のプロセスの図などの正確な翻訳に貢献した。
「車いす用可搬型スロープ」JIS 原案作成委員会	委員会委員長として規格案の作成を主導し、製品の安全性に係る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成された。
「移動・移乗用リフト—第 1 部～第 5 部」JIS 原案作成委員会	委員会委員長として規格案の作成を主導し、製品の安全性に係る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成された。
車いす(手動車いす、電動車いす及びハンドル形電動車いす)に関する JIS 原案作成委員会(日本福祉用具・生活支援用具協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(製品の安全性に係る項目は、機構の意見に基づき規格原案が作成された。)
ISO/IEC ガイド 50-子どもの安全指針 JIS 原案作成委員会((一財)日本規格協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(事故情報の知見を活用し、誤訳を指摘・修正した等)。
子ども服の安全性 JIS 開発委員会((一財)繊維評価技術協議会)	委員を派遣し、規格・基準、Q&A の作成に貢献(リスクアセスメントの手法に JIS Z 8051、「リスクアセスメント・ハンドブック(経済産業省)」などを盛り込んだ)。
ブラインド、カーテンのひもの安全性に関する JIS 規格原案作成委員会	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(ISO/IEC ガイド 51 の定義による「合理的に予見可能な誤使用」を規格に盛り込むように提言した)。

((一財)建材試験センター)	
乳幼児用品(乳幼児用ハイチェア)専門部会((一社)製品安全協会)	委員を派遣し、規格・基準の作成に貢献(機構が作成した乳幼児の身体挟み込み試験方法を取り入れた。)

※平成 26 年度に委員として参加した 28 委員会のうち、主なものを抜粋。

④電気製品の安全基準・基準体系のあり方

- ・民間団体が作成し、平成 25 年度に性能規定化された電気用品安全法の技術基準に整合するとして経済産業省に対して採用要望のあった整合規格案について、経済産業省の指示の下、期日までに技術評価を的確に実施し、経済産業省による円滑な整合規格案の技術審査業務に貢献した(14 規格)。
- ・当面の間、性能規定に整合するとして事業者が使用することができる旧技術基準について、性能規定化された技術基準との整合性を確認し、経済産業省の適正な行政施策に資する資料をとりまとめた。
- ・電気用品の規制対象品目の大括り化(包括化)及び事業者の法令業務負担の軽減について、関係業界団体等と検討を実施し、経済産業省の制度見直しの検討に資するための中間報告を行った。

(4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施

[26 年度計画]

- ① 消費生活用製品安全法に基づき主務大臣から指示された消費生活用製品の安全性に関する技術上の調査及び特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を的確に実施するため、リスクの大きさや事故の多発性や重篤性、緊急性などを考慮した調査の優先度に基づき、効率的な調査を行うとともに、調査の進捗管理を行う。
- ② 経済産業大臣からの指示に基づく立入検査については、これを的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。
 また、工業標準化法に基づく JIS マーク表示製品等の法令適合状況を把握するための試買検査を実施するとともに、今後の実施方法について経済産業省と協議し、平成 27 年度から経済産業省において実施できるよう検討を進める。
 計量法に基づく指定製造事業者制度により経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査報告書等の書類の整理・整備を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施するとともに、指定製造事業者判定委員会の資料作成や経済産業省からの調査依頼に対する回答等の支援を着実に実施する。
 また、経済産業大臣からの指示があった場合に備えて、製品安全 4 法に定める適合性検査実施のための技術を維持し、指示があった場合には的確に実施する。

[26 年度実績]

①重大製品事故の原因究明

○重大製品事故の原因究明調査については、優先度に従って調査を実施するとともに、効果的な再発防止策実施のため経済産業省等と緊密な連携を図りつつ、迅速な調査を行った結果、次のとおり事業者による効果的な再発防止策につなげた。

○事業者の対応事例

製品	内容	備考
エアコン及び空気清浄機の事故調査	当該製品を焼損するエアコン及び空気清浄機の火災事故について、消防と機構で合同調査を実施。機構が事故原因を解明したことで、事業者は事故防止を図るため、ホームページへの情報掲載、新聞社告等を行い点検・修理部品の交換を実施した。	対象台数 エアコン 261,199 台、 空気清浄機 576,144 台
電動アシスト	充電中の当該製品から発火した事故について、当初事業者は原因不	対象台数 28,959 台

自転車用バッテリー	明として市場措置を行っていなかったが、機構が事故原因を解明したことで、当該事業者は、ホームページ、販売店等への協力要請による製品交換を実施し、事故の再発・未然防止を図った。	
コーヒーメーカーの事故調査	当該製品から発火し、周辺を焼損した事故について、事業者は原因不明としていたが、機構が事故原因を解明したことで、製造事業者は、ホームページへ情報掲載、新聞社告等を行い、無償で点検・修理を実施した。	対象台数 1,280 台

○行政施策への反映事例

トラッキングに関する規制強化に反映	機構の事故情報等を国に提供することで、差込プラグの耐トラッキング性に関する電気用品安全法の技術基準が一部の電気用品から全ての電気用品に拡大強化された。	平成27 年1月16日改正
-------------------	-----------------------------------------------------------------------------	---------------

②経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等

○通常立入検査

立入検査区分	実施件数／指示件数	備考
工業標準化法に基づく立入検査	46 件/46 件	対象レディミクストコンクリート
製品安全 4 法 ⁹ に基づく立入検査		
消費生活用製品安全法	45 件/45 件	検査不能 3 件含む。ただし、廃業等調査は実施。
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	12 件/12 件	
ガス事業法	6 件/6 件	検査不能 1 件含む。ただし、廃業等調査は実施。
電気用品安全法通常立入検査	147 件/147 件	検査不能 9 件含む。ただし、廃業等調査は実施。

○緊急立入検査

立入検査区分	実施件数／指示件数	備考
電気用品安全法 緊急立入検査	3 件/3 件 (うち 2 件は同行)	大手ホームセンターが輸入・販売していた製品が電安法に違反している可能性があったことから、経済産業大臣より機構に緊急立入検査指示があり、当該立入検査を機構職員が中心となり経済産業省及び近畿経済産業局の職員とともに短期間で(通常体制で約 200 日間を要する製品数であるところを 6 日間で)1,623 製品(99 品目)に対する法令遵守状況の調査を行い、1,557 製品(81 品目)の違反を確認した。その結果、経済産業省による当該事業者に対する速やかな行政処分に貢献した。

○工業標準化法に基づく試買検査

- ・試買検査(レディミクストコンクリート、刈払機用回転刈刃、静電気帯電防止靴、産業用安全帽、保護めがね)を実施し、報告書を作成し、その結果を経済産業省に提出した。

○計量法に基づく指定製造事業者制度運営

- ・計量法に基づく指定製造事業者制度によって経済産業省から送付されてくる変更届出書、立入検査結果報告書等の書類の整理・更新を迅速に行い、管理台帳の改訂を着実に実施した。(200 件)
- ・立入検査結果報告書等を取りまとめ、立入検査結果総括表等の審議資料を作成し、指定製造事業者判定委員会へ提出した。(1 件)

⁹ 製品安全 4 法：消費生活用製品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法、電気用品安全法をいう。

- ・経済産業省からの調査依頼に対し、指定製造事業者に関する調査を行い、支援を着実に実施した。(100件)
- 経済産業大臣から適合性検査の依頼があった場合に備え、設備機器の適正な維持管理に努めるとともに、適合性検査に必要な技術を維持するために若手職員を対象に外部及び内部研修を実施した。

[自己評価]

- 多量の電気製品を対象とした緊急立入検査指示に対し、機構のリソースを集中させて短期間で違反確認を完了し、経済産業省の速やかな行政処分による危険な製品の市場流通を早期に解消させたことは、質的に優れた実績。

2. その他

[自己評価] 評価: B

- 国民生活センターとの役割分担、連携体制を的確に維持し、計画を着実に達成。

[26年度計画]

消費者庁と国民生活センターの役割分担等を踏まえ、国民生活センターの行う商品テスト事業について、協定の締結を含め、効果的、効率的な連携体制を維持する。

[26年度実績]

- 消費者への注意喚起について、国民生活センターと月1回の実務者会議を開催しテーマの重複がないよう事前に情報交換を行った上で、機構の調査結果を反映した適切なテーマを選定し効果的な情報提供を実施した。
- 国民生活センターと機構が同一案件を調査する際、国民生活センターが事故品を入手済みの場合にはテスト結果を国民生活センターから入手した上で追加調査を実施し、機構が調査済みの案件については調査結果を国民生活センターに提供することにより調査の効率化に努めた。(国民生活センターからのテスト結果入手件数: 11件、機構からの情報提供件数: 3件)
- 国民生活センターが主催する商品テスト分析・評価委員会(炭酸水製造装置の破裂、スポーツ用自転車に関する注意喚起等)に委員として出席し、テスト結果の検討に協力した。
- 平成23年5月17日に締結した協定については、これを維持した。

(以下、第三期中期計画のⅡ. A-5. その他 に相当する事項)

3. 講習業務

[26年度計画]

平成24年度をもって中期目標を達成。

4. 依頼試験評価業務

[自己評価] 評価: B

- 民間で実施困難な試験を適切に実施し、計画を着実に達成。

[26年度計画]

消費生活用製品安全法に規定する適合検査に係る登山用ロープの依頼試験を実施する。

[26年度実績]

○平成26年度については31件(登山用ロープ33本、その他ロープ21本)の検査依頼を受け、31通の証明書を発行した。

5. 大型蓄電池システム等の施設整備

[自己評価] 評価:S

○再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性を試験・評価する拠点の整備に向けた準備を目的として業務を実施。

[26年度計画]

大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性の評価のための施設整備の準備を行う。

[26年度実績]

(1) 大型蓄電池システムに関する試験・評価基盤整備

① 世界最大級の試験・評価施設の整備

- メガワット級出力の大型蓄電池システムに関する安全性及び性能の優位性の評価のための施設整備を行うべく、施設の仕様、設計等を検討し、平成27年3月から建設工事に着手。
- 大型蓄電池システムに関する国際競争力の確保、試験基盤の強化等に貢献できるようユーザーニーズを把握して、施設の仕様・設計に反映。

対象	実施内容等
蓄電池メーカー	大型蓄電池システムを製造する主要な国内メーカーと個別の意見交換(10社延べ34回)を4月から11月にかけて実施。施設で実施する試験の内容等についてニーズを把握。
関西圏の蓄電池メーカー、試験所等	大阪府と協力して蓄電池メーカー、業界団体、独法など18者が参加する意見交換会(7、9、11、2月)において、施設の仕様、設計等について意見交換。
産学官	蓄電池メーカー、試験所、大学、独法、自治体など産学官の23機関68名が参加したセミナーを6月に開催し、産学官それぞれから施設に期待することを情報収集。

○より多くのユーザーに活用されるよう、潜在的なユーザーを発掘。

対象	実施内容等
蓄電池メーカー	上述のとおりニーズ把握の場を活用して施設の紹介を実施。
エンドユーザー	大型蓄電池システムを利用する電力、鉄道、住宅、建設等のエンドユーザーを訪問(9社延べ9回)し、施設紹介を実施。
学会、業界団体	電気学会及び日本電機工業会の講演会での施設紹介。
その他	蓄電池を含めた幅広い業界(9業界団体)に施設の紹介資料を送付。

- 設備運用、安全対策等の参考とするため、欧米の最先端の蓄電池試験・評価施設であるサンディア国立研究所(米国)や国立産業環境危機研究所(仏)、国内の試験所・認証機関・公設試等を訪問(17者延べ22回)して情報収集し、仕様、設計に反映。
- 施設整備では、建設予定地の地中に想定外の障害物が多数存在することがわかり工事計画の見直しを余儀なくされたが、平成27年度末までの完成を達成できるよう、工事手順の見直し等を実施。
- 被試験体として想定されるメガワット級出力の大型蓄電池システムに対して電力を供給するにあたっては、施設の運用コスト、国や地域によって異なる周波数及び万が一の事態の際の電力系統への影響を考慮し、電力系統から

切り離して運用することのできるメガワット出力級の大型蓄電池システムを電源として設備側に整備。また、電源として設備側に整備する大型蓄電池システムは異なるメーカーのものを並列運転させるシステムを設計。

- 産業界のイノベティブな取り組みと国際競争力確保に貢献できるよう産業技術総合研究所と連携。具体的には、仕様・設計・施工管理の経験・知見に関する情報交換、蓄電池の物性や安全性試験に関する職員の研修派遣及びユーザーニーズの観点から実施すべき試験項目の重複や漏れがないようにするための定期的な情報交換を実施。

②国際標準化活動

- 大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性に関する国際標準化を検討している IEC/TC 120(電気エネルギー貯蔵システム)及び IEC/TC 21/SC 21A(アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池)の国内審議団体の活動に参画(TC120 関連:12回、SC21A 関連:10回)。
- 特に、IEC/TC 120 では WG4(環境)及び WG5(安全性)に専門家として国際標準開発に参加(5月ミラノ会合、9月パリ会合、11月東京会合、3月韓国会合 合計4回のべ8人)。WG4では、規格案の項目立てと分担を決める作業を日本国内の関係者と協議しつつ中心的に実施。WG5では、規格案を日本国内の関係者と協議しつつ作成。また、会議場外においても各国の状況について積極的に情報収集し、国内の関係者に共有。
- 国が進める国際標準開発事業の一環として、大型蓄電池システムの安全性に関して今後必要となる国際標準開発テーマの調査を民間企業と共同で実施し、調査報告をとりまとめた。それらのテーマについては経済産業省の国際標準開発事業として機構が実施することとなり、平成27年度から事業を開始予定。

③組織体制の整備

- 平成25年度に立ち上げた施設整備を担当する部署に加えて、平成26年4月からは国際標準開発、ユーザーニーズの把握等を担当する部署を設置。これら関係部署間の情報共有、全体進捗管理を目的とした組織横断のプロジェクトチームを編成して、上記①②の業務を実施する体制を整備。
- 平成27年4月から大型蓄電池システムに関する業務を立ち上げるために必要となる計画の策定、予算積算、規程整備等を行う設立準備室を平成27年2月に設置して対応。
- 公募によって専門性の高い人材を選考し、採用を実施。

[自己評価]

- 再生可能エネルギーの導入やスマートグリッドの構築に資する大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性を試験・評価する拠点の整備に向けた準備を目的として業務を実施。
- 市場が未成熟であり、かつ、具体的な試験方法が定まっていな中でユーザーのニーズを先取りし、日本の国際競争力確保を目的に将来の大型蓄電池システムを評価する国際規格等も想定した世界最大級の試験・評価施設の仕様・設計を実現したことは、質的にきわめて優れた実績。
- 被試験体への電力の供給について、施設運用時の電気料金削減(当初計画に比べて年間約1億円程度)、被試験体に合わせた周波数(50Hz/60Hz)の設定、万が一の際の電力系統への悪影響防止対策、停電時の施設用電源としての活用が可能な方式を考案し、また、異なるメーカーの蓄電池システムを並列運転させるという類を見ないシステムにも挑戦していることは質的にきわめて優れた実績。
- 規格案を作成するなど電気エネルギー貯蔵システムの安全性に関する国際標準原案に日本の意見を反映させることに貢献できたことは質的に優れた実績。
- 平成27年度から事業を開始する国際標準開発事業において、蓄電池を製造するメーカーのみならず蓄電池を利用

するエンドユーザー、試験所、認証機関を集めた体制を構築できたことは、今後大型蓄電池システムが普及する際に必要とされる標準開発を推進できることから質的に優れた実績。

○国の施策の早期実現のため、専門性のある職員の機動的な配置と横断的な組織体制の整備を迅速に実施したことは質的に優れた実績。

(2)ファインバブル(※1)に関する試験評価方法の検討、国際標準化への協力等

①ファインバブルに関する試験評価方法の検討

○平成 25 年度までの検討状況を踏まえ、ファインバブルの測定手法開発を促進するための新たな測定装置を導入し、ファインバブルのうちマイクロバブル(※2)の濃度、粒径及び粒径分布に関する測定手法開発を実施。これによりファインバブル製品認証の根幹となる測定方法を確立。得られた結果は、一般社団法人ファインバブル産業会(FBIA)が実施する業界独自規格(ファインバブル製品の認証)の検討に活用。

○ファインバブルの経時変化、保管温度、保管容器の種類、輸送方法について検討し、ファインバブルを測定する際のサンプルの取扱方法を世界で初めて開発。

※1:粒径が 100 μ m 以下の気泡(バブル)

※2:粒径が 1 μ m~100 μ m 程度の気泡(バブル)

②国際標準開発への貢献

○上記①で検討したサンプルの取扱方法は、平成 25 年 6 月に経済産業省のトップスタンダード制度を活用して我が国主導で設立された ISO/TC 281(ファインバブル技術)の国内審議団体である FBIA を通じて、WG 2(計測・測定手法)における国際規格案として提案。

○機構にファインバブルに関する各種測定装置や知見があることを活用し、国が進める国際標準開発事業等の一環として、ファインバブルのうちウルトラファインバブル(※3)の評価手法の検討に係る諸試験の実施及びサンプルに含まれるファインバブルの粒径・濃度解析を実施(6 機関(延べ依頼回数 8 回)計 38 サンプル)。

※3:粒径が 1 μ m 以下の気泡(バブル)

③認証体制の構築支援

○FBIA が実施する独自の認証事業検討において、認証スキームの基本的な構造や構築に必要な規程類の整備についてアドバイスを実施。

④成果の普及等

○ファインバブルとそれ以外の粒子を見分けるための方法を検討し、その結果を国際学会(微粒子系分析学会:PSA)でポスター発表(産総研との共同)。

○ファインバブルについて測定可能な内容について周知するため、FBIA の会員企業向けにファインバブル測定に関する説明会を 1 回開催し、9 機関 23 名が参加。

○国が進める「戦略的イノベーション創造プログラム」(SIP)においてファインバブルを活用した植物の生育促進等を研究するグループに対して機構の取組みを紹介。

[自己評価]

○洗浄、水質処理、半導体製造等に活用される我が国発の技術であるファインバブルについて、試験・評価方法の開発や国際標準化への貢献を通じて、産業創出に資することを目的として業務を実施。

○再現性のある測定方法を確立。今後当該手法がファインバブルの定義等に反映されることで偽造品や低品質品等が市場から排除され消費者が安心して製品を選択できることに繋がることから質的に優れた実績。

○機構が開発した手法を基礎として ISO で国際標準化が検討中。日本にとって有利な標準案であり、質的に優れた実績。

【製品安全分野】

主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額(支出額)(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数
決算額(支出額)(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,452,832 の内数
経常費用(千円)	2,403,688	2,454,682	1,955,763	2,290,373
経常利益(千円)	2,482,974	2,414,803	1,939,034	2,292,770
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
従事人員数(各年度1月1日時点の常勤職員数)	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

I-2. 化学物質管理分野(第三期中期計画のI.A-2に相当)

[自己評価]全体評定:S

化審法、化管法及び化兵法の法執行・支援業務並びに化学物質管理情報の整備業務において、質と量の両面で優れた実績及び国民、事業者及び国への安全の確保と産業競争力向上の両立に貢献していることから総合的にS評価相当である。

1. リスク評価に基づく化学物質の管理

[自己評価]評定:S

○改正化審法で新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理制度の着実な施行を支援するとともに、以下を実施。

○優先評価化学物質のリスク評価の実施において、年度計画の想定を上回る基準の実績(※1)(※2)を上げた。

(1)化学物質のリスク評価等

[26年度計画]

① 経済産業省、厚生労働省、環境省(以下、「3省」という)と連携し、一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価等への利用のため、評価の対象となる個々の化学物質の識別情報(MITI番号(注1)とCAS番号(注2)の関連付けの情報も含む。)、ハザード情報、物性情報等を収集・整備する。

また、スクリーニング評価やリスク評価を行うための基礎データとするため、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、「化審法」という)に基づき経済産業省に届け出られた製造・輸入数量等について、技術的な確認・整理を行い、評価対象単位(注3)毎に物質リストを作成するとともに、物質毎に製造輸入数量等の集計を行う。

注1:化審法既存化学物質などに付されている独自の分類番号

注2:米国化学会の一組織であるCASが付与・管理している国際的に広く用いられている分類番号

注3:複数の化学物質を一つのリスクとして評価すべき単位

② 一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価を行い、その結果を3省に提供する。

また、優先評価化学物質のリスク評価の透明性を確保するため、評価手法に関する技術ガイダンスの作成や更新を支援する。さらに、スクリーニング評価、リスク評価を効率的に行うため評価手法の内容を反映した評価用システムを改良し、個々のシステムの統合化を進める。

③ リスク評価等の精度向上及び効率化のため、制度運用上の課題等を踏まえ、必要に応じて国内外の情報などを活用し、評価手法等の改良案の検討を行う。

[26年度実績]

平成21年に改正された化審法で新たに導入されたリスクに基づく化学物質管理¹⁰の着実な施行を支援するため、平成26年度は以下のとおりリスク評価に必要な各種データを整備しつつ、前年度から実施してきたスクリーニング評価、リスク評価Iに加え、より詳細なリスク評価IIをはじめて実施した。

① 以下のリスク評価等に必要な情報の整備を実施した。

性状情報の整備等	新たに物理化学的性状に係る各種データを整備した物質数	278物質
製造/輸入数量等の技	平成27年度版化審法辞書に掲載したレコード数	(全数)97,091件

¹⁰ 従来の法制度ではハザードに基づく規制であり、物質の用途や環境排出・暴露量にかかわらず、物質として人や生態系に有害な影響を与える「有害性」が認められた化学物質は規制から外れることはなかった。今般の改正化審法は、有害性と暴露量とを比較することで人や生態系への影響の可能性を評価するリスクに基づいた化学物質管理制度である。スクリーニング評価から徐々に対象物質を絞りこみ、より詳細な評価のステップを踏むことにより、リスクのレベルに応じた段階的な管理を可能にするとともに、現状の管理でリスクの懸念のないことが明らかとなった物質は対象外とする制度に移行した。ハザードベースからリスクベースの管理への転換は世界的な趨勢であるが、国が主体となって網羅的かつ詳細なリスク評価を行い法規制に反映した例は世界的にも例がない。

術的確認と集計等	うち、追加、変更及び削除したレコード数	うち、4,801 件
----------	---------------------	------------

② 以下の一般化学物質のスクリーニング評価及び優先評価化学物質のリスク評価に係る業務を実施した。

一般化学物質のスクリーニング評価の実施	一般化学物質の排出量の算出物質数	11,897 物質	
	一般化学物質の暴露クラス付けを実施した物質数	7,699 物質	
	一般化学物質のスクリーニング評価を実施した物質数	合計(重複あり)	7,162 物質
		生態影響:	7,140 物質
		ヒト健康影響:	6,816 物質
類似した物質群を含む混合物について、その構造や取扱い実態等から、スクリーニング評価単位を検討した物質数	368 物質		
優先評価化学物質のリスク評価の実施	製造数量等の届出データを用いた優先評価化学物質のリスク評価Ⅰを実施した物質数	合計(重複あり)	140 物質
		生態影響:	45 物質
		ヒト健康影響:	111 物質
	優先評価化学物質について、リスク評価Ⅱを実施した物質数	合計	3 物質
		生態影響:	2 物質
ヒト健康影響:		1 物質	

(優先評価化学物質のリスク評価(評価Ⅱ)の実施)

- 優先評価化学物質 3 物質(ビスフェノール A、イソプロペニルベンゼン及びクロロエチレン(塩化ビニル))のリスク評価Ⅱを改正化審法に基づいて初めて実施した。スクリーニングレベルの評価で大臣指定(優先評価化学物質)されていたクロロエチレン(塩化ビニル)が、機構が実施した PRTR 排出量データなどを活用したリスク評価Ⅱの結果、指定を取り消すことが厚生労働省、経済産業省及び環境省(以下、「3 省」という。)の審議会で決定された。
- 優先評価化学物質のリスク評価の指針(技術ガイダンス)を機構版(平成 26 年度各章合計アクセス数 約 94,000)をもとに 3 省と調整し機構が中心となり素案を作成した。また、化審法リスク評価ツール(PRAS-NITE)(平成 26 年度ダウンロード数 約 520)に反映し公開した。

③ 以下のリスク評価手法の精度向上等の検討を実施した。

(用途情報の解析)

- 機構及び環境省が合同主催した「化審法の環境排出量推計手法検討会」(全 4 回開催)において、3 省の審議会で課題とされた長期使用製品の使用段階からの排出推計を可能とするため、可塑剤と酸化防止剤(各 1 物質)の詳細な検討を行った。
- 機構がホストとなり、OECD 暴露評価タスクフォースを日本(機構内)で開催した。11 カ国の OECD 加盟国、EU、OECD 事務局、他 BIAC(経済産業諮問委員会)や日本側関係者を含め総勢 50 名が参加。機構が中心となって検討を行っている、欧州及び米国それぞれで使用されている用途分類を比較し、用途のカバー範囲の重複や漏れがないかを確認する「マトリックスプロジェクト」の進捗を報告した。

(評価手法の改良案)

- 化審法における低生産量新規化学物質の特例制度に関し、10 トンというすそ切り値の妥当性等について、リスク評価の知見を活かしてシミュレーションを行い、経済産業省に制度改善の方向性について提案を行った。

[自己評価]

(※1) 年度計画における業務は、「リスク評価結果を3省へ提供すること」であるが、機構が実施した優先評価化学物質3物質の詳細な暴露評価による本成果は3省へ結果を提供するという当初想定したレベルを超え、審議会での判断根拠に用いられ化審法規制運用を左右するレベルであること、さらに、この評価結果によりクロロエチレンの指定が取り消された。機構は高い評価技術を基盤とし、安全性を確保しつつ規制の合理化に貢献した。これは、今般の化審法の改正ポイントであるリスクに基づく化学物質管理を象徴した初めての事例であり、企業負担の軽減を通じて産業活動の活性化へ寄与したことは、質的にきわめて優れた実績。

(※2) 年度計画における業務は、「技術ガイダンスの作成や更新を支援」及び「評価手法の内容を反映した評価用システムを改良し、個々のシステムの統合化」であるが、国から公表されたガイダンスは機構がその作成の大部分を担い国民へのサービスとしてリスク評価の透明性を確保した。機構の高い技術基盤により、情報提供のような支援だけでなく、大部分の作成を担ったことは、「技術ガイダンスの作成や更新を支援」で当初想定したレベルを大きく超えている。また、評価ツールについてはガイダンス内容を反映し公開まで行い、企業における化学物質の自主管理の推進へも貢献した。公開による企業支援の実施は、「評価手法の内容を反映した評価用システムを改良し、個々のシステムの統合化」で当初想定したレベルを大きく超えている。アクセス・ダウンロード数についてもこれらの文書やツールに関して非常に高い数値であり、質及び量的に優れた実績。

(2)新規化学物質の審査等

[26 年度計画]

- ① 新規化学物質の審査資料の確認等を行い、3省合同審議会資料等を作成するとともに、3省合同審議会において説明を行う。また、新規化学物質審査の運用の合理化(試験方法の簡素化、審査手続き見直し等)を検討する。
さらに、新規化学物質の届出・審査に関わる技術的事項について事業者からの問合せへの対応を行う。
その他、少量新規化学物質、中間物等の申出書類の技術的事項に係る確認を実施し、有害性情報の報告について整理する。
- ② 経済産業省製造産業局長が実施する優良試験所確認制度(GLP制度)に係る試験施設の基準適合確認について現地査察への参加及び報告書作成等の協力を行う。
- ③ 新規化学物質等に関する届出情報や3省が保有する情報を収載した化学物質審査支援システムについて整備等を行う。
- ④ 化審法に基づく官報公示のための化学物質の名称原案等を「労働安全衛生法(以下、「安衛法」という)及び化審法に基づく新規化学物質の名称の公示における命名法の共通化について」に基づき作成し、3省に提供する。
また、安衛法の届出に係る化学物質の名称の確認を行い、厚生労働省に提供する。
- ⑤ 新規化学物質の審査及びGLP制度の実施等を支援するために必要な国内外の情報の収集・整理を行うとともに、国際的な動向に関する調査、経済協力開発機構(OECD)等の活動への積極的な参画などにより技術上の支援を行う。
また、分解性及び蓄積性に関する構造活性相関手法による予測結果については、引き続き新規化学物質の審査に活用するとともに、反復投与毒性に関する構造活性相関手法については、データのアップデート等を行いつつ精度の向上を図り、化審法における化学物質の評価への活用を検討する。

[26 年度実績]

化審法に基づく新規化学物質の審査業務支援、優良試験所確認制度 (GLP¹¹制度) (優良試験所基準) 制度に係る技術支援、化学物質審査支援システムの整備、公示名称作成等を実施したほか、経済産業省からの要請に基づき新規審査の合理化を実現した。

① 以下の、新規化学物質の事前審査・確認、合理化に係る業務を実施した。

新規化学物質の 事前審査等	届出された分解性、蓄積性等の試験データ等の確認件数	391 件
	事業者からの技術的事項の問い合わせ対応件数	488 件
新規化学物質の 事前確認等	少量新規化学物質製造等の申出書の内容確認、数量調整作業等件数	35,953 件
	中間物等の申出書類について内容確認、指摘事項の作成等件数	205 件

(新規化学物質審査等の合理化検討)

○新規化学物質の事前審査において、機構が過去に試験されたイオン性化合物について、測定値と生物濃縮係数の関係を解析し、logD¹²を用いた生物蓄積性の合理的な評価方法及び運用案を審査の質を確保した上で策定し、3 省に提案し採用された。改正 OECD テストガイドライン 305 の試験結果を審査に適用できるかどうか約 800 物質の過去の試験データを活用・解析し、判定基準案を審査の質を確保した上で策定し、3 省に提案し採用された。また、少量中間物制度運用開始にあたり、合理的かつ必要最低限のデータセット案を確認の質を確保した上で策定し、3 省に提案し採用された。

イオン性化合物の蓄積性審査	試験期間：約 6 か月 → 約 1 か月	試験費用：約 700 万円 → 約 100 万円
有機化合物の蓄積性審査	試験魚数：約 4 割減	試験費用：約 700 万円 → 約 450 万円
少量中間物制度	申請書類：約 1/4 約 25 頁 → 約 6 頁	

② 以下の GLP 査察等の業務を実施した。

試験施設に関する書面審査、現地査察及び報告書(案)作成件数	2 件
-------------------------------	-----

○2 件の GLP 査察のうち、1 件は農薬 GLP との合同査察を実施し、通常、試験施設が関連法令の下で個別に (各 2～3 日間) 受ける査察を、合同実施により 2 日間に短縮した。

③ 以下の化学物質審査支援システム (3 省データベースシステム) の整備に係る業務を実施した。

なお、厚生労働省及び環境省の委託事業としても実施した。

審査用資料及び審査シートの入力件数	572 件
中間物等に係る申出書・確認書の入力件数	380 件
中間物等に係る実績報告書の入力件数	1,204 件
報告された有害性情報のデータ入力件数	217 件
低懸念ポリマー (PLC) 届出物質のデータ入力物質数	134 物質

④ 以下の公示名称の作成に係る業務を実施した。

公示名称案の作成	新規審査判定後 2～3 年経過した物質に対し名称付与した物質数	236 物質
----------	---------------------------------	--------

¹¹ GLP: Good Laboratory Practice の略。化学物質の安全性データの信頼性を確保し、試験を実施する施設が備えるべき設備、体制、操作手順などに関する基準。(OECD にて採択)。

¹² logD: イオン性化合物に対しての中性 (pH=7) で測定したみかけのオクタノール/水分配係数の対数値。

	新規審査判定時に名称付与した物質数	239 物質
	優先評価化学物質候補物質に対し名称付与した物質数	14 物質
公示名称案の確認	厚生労働省が作成した安衛法に係る公示名称案を確認した件数	966 件

○「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針(平成 24 年 4 月 3 日閣議決定)による化審法と労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)の化学物質の名称公示における命名法の共通化の要望を受けた安衛法と化審法の公示名称統一にかかる作業を本格的に実施するための体制を整えた。

⑤ 以下の国内外の情報の調査及び OECD 等活動への参画と有害性等予測手法の調査、検討を実施した。

分解性、蓄積性、反復投与毒性の予測手法の調査・検討	分解性及び蓄積性 QSAR による予測結果資料を作成した物質数	341 物質
	有害性評価支援システム統合プラットフォーム(HESS ¹³)に係る講習会の開催回数	2 回
	OECD HPV chemical ¹⁴ 等の反復投与毒性試験データ、毒性作用機序情報及び医薬品の反復投与毒性試験データの HESS への追加物質数	78、14、50 物質
	化学物質 in silico 評価 ¹⁵ 検討会の開催回数	3 回

(国際会議への出席、国際的な検討事項への対応)

○OECD の会合(GLP 作業部会、QSAR Toolbox マネージメントグループ会合等)に参画し、日本代表の一員として、日本の GLP の実態や機構が開発した HESS 予測手法などを情報提供するとともに情報収集・意見交換等を行い、経済産業省に報告した。

○職員を OECD に出向させ、化学物質管理に係る当機構の構造活性相関手法((Q)SAR)に係る知見を中心に国際的取組みに貢献した。

[自己評価]

○新規化学物質に係る審査支援等を確実に実施。

○新規化学物質の事前審査・確認等に関する合理化において、年度計画で当初想定したレベルを上回る基準の実績(※3)を上げた。

(※3)年度計画では「新規化学物質審査の運用の合理化(試験方法の簡素化、審査手続き見直し等)を検討すること」であるが、世界で初めて機構が確立した蓄積性の評価手法「LogD を用いたイオン性を有する化学物質の生物蓄積性評価基準」策定や、化審法における蓄積性試験結果の評価に不可欠な「改正 OECD テストガイドライン 305 の審査基準」策定、申請書類の大幅な削減を実現した少量中間物制度運用の確認書類(データセット)策定は、審査や確認のレベルを維持した上で、大幅な試験期間・費用の削減、必要書類の圧縮による事業者負担を大幅に軽減し、産業の国際競争力強化へ寄与した。また、行政事務における合理化の実現にも寄与したことは、質及び量の面できわめて優れた実績。

¹³ HESS: Hazard Evaluation Support System Integrated Platform の略。有害性評価支援システム統合プラットフォームのこと。化学物質間のデータの比較や分子構造などにより、化学物質の分類を行うことで未試験化学物質の反復投与毒性の評価を支援するシステム

¹⁴ OECD HPV Chemicals: OECD でリスト化された高生産量化学物質(HPV(High Production Volume) Chemicals)。

¹⁵ In silico 評価: 試験管内試験(in vitro)や動物試験(in vivo)ではなく既存のデータをもとにコンピュータを用いた物理化学的性状や有害性の評価のこと。構造活性相関やカテゴリーアプローチ等の他、代謝や毒性メカニズムなどデータ・情報の統合の体系化等を含む。

(3)立入検査等

[26 年度計画]

経済産業大臣からの指示に基づく立入検査等を的確に実施し、報告書を報告期限内に提出する。

[26 年度実績]

○経済産業大臣からの指示等に基づき、以下を実施した。

中間物等の確認に係る事業所に対する立入検査の実施件数	30 件
少量新規化学物質の立入検査の実施件数	14 件
3 省と協力して策定した立入検査計画案(平成 26 年 9 月から平成 27 年 6 月まで)の件数	31 件

[自己評価]

○化審法における経済産業大臣の指示に基づく立入検査等を的確に実施。

2. 化学物質の排出等に係る事業者の自主管理の促進

[自己評価] 評価:A

○化管法の着実な施行を支援したほか、以下を実施。

○化管法に基づく届出の集計等及び国内外の情報収集の業務において、年度計画の想定を上回る基準の実績(※4)を上げた。

[26 年度計画]

① 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下、「化管法」という)における電子計算機システムの運用、維持・管理を行うとともに、PRTR(注)届出データの内容の確認及び電子化を行いファイル記録システムに入力する。さらに、届出データを集計し、別途国から提供される裾切り推計及び非点源推計結果を併せて公表用データ等を作成する。

また、排出量算出マニュアル等についての事業者等からの照会への対応、化管法 PRTR 制度における届出実務等に関する説明会、リスクコミュニケーションに関する講演会等への講師の派遣、ホームページなどによる関連情報の提供など化管法に係る普及啓発を行うとともに、化管法に関する情報を収集し、関連情報と併せてデータ解析を行い、必要に応じて関係者に提供する。

PRTR届出の電子化に際しては、PRTR届出作成支援プログラムにより作成された書面届出書の2次元コード情報を活用して効率化するとともに、同プログラムや電子届出の普及拡大のために開発の完了した PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の広報活動を行う。

注:Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

② 電子届出について利用率が 50%を超える状況の維持を図る。

③ 国における化学物質管理に係る国内制度の企画立案を支援するため、OECD における PRTR タスクフォースに参加し PRTR の国際整合性を図るための情報の収集・整理を行う。

[26 年度実績]

○化管法の施行を支援するため、事業者から届けられた化学物質排出移動量等の電子計算機への記録、集計、公表

用資料の作成等を行うとともに、事業者における化学物質の自主管理を促進するため、PRTR¹⁶マップの公開、事業者向けの講師派遣、国内外の情報収集提供等を行った。

① 以下の化管法に基づく届出の集計等の業務を実施した。

届出データの記録・集計と公表用データ等の作成	届出データの記録・集計件数	35,974 件
照会対応、普及啓発及びデータ解析等	事業者、自治体等からの排出量算出マニュアルや算出方法などの問合せ対応件数	約 700 件
	PRTR 届出システム及び PRTR 届出作成支援プログラムへの問い合わせ対応件数	約 4,600 件
	化管法関連情報のホームページへの閲覧ページ数	約 222 万ページ
	自治体担当者向けの機構主催の PRTR 事務処理講習会の開催回数	1 回(2 日)
	自治体担当者向けの国主催の講習会への講師派遣回数	1 回(3 講座)
	事業者向けの自治体主催の講演会への講師派遣回数	10 回
	自主管理計画に基づく有害大気汚染物質について届出排出量の推移・削減状況等の解析物質数	12 物質

(届出データの記録・集計と公表用データ等の作成)

- 化管法における電子計算機システムの運用、維持・管理を行った。
- PRTR データの内容確認を行い、排出・移動量データの精度を向上した。
- 国から提供されたすそ切り推計及び非点源推計結果を合わせた公表用データ等を作成した(国から 3 月 6 日に公表)。

(照会対応、普及啓発及びデータ解析等)

- 平成 25 年度公表の PRTR 届出データを用いた過年度との比較(10 年間)報告書を作成、ホームページから公表した。
- 大気中の化学物質濃度の情報を表示する PRTR マップについて、これまで 5km 単位のメッシュで表示していたが、平成 23 年度公表以降の PRTR データを用いた 1km 単位のメッシュ表示を新たに開発し公表した。これにより、地域の工場周辺や沿道の化学物質のより詳細な濃度予測を可能とした。
- PRTR 届出作成支援プログラム Web 版の普及のため、講演会やホームページでの広報を行った。

② 以下の電子届出の利用に係る業務を実施した。

電子届出の利用率	PRTR 届出における電子届出率	約 56%
	電子的に処理可能な届出率(電子、磁気、二次元コード付き書面)	合計 76%(56%、1%、19%)

- 届出の電子化率のより一層の向上に向け、平成 25 年度及び平成 26 年度に届出のあった約 2 万の事業者に対して、電子届出利用促進のためのダイレクトメールを配布した。

¹⁶ PRTR: Pollutant Release & Transfer Register 人の健康や生態系に有害な影響を与えるおそれのある化学物質について、事業所からの環境への排出量及び事業所外への移動量を、事業者が把握し国に届け出るとともに、国が集計して公表する制度。

③ 以下の国内外の情報収集を実施した。

○平成 26 年 10 月に開催された OECD の PRTR タスクフォース会合において、議長からの要請に応じ、PRTR データ活用の例として、PRTR マップを紹介した。諸外国には多数に及ぶ化学物質の濃度情報をマップ表示するシステムは存在せず、参加各国や国際機関から高く評価された。なお、PRTR タスクフォース会合の内容等について経済産業省に報告した。

[自己評価]

(※4)世界をリードする PRTR マップにより、我が国の事業者による化学物質の自主管理の促進に加え、地方自治体が求める地域ごとの詳細な情報を提供する等、環境対策のサポートツールとしての利便性が向上など、質的に優れた実績。

3. 化学兵器に係る国際約束の担保

[自己評価] 評価:A

○化学兵器禁止法における経済産業大臣の指示に基づく国際機関による検査等への立会い及び立入検査等に的確に対応したほか、以下を実施。

○国際機関による検査等の立会い業務の実施において、年度計画の想定を上回る基準の実績(※5)を上げた。

[26 年度計画]

- ① 経済産業大臣の指示に従い、国際機関による検査等への立会い及び立入検査等を的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。特に、増加している立会い等に的確に対応するため、関係職員に対する業務実施全般に関する訓練の実施により、立会いに対応できる職員の育成・対応能力の向上を図る。
- ② 国際機関による検査の円滑化に資するため、対象事業所への事前調査を迅速に実施するとともに、必要な場合には対象事業所への実態調査を的確に実施する。
- ③ 特定物質、指定物質及びこれらの関連物質に対する分析能力を向上させるため、従前の対抗分析から重要な課題について抽出し、改善等を検討し、対抗分析実施方法に反映させる。
また、担当毎に課題を決め分析訓練を実施するとともに、改善点等については、関係職員に対し技術移転の分析訓練を実施する。
- ④ 国際機関等の動向等に注視し、検査実施方法に関する最新関連情報(分析方法、更新された装備品情報等)を入手し、必要な場合にはマニュアルに反映させる等により、業務実施に反映させる。

[26 年度実績]

○化学兵器禁止法における経済産業大臣の指示に基づき、以下のとおり国際機関による検査の立ち会い、立入検査等を実施した。

国際機関による検査等の立会い業務等	化学兵器禁止法第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会い実施件数	25 件
	うち、現地での対抗分析 ¹⁷ 実施件数	うち 2 件
	化学兵器禁止法第 33 条第 4 項に基づく立入検査件数	8 件

¹⁷ 対抗分析：国際査察団が実施する事業所での試料採取分析に対し、立会い側も同じ方法で分析を行い査察団による分析データを検証すること。

事前調査	事前調査の実施件数	22 件
	実態調査の実施件数	4 件

- ① 以下の国際機関による検査等の立会い業務等を実施した。
- 化学兵器禁止法第 30 条第 5 項に基づく国際機関による検査等の立会いでは過去最高の 25 件(表 2 剤 6 件、表 3 剤 1 件、有機化学物質 18 件)に対応した。
 - 分析付き国際検査は通常年 1 回のところ、平成 26 年度は 2 回(過去最高)の検査要求に対し、ともに現地対抗分析として実施した。現地対抗分析の模擬訓練と綿密な事前調査により、通告から限られた時間の中で分析機器の梱包・輸送、現地でのスペース、電源の確保等を行い、国際検査立ち会い開始以来はじめて現地で一度に 6 サンプルもの対抗分析を実施した。また、分析手法については平成 26 年度から新たな前処理方法が導入されたという状況において対応可能な体制を整えた。
- ② 事前調査を実施した(表を参照)。
- ③④国際検査の現地分析に新たに前処理方法が導入されたことに伴い、当該前処理方法に必要な装置及び器具を導入し試行を実施し、2 回目の現地対抗分析において当該前処理方法が実施できる体制を構築した。また、事業者等が保有している表 1 剤の廃棄処理については、主に処理後の分析について参考文献等を入手し査読することなどにより、熟練職員から若手へ技術移転した。

[自己評価]

(※5) 年度計画では「経済産業大臣の指示に従い的確な実施を図ること」であるが、定常的でない検査方法の変更や実施に対し、確実に体制面を整えつつ現地対抗分析を成功させた。現地において国際検査団と同じ環境で同時並行して対抗分析を実施することにより、検査団の分析結果に対する検証レベルが高まり、国内事業者が不利益を受けるリスクを低減させたことは、質的に優れた実績。

4. 化学物質管理情報の整備、提供の強化等

[自己評価] 評定:S

- 化学物質の安全性等の情報について、国内外におけるリスク評価結果等を収集、整理し国民、事業者に対する情報提供の強化を着実に実施。
- CHRIP 等の情報整備と提供において、年度計画の想定を上回る基準の実績(※6)を上げた。
- アジアの化学物質情報基盤構築の支援において、年度計画で当初想定したレベルを上回る基準の実績(※7)を上げた。

(1) 化学物質の安全性等の情報の整備提供

[26 年度計画]

- ① これまでに収集整備した法規制情報、ハザード情報、GHS(注)分類結果情報等について、効率的に収集・整理を行うとともに、化学物質総合情報提供システム(CHRIP)及び J-CHECK 等のデータベースやホームページ等の手段を通じて国民、事業者、行政機関等に提供する。

注: GHS:The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals(世界調和システム)

- ② 平成 25 年度に検討を行った次期 CHRIP について、その検討結果を取りまとめるとともに、システムリニューアルの構築の検討を進める。また、次期 CHRIP による情報提供のあり方や関係機関との情報の連携について検討する。さらに、化学物質評価の促進に係る有害性等調査結果の情報提供方法について検討する。
- ③ OECD の化学品合同会合や IUCLID 専門家会合等の活動に参加し、国際整合性を図るための情報収集等を行う。また、昨年度に引き続き経済産業省が進める
アジアの化学物質情報基盤構築の支援を行う。さらに、e-ChemPortal(注)に、必要に応じて機構が整備している J-CHECK のデータベースの情報を提供するなど、国際情報基盤整備に対応する。
注： e-ChemPortal: a Global Portal to Information on Chemical Substances
化学物質の安全性に関する政府間フォーラム(IFCS)による 2003 年の採択を受け、OECD が 2007 年に構築を開始した、加盟国や国際機関が有する既存化学物質のハザード情報などに関するデータベースを一括して検索できるポータルサイト
- ④ ナノ材料の安全性等について、諸外国の管理等の状況を調査するとともに、独立行政法人産業技術総合研究所や OECD での研究動向などを踏まえて、将来の情報提供の方法について検討を行う。
また、製品経由による化学物質のリスク評価手法等について国内外の手法や管理等の状況を踏まえ、調査、検討を行う。

[26 年度実績]

○化学物質の物理化学的性状、ハザード情報、暴露情報、法規制情報等化学物質管理に必要な情報を収集、整理し、提供した。また、日 ASEAN の政府間会合、人材育成等に参加するとともに、韓国及び台湾の化学物質管理の中核機関との協力協定(MOU)の締結等により、経済産業省が推進する「アジア・サステイナブル・ケミカル・セーフティ構想」の実現に貢献した。

① 以下の CHRIP¹⁸等の情報整備と提供に係る業務を実施した。

CHRIP の情報整備と提供	CHRIP の情報更新回数		10 回
	CHRIP の情報更新データ数	情報追加	約 44,000 件
		情報修正	約 15,000 件
	CHRIP の閲覧ページ数		約 1,124 万ページ
使用方法や提供している情報に係る説明会の開催回数			8 回
GHS ¹⁹ の情報整備と提供	GHS 分類結果追加物質数		152 物質
	GHS 分類の英語翻訳の掲載件数		1,144 物質
J-CHECK ²⁰ の情報整備と提供	J-CHECK の情報更新回数		6 回
	分解度試験、濃縮度試験、分配係数試験、生態影響試験のデータ(IUCLID 形式)の追加件数	日本語	約 3,400 試験 (約 71,000 項目)
		英語	約 5,600 試験 (約 158,000 項目)

¹⁸ CHRIP: Chemical Risk Information Platform (化学物質総合情報提供システム)

¹⁹ GHS: The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals (化学品の分類および表示に関する世界調和システム)

²⁰ J-CHECK: Japan Chemicals Collaborative Knowledge Database 化審法を所管する 3 省が化学物質の安全性情報を広く国民に発信するため共同で作成したデータベース。3 省が有する試験データ等を公開。

	J-CHECK の閲覧ページ数	約 300 万ページ
--	-----------------	------------

(GHS の情報整備と提供)

- 既存の分類結果(日本語版・英語版)に分類結果の有用性の向上のため、ラベル要素の「注意書き」の欄を追加し、各項目の区分に対応する H コード及び P コード²¹情報を記載した。
- アジアへの日本型化学物質情報基盤構築の一環として、これまでも毎年 200～500 物質の GHS 分類結果の英訳を行い公開していたが、GHS 分類結果のうち英訳していなかった物質全ての英語版を公開し日本語版とほぼ同じ情報を提供し、英語による GHS 情報を充実させた(表を参照)。機構が英語翻訳・公表している分類結果は、国連 GHS 専門家小委員会の日本代表委員から高く評価されているとともに、各国から非常に高い注目がある中、平成 26 年 12 月の同小委員会に機構職員が出席し紹介した。

(有害性等調査に関する業務)

- 化学物質の有害性等に関する情報整備と提供を目的として、「化学物質評価の促進に係る有害性等調査に関する業務」を実施し、約 1,000 物質について暫定的な有害性評価を行い、評価した有害性等の情報提供のあり方について検討した。

② 以下の新たな情報の追加及びシステムの整備を実施した。

- ユーザの利便性の向上や、SDS(Safety Data Sheet : 安全データシート)やラベル作成者への支援を拡充するため、GHS 情報の検索及び物質リストを CHRIP に統一するとともに、厚生労働省等の要望を受け、GHS 情報に「職場のあんぜんサイト²²」のモデル SDS ヘルプを追加するなどの改修を行った。
- 次期 CHRIP については、これまでの CHRIP の課題・問題点や日 ASEAN ケミカルセーフティデータベース(DB)の統合を踏まえ、柔軟な情報の追加や日 ASEAN ケミカルセーフティ DB と統合するための開発を開始した。
- JST(科学技術振興機構)や日本化学工業協会など関連する機関と連携に向けた意見交換を行った。JST と相互のシステムの課題と具体的な連携の方向性の整理を行い、機構からは化審法及び安衛法の告示情報のデータ提供を開始した。

③ 以下の化学物質管理情報の収集・整理及び国際情報基盤整備支援に係る業務を実施した。

- アジアの化学物質情報基盤の構築を支援するため、AMEICC(日本・ASEAN 経済産業協力委員会)傘下の会議等に参加するとともに、ASEAN 各国の化学物質法規制等情報を共有するための日 ASEAN ケミカルセーフティ DB について、ASEAN 各国の人材育成への貢献と CHRIP 等のデータベースの運用経験を評価された機構が平成 28 年度からの運用機関として AMEICC の場で承認され、システム開発に着手した。日 ASEAN ケミカルセーフティ DB は、日 ASEAN 経済大臣会合(AEM-METI)共同メディアステートメントにおいて評価・歓迎されるとともに、これにより機構からアジア域内の化学物質管理情報(各国規制情報、GHS 等)を一元的に提供する体制が構築された。
- 経済産業省がタイ及びベトナム政府と締結した覚書(MOC:Memorandum of Cooperation)に基づく政策対話等に出席(11月、2月)し機構の化学物質管理に関する役割、DB やリスク評価等に関する技術的な説明(計5回)を行い、今後の協力について意見交換を行った。

²¹ H コード(Hazard statement code)及び P コード(Precautionary statement code)は、国連 GHS 文書により規定されたコードであり、それぞれ「危険有害性情報」、「注意書き」にあたる。

²² 職場のあんぜんサイト: 労働災害統計や災害事例、労働安全衛生法に基づいて公表された化学物質等の労働者の安全衛生に関する各種情報を発信するために厚生労働省が運営するサイト。

- 柔軟な対応が可能な独立行政法人の強みを活かし、韓国及び台湾の化学物質管理の中核的機関である、KCMA(韓国化学物質管理協会)及びSAHTECH(安全衛生技術センター(台湾))と機構が化学物質管理制度の情報交換と協力に関するMOUを締結した。新たな制度運用が始まる韓国、台湾の法施行支援機関との連携により、機構から国内事業者への情報提供を開始した。これらの連携は、世界的にも有名な化学系情報誌であるChemical Watchなどの記事にもなり、日本の産業界からも歓迎された。今後、継続的に会合を持ち、互いに化学物質管理制度について、指定物質等のリストを含む法令等の制定・改正や運用等に関する情報交換及び協力を行うこととなった。
- 継続的に実施している米国環境保護庁(EPA)とテレビ会議による情報交換を平成26年度は2回実施し、職員の長期派遣研修を通じた情報交換も実施した。
- ChemCon(化学物質規制法及び貿易側面に関する国際会議)(2回)、ICCP(化学物質管理に係る国際会議)、日中韓化学品サミット、化学品管理フォーラム、ベトナム化学品庁主催の企業向けセミナー及びJICA主催の化学物質管理研修(国内)、知の市場(国内)など国内外のセミナー・研修会等において、機構のHPより公表しているGHS情報、CHRIPなどについて情報提供を行った。
- 以上の成果を含むHPの海外関連情報を充実し、外部への情報発信を拡充した。

④ 以下のナノ材料の安全性等に係る業務を実施した。

(ナノ材料の安全性の調査等)

- ナノ物質に関する情報については、OECDにおける工業用ナノ材料に関する作業部会会合及びワークショップに参加し、ナノ材料のGHS分類方法の国際的整合に関する情報を収集し、経済産業省への情報提供を行った。

(経済産業省への化学物質管理に係る情報の提供・提案)

- 経済産業省が実施する、化審法・化管法見直しの勉強会及び検討委員会、技術戦略マップの検討、大学連携事業及び委託事業等について検討の段階から参加し、リスク評価手法、化管法物質選定基準等に係る機構が蓄積している高い知見をもとに経済産業省に情報提供や技術的な提案をした。

(製品経由の化学物質のリスク評価手法の調査等)

- 消費者製品含有化学物質のリスク評価を慢性影響だけでなく、急性影響や製品事故等にも展開するために製品安全センターが受理した事故情報等から3物質(ホルムアルデヒド、イソホロン、ジフェニルメタンジイソシアネート)を選定し、製品事故時のリスク評価及び一般消費者のリスク評価を実施した。このリスク評価結果は、製品安全センターの事故原因究明に貢献した。また、これらのリスク評価を通じて、製品安全センターと意見・情報交換を行い、リスク評価手法の改良や事故調査における情報収集のあり方等について検討を行った。
- 日本国内において消費者製品含有化学物質(成形品を含む)の定常状態の暴露評価を実施可能な現在唯一のツールであるCHEM-NITE ver.2の作成・公開を行った。また、併せて同ツールの英語版(CHEM-NITE ver.2e)も作成・公開した。これまでのCHEM-NITEは、GHSラベリングに係る調剤製品(塗料、接着剤等)を対象としていたが、いくつかの物質・製品の暴露評価の経験を踏まえて機能を精査し、成形品を含む消費者製品を対象とするよう拡張した。

[自己評価]

- (※6)日本がGHS分類した結果の英語版の公表は、国外への情報発信、特にアジアへの日本型化学物質情報基盤構築の一環として、非常に有効である。機構が提供するGHS分類サイトはGHS-JとしてOECDの化学物質DBポータルサイトに登録されており、国際的に有用なデータと評価されている。

また、J-CHECK においては、各種試験結果の日本語版の公開に加えて日本語版とほぼ同様の英語版の試験データを整備し、事業者などが、化学物質を適切に使用・管理するために必要とされる安全性情報の提供を大幅に向上させた。

これらは、質及び量的に優れた実績。

(※7)年度計画では「経済産業省が進めるアジアの化学物質情報基盤構築の支援」であるが、経済産業省が推進するアジア・サステナブル・ケミカル・セーフティ構想の一環としてアジア域での円滑な化学物質管理の要である日ASEAN ケミカルセーフティ DB の運用機関への決定や、化学物質管理制度を構築しようとしているタイ・ベトナム政府への、企業負担の少ない日本型化学物質管理制度の利点等の理解促進及び今後の制度構築への貢献、更に新たな制度運用が始まる韓国及び台湾の支援機関との連携関係の構築は、アジアへの情報発信を通じて我が国がアジアの化学物質管理をリードすることを可能とするとともにアジアの法規制等情報を正確に遅滞なく我が国企業に提供することでビジネスチャンス拡大にも繋がるものであり、産業界からも今後の成果が期待される 質的に極めて優れた実績。

(2) 化学物質のリスク等に係る相互理解のための情報の整備、提供

[26 年度計画]

事業者や自治体等のリスクコミュニケーションに資する情報をホームページ等により提供するとともに、その活用方法についての講演会等を行う。

また、わが国のリスクコミュニケーションの現状を踏まえ、必要に応じて事業者等の活動状況について情報収集を行うとともに情報提供の手法を検討する。

[26 年度実績]

(リスクコミュニケーションのための情報の整備、提供)

- 自治体等が主催する講演会等において(参加者は、事業者が主)、ホームページから提供している PRTR マップや PRTR データ分析システムを活用したリスクコミュニケーションの方法等に関する説明を行った(全国で計 10 回)。
- 自治体職員に対し、機構主催の PRTR 事務処理講習会や、経済産業省主催の研修での講演を通じて、PRTR データに基づくリスクコミュニケーション等について説明を行った。

(広報、情報提供の推進)

【講師派遣・展示】

- 内閣府等とシンポジウムを共催するとともに、主婦連合会と共同で社会人講座を開講(講師派遣 13 回)するなど、リスク評価をはじめとした化学物質管理に関する技術情報の効果的な普及を図った。
- 製品安全センターが主催する消費生活センター等との連絡会議(全国 9 カ所)に出席し、地方自治体の消費生活センター等の担当者に製品含有化学物質のリスク評価の方法及び評価に必要な情報について説明するとともに、CHRIP や GHS 情報の活用方法を提供した。
- 2014 洗浄総合展において、機構が提供している化学物質管理に関する情報について展示を行った。
- その他に、NITE 主催の講習会を 6 回及び、講師派遣を 30 回実施した。

【ホームページ、メールマガジン、リリース】

- 化学物質管理に関する情報を広く一般に周知するため、ホームページを利用し、法規制情報、有害性情報、リスク評価関連情報などについて、最新情報を提供した。特に重要な情報はニュースリリースの形態で発信を行い、平成 26 年度は 16 件のリリースを行った。また、化学物質に関する事故等についての報道機関からの問い合わせに対応した。

○リリース等の情報提供の結果、専門紙を中心に9回の新聞掲載、7件の雑誌掲載があった。

○メールマガジン【NITE ケミマガ】の配信(電子メールを利用)を通して、毎週、化学物質管理に関するサイトの新着等の情報を提供した(読者は各省庁等において個別に掲載されている化学物質管理に関する最新情報を一括で入手可能である。)。また、「NITE ケミマガ」を周知するため、講演を行ったセミナー等の会場においてチラシを配付した。登録者数は、平成27年3月末現在約5,500名(平成25年度比約500名増)となった。

【その他】

○化学物質管理センターの業務を紹介するため、化学物質管理センターパンフレット(約1,000部)やCHRIPパンフレット(約1,100部)、リスク評価に関する解説本である「化学物質と上手に付き合うために」(約2,800部)等の配付を行い、機構の活動の理解促進に努めた。

[自己評価]

○事業者や自治体等のリスクコミュニケーション等のための情報の整備、提供等を着実に実施。

【化学物質管理分野】

主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額(支出額)(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数
決算額(支出額)(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,452,832 の内数
経常費用(千円)	1,283,861	1,183,639	1,139,677	1,379,375
経常利益(千円)	1,205,949	1,190,666	1,143,133	1,374,422
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
従事人員数(各年度1月1日時点の常勤職員数)	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

I-3. バイオテクノロジー分野(第三期中期計画のI.A-3に相当)

[自己評価]全体評定:A

1. バイオテクノロジーの産業利用のための安全性確保

[自己評価]評定:A

○バイオテクノロジーの産業利用における安全レベルの質的向上等を図るとともに、以下を実施。

○カルタヘナ法の執行・支援業務において、年度計画の想定を上回る基準の実績(※1)を上げた。

(1) 遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務

[26年度計画]

① 申請書類の事前審査等の審査支援

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(以下、「カルタヘナ法」という)における鉱工業利用を目的とした第二種使用等の大臣確認申請書類について、技術的な内容の確認等の事前審査を行うとともに、事業者からの照会等に対し適切に対応する。また、経済産業大臣が定める GILSP(優良工業製造規範)遺伝子組換え微生物リストの改正に必要な技術情報等の調査を行い、告示原案を作成し経済産業省に報告する。さらに、大臣確認を受けた申請書類のデータベース化について、既存システムの更新とデータの移行を行う。

② 立入検査等による事後の確認

カルタヘナ法第32条第1項の規定に基づく立入検査等について、同条第2項の規定に基づく経済産業大臣の指示に従って的確に実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

③ カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

カルタヘナ議定書締約国会議関係の会合への出席、外部機関訪問等による情報収集・整理を行い、最新の科学的知見等の集積を図る。

[26年度実績]

遺伝子組換え生物等の産業利用におけるカルタヘナ法の執行・支援業務を確実に実施。

① 申請書類の事前審査等の審査支援

		平成26年度	平成25年度
カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の産業上の使用等の申請に関する事前審査件数		265件	228件
内訳	GILSP(優良工業製造規範)相当微生物	253件	228件
	カテゴリー1 ²³ 相当微生物、動物、植物	12件	平成26年度より新規
産業構造審議会製造産業分科会バイオ小委員会への審査支援		3件	1件
事業者からの照会等への対応件数		82件	84件
内訳	事前相談	14件	9件
	電子メールによる問い合わせ	35件	33件
	電話による問い合わせ	33件	42件
GILSP告示の原案作成件数		1件	1件

²³ カテゴリー1:遺伝子組換え微生物に病原性がある可能性が低く、かつ GILSP に含まれないもの。

(審査運用の改善・見直し)

○第二種使用²⁴の申請手続きにおいて、事前審査の運用実績に基づき、機構での事前審査の対象範囲を微生物以外に拡大及び宿主が同一の場合の申請簡素化といった安全性の確保を前提とした審査運用の改善・見直し案を経済産業省に提案し、採用。審査の合理化を実現。

事前審査の対象範囲の拡大による審査期間の短縮	最大 12 か月 → 約 1 か月
申請簡素化による申請書の削減	約 1/10(約 2400 頁 → 約 220 頁)

(申請書類のデータベース化)

○過去に経済産業大臣の確認を受けた申請書類のデータベース化については、システムの再構築を行い、データの整備を実施。データベースは事前審査や GILSP 告示の原案作成、立入検査に活用。

②立入検査等による事後の確認

	平成 26 年度	平成 25 年度
カルタヘナ法に基づく立入検査の実施件数	11 件	12 件

○遺伝子組換え微生物の漏洩等の事故が起こった場合の機構における事故対応マニュアルを作成するため、事故を想定したシナリオを作成し、初動から事故結果の公表までに必要な行動や手続きのシミュレーションを実施。

③カルタヘナ議定書締約国会合への活動に対する協力等

○合成生物学に関する国際的な動向や規制の必要性について情報収集するため、第 18 回生物多様性条約の科学技術助言補助機関会合 (SBSTTA18)、第 7 回カルタヘナ議定書締約国会議 (COP-MOP7) に有識者として参加し、収集した情報を経済産業省及び一般財団法人バイオインダストリー協会の「生物多様性関連の遺伝子組換え技術に係る国際交渉等調査検討委員会」に報告。

[自己評価]

(※1)年度計画における業務は、「技術的な内容の確認等の事前審査を行う」であるが、現状の産業形態に見合った形での拡散防止措置の申請、審査のあり方を検討し、審査期間及び申請書類の大幅な削減を実現する機構の審査運用の改善・見直し案が、産業構造審議会製造産業分科会バイオ小委員会です承され、新たな審査手続きとして採用されたことは大きな成果。さらに、新たな審査手続きにより、安全レベルを維持した上で、従来であれば事前審査対象外であった 12 件の案件に関し審査期間が短縮し、また、申請書類の圧縮により事業者の負担が軽減され、事業者の計画的な事業実施に寄与したことは、行政サービスの改善の面からも 質的に優れた実績。

²⁴ 第二種使用:施設、設備その他の建造物の外の大気、水又は土壌中への遺伝子組換え生物等の拡散を防止する意図をもって行う使用等であって、そのことを明示する措置その他の主務省令で定める措置を執って行うもの。

(2) 微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ指針への執行・支援業務

[26年度計画]

次の(3)の取組を通じて必要な情報を収集しバイレメ指針に基づき事業者が行うモニタリング等の実施方法の検討に対し技術的な支援を行う。

[26年度実績]

微生物による有害物質の分解等におけるバイレメ²⁵指針への執行・支援業務を確実に実施。

事業者に対するバイレメに関する技術的助言		6回
内訳	バイレメ指針の申請内容についての技術的助言	2回
	微生物の導入による生態系影響についての助言	3回
	モニタリング方法について技術的助言	1回

○バイレメ指針における申請書類の技術的な内容の確認については、機構が自ら申請した案件以外の申請がなかったため、申請書類の確認は必要なかった。

(3) 微生物利用の際の適切なリスク評価の実現に向けた取組み

[26年度計画]

- ① 環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な次の技術情報の収集・整備を行う。
 - a. 有害菌・有害遺伝子に係る既知情報収集・整備。
 - b. 有害菌を区別するための微生物のゲノム情報・指標遺伝子の収集・整備。
また、収集・整備した技術情報及び指標遺伝子を元にデータベース化を図るとともに、公開したデータベースについて検索エンジンを実装させるなどの高度化を図る。
- ② 環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を評価するために必要な次の技術情報の収集・整備を行う。
 - a. 環境中の微生物の網羅的な菌叢(きんそう)解析を実施するための技術情報の収集・整備。
 - b. 生態系影響評価を実施する際の判断指標となる情報(環境中微生物叢データ)の整備。
- ③ 環境中に漏洩した微生物の経時的モニタリングによる漏洩菌の環境中での消長把握、「生物学的封じ込め」効果の確認を実施する。

[26年度実績]

環境に導入する微生物の評価手法に必要な技術情報の収集・整備を実施。

①環境に導入する微生物を有害菌と区別するための評価手法の開発に必要な技術情報の収集・整備

a. 有害菌 ²⁶ ・有害遺伝子に係る既知情報	有害菌リストの更新回数	4回
b. 有害菌を区別するための微生物のゲノム情報・指標遺伝子	有害菌並びにその類縁菌のゲノムシーケンス実績	167株 (78属 158種)
	MLSA法 ²⁷ の新規開発件数	2属 (Pseudomonas, Rhodococcus)

²⁵ バイレメ: バイオレメディエーションの略。微生物や植物等の生物が持つ化学物質の分解能力、蓄積能力などを利用して土壌や地下水等の汚染浄化を図る技術のこと。

²⁶ 有害菌: ヒト/動物/植物病原菌及び日和見感染菌のこと。

²⁷ MLSA法 (multilocus sequence analysis): 種レベルでの分類が可能な複数の遺伝子のDNA塩基配列に基づく分子系統解析法。

	MLSA 法の高度化件数	2 属 (Acinetobacter、Comamonas)
	病原性関連遺伝子および指標遺伝子の配列情報の収集数	ヒト／動物病原菌と類縁菌に該当する全ての属(26 属)

○微生物利用者が迅速に病原菌と近縁の類縁菌の識別を行うために必要な情報である、病原性関連遺伝子および 16S rRNA 遺伝子²⁸よりも多型なハウスキーピング遺伝子²⁹の配列情報を収集。今後、収集した情報を有害菌リストへ追加することにより、情報の充実を図る予定。

○ANI 法³⁰を用いた菌株同定について、国内の微生物利用者に向けて機構のホームページを通じ広く情報提供。

②環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を評価するために必要な技術情報の収集・整備

a.環境中の微生物の網羅的な菌叢(きんそう)³¹解析を実施するための技術情報の収集・整備

○より安価で正確な生体系影響評価の実現のため、新たに大量の塩基配列が得られる菌叢解析手法を開発し、共同研究先とラウンドロビンを実施。開発した菌叢解析手法の利用促進を図るため、論文や学会において情報を提供。

b.生態系影響評価を実施する際の判断指標となる情報(環境中微生物叢データ)の収集・整備

○環境に導入する微生物が微生物生態系に与える影響を調査するため、機構が自らバイレメ指針の適合評価(大臣確認)を取得した微生物を用いて企業等と実証実験を行うとともに、企業から提供を受けた試料について新たに開発した菌叢解析手法を用いて実施。この結果、環境に導入する微生物が漸減傾向を示すなど微生物生態系に与える影響が小さいことを確認し、バイレメの安全性や社会的受容性の確保に活用。

○一般財団法人バイオインダストリー協会の「組換え微生物の野外利用時の生態系影響評価に関する検討委員会」に有識者として参加し、微生物の野外利用時の生態系影響評価を実施する際に必要な病原性や有害物質生産性等評価項目、評価方法について提言。

③環境中に漏洩した微生物の経時的モニタリングによる漏洩菌の環境中での消長把握、「生物学的封じ込め」効果の確認

収去・検出標準作業手順書の種類	進捗
遺伝子組換え大腸菌	産業構造審議会製造産業分科会バイオ小委員会(平成 26 年 7 月)において了承
遺伝子組換え酵母	新たな選択培養方法の検証実験を行い、目的とする酵母のみを分離する方法を手順書に反映
遺伝子組換え枯草菌	模擬漏洩土壌での消長把握試験を行い、手順書作成のための基礎データを取得。

²⁸ 16S rRNA 遺伝子:タンパク質合成に関わる重要な分子のもととなる遺伝子であり、細菌等原核生物の系統解析を行う際に用いられる。

²⁹ ハウスキーピング遺伝子:エネルギーの代謝や細胞機能の維持のために、多くの組織や細胞中に共通して常に働き続けている遺伝子のこと。

³⁰ ANI(Average nucleotide identity)法:菌株間の全ゲノム塩基配列の類似性に基づき系統解析を行う方法。

³¹ 菌叢(きんそう):ある特定の環境で生育している微生物集団のこと。

2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

[自己評価] 評定:A

○国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給について、世界トップクラスの生物遺伝資源機関(BRC)として、国内外から産業利用上重要な生物遺伝資源を戦略的に収集し、品質管理、保存・提供を的確に実施するとともに、以下を実施。

○生物遺伝資源の利用促進を図るための取組みにおいて、年度計画の想定を上回る基準の実績(※2)(※3)。

○国内外の生物遺伝資源機関とのネットワークの構築並びに情報収集において、年度計画の想定を上回る基準の実績(※4)。

(1) 国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給

[26年度計画]

① 大学や企業等への依頼や海外機関との連携による菌株の交換等を行い、代替エネルギー、環境修復、健康等の産業に利用される株や各種検定指定株、参照試験に用いられる分類学的基準株等の産業利用上重要な微生物を収集、保存し、提供する。

保存した微生物は、学名の確認などの品質管理試験を行った後、分離源や用途に関する情報を整備する。

② 品質管理の高度化を目的として、MALDI TOF-MS(注)を利用した同定を行う微生物種の拡大を図るとともに、供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、ISO 9001の定期審査を受け、登録を維持する。

注: MALDI TOF-MS: タンパク質などの高分子を測定可能なマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計。

③ 微生物株同定に用いられる遺伝子の解析、表現性状の解析及び代替エネルギー、環境修復、健康等に関する種を代表する微生物ゲノム解析等を行い、保存微生物の情報を提供する。

④ ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、生物資源管理システムの構築を引き続き実施する。

⑤ 生物遺伝資源の利用促進を図るため、次の取組を行う。

a. 前年度構築した機能検索データベースについて、ユーザーからの意見を踏まえ、検索可能な微生物、機能等を追加する。

b. 整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーを掘り起こすため、中堅・中小企業に対する取組を強化し、地方公設試などの中堅・中小企業のニーズが集まる機関を通じた広報活動を行う。

c. ホームページやメールマガジンを通じた新規公開株リストや生物遺伝資源に関する技術情報の発信、機構における活動の周知を行う。

⑥ JSCC(日本微生物資源学会)カタログ、アジア諸国との生物遺伝資源機関ネットワーク(ABRCN)については、データの維持・更新を図りつつ、新たな参加を呼びかける。また、微生物資源へのアクセス環境の整備や保存機関の認証制度などについて情報を収集するため、世界微生物資源機関連合(WFCC)による世界ネットワーク活動に参加するとともに、欧州微生物保存機関機構(ECCO)や欧州微生物資源研究基盤(MIRRI)など、欧州を中心とした先進国と連携し、生物多様性条約や名古屋議定書を取りまく国際的な動向等について、情報収集及び意見交換を行う。このほか、JSCCの理事会等に参加し、国として微生物の提供等のあり方等について情報収集及び意見交換を行う。

⑦ アジア地域における生物遺伝資源の保存と利用促進を目的とする多国間の協力体制(アジアコンソーシアム)の充実を目指し、3つのタスクフォース(アジアBRCネットワークにおける微生物情報の拡充、人材育成活動促進、生物資源移転メカニズムによるアジアモデルの構築)活動などの活動内容の高度化を図る。

⑧ 微生物を利用する企業等の災害等による微生物の消失リスクの低減を図るため、微生物遺伝資源バックアップ業務の試行を開始する。

[26 年度実績]

国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給に係る業務を実施。

①産業利用上重要な微生物等の生物遺伝資源の収集・保存・提供

		平成 26 年度	平成 25 年度
産業利用上重要な微生物 ^{※1} (NBRC 株)			
登録数		837 株	683 株
分譲数	微生物株	7,526 株	8,019 株
	クローン	276	268
	ゲノム DNA	79	91
有用機能等の探索源となる微生物 (RD 株)			
保存数 ^{※2}		3,669 株	2,185 株
提供数		8,014 株 (うち、新規 3,369 株)	12,184 株

※1: 国内外の産業利用上重要な微生物の種類: エネルギー関連菌 (脂質生産菌、セルラーゼ³²生産菌等)、バイレメ菌、放射線耐性菌、抗生物質生産菌、動植物寄生菌、病原微生物 (日和見菌)、食品由来菌、基準株等

※2: 有用機能等の探索源となる微生物の探索国: 日本、モンゴル、ベトナム、ミャンマー

- 麹菌や酵母など真菌類における国際的な学名の見直しへの対応として、国際会議や学術誌等から情報を収集し、NBRC のオンラインカタログに反映。
- 分離源や用途に関する情報として、食品汚染・住環境等から分離された糸状菌をリスト化するとともに、冬虫夏草類などについて和名情報を整備し、ホームページで公開。

②品質管理の高度化

	平成 26 年度	平成 25 年度
MALDI TOF-MS ³³ を利用して取得した解析データのライブラリ化数	450 株以上	600 株以上

- 供給する生物遺伝資源の品質を確保するため、ISO 9001 の定期審査を平成 26 年 10 月に受け、登録を維持。

③保存微生物の情報提供

微生物株同定に用いられる遺伝子の解析数		409 株
内訳	乳酸菌	100 株
	黄色ブドウ球菌	21 株
	糸状菌	258 株
	酵母	30 株
表現性状 ³⁴ の解析		・酢酸菌のセルロース膜生産能

³² セルラーゼ: 植物の細胞壁等に含まれるセルロースを分解する酵素群のこと。植物等からバイオエタノールを効率的に生産するために必要な物質。

³³ MALDI TOF-MS: タンパク質などの高分子を測定可能なマトリックス支援レーザー脱離イオン化飛行時間型質量分析計。

³⁴ 表現性状: 形や色、代謝産物の生産能力等生物がもつ性質や特徴のこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・乳酸菌の糖発酵性能 ・サルモネラ属菌の食品衛生法に定められた培地での培養性状 ・放線菌の二次代謝産物生産能(大学との共同事業) ・JIS 試験に指定されている糸状菌の胞子形成能 ・酵母の脂肪酸・アルコール生産能(大学との共同事業) ・微細藻類の増殖性能や油脂・多糖生産能
代替エネルギー、環境修復、健康等に関する種を代表する微生物のゲノム解析実績	139 属 334 種 (385 株)
ゲノム解析を行った微生物の遺伝子領域への機能推定実施株数	6 株

○NEDO 委託事業「バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発」で平成 24 年までに収集したバイオマス糖化微生物とその酵素情報を整備し、新たに開設したホームページから提供。

④生物資源管理システムの構築

○ユーザーに有益な生物遺伝資源情報を提供できる体制を整備するため、生物資源管理システムの構築を引き続き実施しており、プロトタイプ of システム開発に着手。

⑤生物遺伝資源の利用促進を図るための取組み

a. 機能検索データベースへの情報追加

微生物遺伝子機能検索データベース「MiFuP(ミファップ)」		
産業上利用されているもしくは有用と考えられる遺伝子機能情報の調査・作成数		19 機能
推定機能を掲載し検索可能となった NBRC 株数		23 株
放線菌の二次代謝合成遺伝子のデータベース「Do BISCUIT(ドビスキューイ)」		
更新回数		2 回

○目的の物質の生産能を有する微生物群の効率的な選定が可能な世界でも類を見ないデータベースである MiFuP の利用促進を図るため、講習会を開催するとともに、学会・展示会等において新規ユーザー獲得のための活動を実施。この結果、企業等において幅広く利用(平成 26 年度末のアクセス数が約 8.7 万ページ/月(年度当初から約 1.3 倍増加))。

b. 整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーの掘り起こし

○整備した微生物遺伝資源に対する潜在的ユーザーを掘り起こすため、地方公設試験研究機関等が集まる産業技術連携推進会議の地域部会(6 地域)への参加やバイオ系企業への訪問、イベント出展等を通じた積極的なニーズの収集、マスコミの番組作成への協力等による広報活動(詳細は、IV. その他の事項 5. 広報、情報提供の推進において記載)を実施。

○地方自治体と民間企業がタイアップして行っている「このへブランド海外発信事業」という地域活性化事業への協力に着手。

<NBRC の業務成果の社会実装例>

- ①NBRC の有する厳格に品質管理された生物遺伝資源(基準株)が、民間企業による食品工場や病院などで人体や食品に悪影響を及ぼす様々なカビを迅速に検出できる検査キットの実用化に貢献。
- ②平成 25 年度に NBRC と東北支所が岩手県釜石市等と協力して地域の復興シンボルである「はまゆり」から分離した微生物を地域ブランド商品開発に活用するため、経済産業省所管独法である強みを活かし、経済産業局、地方公共団体(県、市)、公益法人とネットワークを構築し、情報共有しながら中小企業支援制度の概要紹介や微生物供給体制への助言等の後方支援を実施した結果、被災した地元中小企業により微生物が活用され、地ビール等が開発。

c. 生物遺伝資源に関する技術情報等の発信

メールマガジン	
配信数	7 回
受信者数	1,434 名 (25 年度末より約 61 名増)
培養方法等に関する実習・講義開催回数	2 回(各 1 日間)
外部刊行物への掲載件数	33 件
学会発表件数	39 件
講師派遣件数	7 件

⑥国内外の生物遺伝資源機関とのネットワークの構築並びに情報収集

JSCC(日本微生物資源学会)カタログにおけるデータ公開機関数	8 機関
アジア統合データベース(ABRCN)におけるデータ公開機関数	9 機関

○微生物資源へのアクセス環境の整備や保存機関の認証制度などについての情報収集実績

参加先	参加目的
欧州を中心とした微生物資源へのアクセス環境の整備関係	
TRUST (TRAnsPARENT Users-friendly System of Transfer: 透明性及び利便性を確保する移転システム) 会議	EUを中心とした菌株移動に関する動向調査及び名古屋議定書対応に関する情報収集
世界微生物株資源機関連盟(WFCC)	微生物分野における遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(ABS)実施に関する意見交換
国連大学高等研究所	
イギリス自然史博物館	
EU 規則に関するカンファレンス及びワークショップ(国際商業会議所主催)	10 月に発効した EU 規則施行の詳細と EU 域内外のステークホルダからの意見に関する情報収集
EU 規則施行法に関するステークホルダ会議(欧州委員会主催)	EU 規則に関する施行法策定に関する動向調査及び EU 域内外産業界及びステークホルダの意見に関する情報収集
生物遺伝資源保存機関の認証制度関係	
ISO/TC276 TASKGroup2 Biobanks/BRCs	我が国の微生物遺伝資源機関の代表として、バイオ

- 欧州委員会 (EC) や国際標準化機構 (ISO) の会合で得られた情報は、NBRC における今後の生物多様性条約やバイオバンクに関する国際標準化への対応及び検討のために活用するとともに、経済産業省、業界、企業等関係機関に提供。特に、我が国において EU 規則への理解を深めるため、他省庁や企業からの参加者を含む EU 規則勉強会 (5 回) を開催。
- EU 規則及び施行法案について、経済産業省や関係機関と調整し、我が国企業が不利益を被る可能性がある EU 規則の域外適用条項について欧州委員会に対し提言書を提出。受理された後、欧州委員会のホームページにて公開。
- JSCC に参加し、国としての微生物の提供等のあり方等について情報収集及び意見交換を実施。

⑦アジアコンソーシアムの充実及び活動の高度化

【ACM³⁵11 の開催】

- 11 月に韓国で、11 ヶ国から 18 機関が参加する第 11 回 ACM (ACM11) を開催。

【ACM 活動の運営】

- ACM11 では 10 月に開催された名古屋議定書第 1 回締約国会議 (COP-MOP1) の報告や ACM 運営指針改定についての協議を実施。
- ACM の生物資源移転管理タスクフォースでは引き続き NIEMA³⁶システム構築の取組みを行い、10 月に開催された COP-MOP1 のサイドイベントにて発表。その結果、当該取組みは、EU 諸国やアジアのカルチャーコレクションより法的確実性を確保しながら名古屋議定書発効後も円滑な菌株移転を実行するためのツールとして有効であるとの評価。

⑧生物遺伝資源バックアップ業務の試行

- NBRC に新たなバックアップ拠点を整備 (平成 24 年度補正予算事業)。
- 生物遺伝資源バックアップ業務を平成 26 年 8 月より開始。

生物遺伝資源バックアップ実績	
件数	37 件
株数	245 株

[自己評価]

- (※2) 年度計画における業務は、「前年度構築した機能検索データベースについて、ユーザーからの意見を踏まえ、検索可能な微生物、機能等を追加する」であるが、MiFuP は、微生物遺伝資源とゲノム塩基配列及び機能をリンクさせることにより、遺伝情報を価値のあるものへと導くこれまでにない、生物遺伝資源保存機関とゲノム解析機関を有する NBRC ならではの画期的なデータベースとして企業から利用価値が高いとの評価。さらに、新規ユーザー獲得活動の結果、利用促進が加速されたことは、質的に優れた実績。
- (※3) 年度計画における業務は、「中堅・中小のニーズが集まる機関を通じた広報活動を行う」であるが、NBRC の有する厳格に品質管理された生物遺伝資源や高度な分離・分析技術並びに機構の支所における地域連携体制や後方支

³⁵ ACM: The Asian Consortium for the Conservation and Sustainable Use of Microbial Resources: 微生物資源の保全と持続可能な利用のためのアジアコンソーシアム

³⁶ NIEMA: Network of International Exchange of Microbes in Asia under ACM: 名古屋議定書に則した BRC 運営と生物遺伝資源移転管理のあり方として、微生物保存機関間の海外微生物の効率的な移転のために ACM で構築されたスキーム

援が地域活性化や中小企業による産業利用に結びつき、NBRC の業務成果が社会実装されたことは、質的に優れた実績。

(※4) 年度計画における業務は、「欧州を中心とした先進国と連携し、生物多様性条約や名古屋議定書をとりまく国際的な動向等について、情報収集及び意見交換を行う」であるが、各国の研究機関や生物遺伝資源機関等から情報収集を行うだけでなく、EC や ISO の会合に我が国の微生物遺伝資源機関の代表として参加し、生物多様性条約やバイオバンクに関する国際標準化の国際動向をいち早く入手し、NBRC における今後の対応及び検討に活用しつつ、我が国企業等を守るための対応をとったことは、我が国企業等における海外生物遺伝資源の利便性の向上に貢献したものであり、質的に優れた実績。

(2) 海外生物遺伝資源に対するアクセス・ルートの確保

[26 年度計画]

- ① 生物多様性条約に基づいた海外生物遺伝資源へのアクセス・ルートの確保として企業等のユーザーに対し、ベトナム、モンゴル、ミャンマー等との協力関係を利用した現地生物遺伝資源への直接アクセスの支援を行う。
- ② 生物多様性条約(CBD)の精神に則った仕組みの下で、保有する海外生物遺伝資源をユーザーに対して提供するサービスの実施を行う。
- ③ アクセス支援策を実施することを含め現在協力関係を構築している国々(インドネシア、ベトナム、モンゴル、ミャンマー、タイ等)との間で引き続き生物遺伝資源の保全と持続可能な利用を目的とした共同事業や微生物の交換を実施する。
- ④ 途上国における生物多様性保全の支援事業である「眠れる森のび(美・微)生物プロジェクト」を実施し、日本政府が CBD 第 10 回締約国会議(COP10)において約束した途上国支援に協力する。
- ⑤ 中南米、アフリカ地域等の資源国についても、名古屋議定書の批准状況、アクセスと利益配分に関する国内法の制定状況やその概要など、それぞれ特有の事情について調査を行う。
- ⑥ CBD に関連する国際会議等に参加してアクセスと利益配分についての国際動向等に関する情報収集を行う。

[26 年度実績]

二国間協力関係の維持による海外の産業有用な微生物を入手するとともに、それらを我が国企業等に提供。

- ① 二国間協力関係を利用した現地生物遺伝資源への直接アクセスの支援
 - ベトナム、モンゴル、ミャンマーとの二国間協力関係を維持し、共同事業を通じて食品由来、油脂生産等に係わる産業有用な微生物を入手。

企業等が参加した合同探索事業で分離した微生物	
利用株数	3,921 株(継続利用を含む)
国内移転数	631 株

② 保有する海外生物遺伝資源の提供

- 二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物を継続して提供。

二国間協力における共同事業で収集・整理した微生物	
提供数	4,701 株(継続利用を含む) (新規 298 株)

③協力関係を構築している国々との共同事業等

タイ	事業内容	「微生物資源管理のためのキュレーター ³⁷ 育成プログラムに関するプロジェクト」を実施
	受入研究員数	5名
	職員派遣数	6名
中国	事業内容	中国科学院微生物研究所(IM-CAS)との微生物の交換
	寄託受け入れ	20株
	提供	13株
韓国	事業内容	韓国生命工学研究院(Korea Research Institute of Bioscience and Biotechnology, KRIBB)との意見交換
	シンポジウム開催回数	1回

④日本政府が生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において約束した途上国支援への協力

○途上国における生物多様性保全の支援事業である「眠れる森のび(美・微)生物プロジェクト」として、平成23年度からインドネシアにおいて実施している地球規模課題対応国際科学技術協力(SATREPS)(独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人科学技術振興機構の共同事業)を継続して実施。

インドネシア科学院(LIPI)との人材交流		
受入研究員数	21名	機構および協力機関にて、微生物の分離・同定・保存・分類等の技術移転を行うとともに、インドネシア産微生物株の評価を実施。
職員派遣数	延べ29名	微生物の採取・分離・機能解析方法、国際標準のBRC運営を目指した人材育成を行うとともに、微生物株の分離を実施。
本事業において分離された微生物株		
	平成26年度	平成25年度
分離株数	累計3,379株	累計3,287株
NBRC寄託株数	累計259株	累計120株

○LIPIに微生物資源保存施設としてインドネシア微生物資源センター(InaCC:Indonesian Culture Collection)が完成したことから、設備の移転、設置、新施設での業務の開始について指導、支援。また、NBRCとInaCCに寄託された微生物株が基準株として受理されたことから、InaCCがインドネシアにおける公的な微生物保存機関として認知。これにより、日本政府がCOP10において約束した途上国支援への協力が大きく進捗。

⑤中南米・アフリカ地域等の資源国における名古屋議定書の批准状況等の調査

○中南米・アフリカ地域に関する名古屋議定書の批准状況、アクセスと利益配分に関する国内法の制定状況やその概要について、第三回名古屋議定書政府間委員会会合(ICNP-3)等の国際会議で配布された資料やブラジル環境省職員へのヒアリングを基にまとめ、報告書を作成し、経済産業省に報告。

³⁷ キュレーター:学術的専門知識をもって業務の管理監督を行う専門職のこと。

⑥名古屋議定書に関する情報収集・啓発活動

○生物多様性条約第 12 回締約国会議(COP12)及び COP-MOP1 に出席し、名古屋議定書に係る課題の把握とともに、各国の動向について情報収集を実施。得られた情報は、NBRC における今後の生物多様性条約への対応及び検討のために活用するとともに、経済産業省に提供。

(3) 特許微生物に係る寄託業務の一元化

[26 年度計画]

特許法施行規則及びブダペスト条約等に基づく寄託機関として、特許微生物寄託センター(NPMD)及び特許生物寄託センター(IPOD)を一体的に運営し、特許寄託業務を確実に実施する。

なお、生物遺伝資源機関として当該業務との効率化を図るための施設・設備の共用化、人員の業務兼務等については、平成 25 年度をもって中期目標を達成。

[26 年度実績]

一元化した特許微生物寄託センター及び特許生物寄託センターを一体的に運営し、特許寄託業務を的確に実施。

	平成 26 年度	平成 25 年度
特許寄託の申請受付件数	275 件	332 件
特許寄託株の分譲件数	103 件	105 件
国内の欧州特許寄託機関からの欧州特許寄託株の移管数	43 株	—

○特許庁から維持管理と長期保存に関する技術開発の委託業務を実施。開発した技術は、今後の特許微生物寄託業務で活用する予定。

【バイオテクノロジー分野】

主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
予算額(支出額)(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数
決算額(支出額)(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,452,832 の内数
経常費用(千円)	1,930,912	2,076,940	1,998,404	2,266,307
経常利益(千円)	1,914,520	2,063,166	1,990,991	2,257,441
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
従事人員数(各年度 1 月 1 日時点の常勤職員数)	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

I-4. 適合性認定分野(第三期中期計画のI.A-4に相当)

[自己評価]全体評定:A

1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献

[自己評価]評定:A

○JNLA、JCSS、MLAP、ASNITE の認定業務、工業標準化法に基づく認証機関の調査、製品安全 4 法に基づく国内(海外)登録検査機関の登録のための調査業務について、着実に実施するとともに、以下の政策的・社会的認定ニーズを先取りして的確なタイミングで事業を開始・拡充し、産業・社会に付加価値の高いサービスを提供したことは質的に優れた実績(※1)(※2)(※3)(※4)。

(1) 法令に基づく認定等

[26 年度計画]

① JNLA、JCSS 及び MLAP の認定業務

- a. 工業標準化法試験事業者登録制度(JNLA)については、約 55 件の審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会又は評定委員会要否検討会を適時開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施する。
- b. 計量法校正事業者登録制度(JCSS)については、約 90 件の審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会又は評定委員会要否検討会を適時開催することにより迅速かつ効率的に認定業務を実施し、30 件の新規登録の拡大並びに 60 件の登録事業者の更新を行う。
- c. 計量法特定計量証明事業者認定制度(MLAP)については、約 80 件の審査・調査案件ごとに審査チームを速やかに編成し、円滑かつ的確に審査を行うとともに、評定委員会を適時開催することにより審査案件を遅滞なく処理する。

また、100 余りの認定事業者について、変更届の迅速な確認により認定状況の管理を確実にを行う。

② JNLA、JCSS 及び MLAP の制度の普及等

- a. JNLA については、必要とされる分野の拡大を図るため、技術的適用文書、技術情報、不確かさの見積もりに関するガイダンス文書等の見直しを行い、必要に応じて追加作成し、公表する。また、経済産業省が行う告示改正作業を支援するため、JIS 規格の改正を反映させた JNLA 登録区分告示案を適宜作成する。さらに、JNLA 制度の更なる向上のため、JNLA 登録事業者等と情報交換を行うとともに、認定範囲等のニーズ調査を実施する。
- b. JCSS については、知的基盤整備特別委員会での検討結果を踏まえ、ユーザーニーズ等に基づく登録区分に係る計量器等の種類の見直しを行うとともに、事業者からの申請を一層容易にするため、登録の一般要求事項、量別技術的要求事項適用指針、申請のための手引き等を見直し、申請者の利便性の向上を図る。また、認定対象分野を拡大する場合等に説明会を適時開催し、申請者の利便性の向上及び認定処理の効率化を図る。さらに、外部委員会等へ積極的に参加し、外部機関との連携を強化し、認定範囲のニーズや制度の効果的運用のためのニーズを把握し、制度に反映する。
- c. MLAP については、MLAP 制度の適切な普及、顧客サービスの向上を図るため、制度に対する要望調査等を行う。

③ JNLA 及び JCSS の定期検査

- a. JNLA については、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認(MRA)の要件維持を希望する認定事業者に対して、認定基準である ISO/IEC 17025 を用いて約 15 件の定期検査を的確に実施し、MRA 対応認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに掲載する。
- b. JCSS については、MRA 要件の維持を希望する事業者に対して、認定基準である ISO/IEC 17025 及び ISO ガイド 34(標準物質生産者の能力に関する一般要求事項)を用いて約 75 件の定期検査を的確に実施し、MRA 対応

認定事業者の認定情報を日本語及び英語で機構ホームページに掲載する。

④ JNLA、JCSS 及び MLAP の技能試験

- a. JNLA については、技能試験計画に従い必要な技能試験を実施するとともに、必要に応じて技能試験計画の見直しを行う。また、外部機関で実施される土木・建築関係、電気関係、繊維製品関係、抗菌関係等の技能試験については、技能試験の国際規格である JIS Q 17043 (適合性評価－技能試験に対する一般要求事項) に基づき評価・確認し、活用する。
- b. JCSS については、新規の申請事業者及び前回技能試験参加後 4 年目に達する MRA 対応認定事業者に対して、その技術能力を確認するための必要な技能試験を適切に実施し、その結果を審査、定期検査に活用する。これらの技能試験実施にあたり、外部機関による技能試験を活用する際には、当該技能試験が JIS Q 17043 に適合しているかどうか評価・確認した上で活用する。
- c. MLAP については、JIS Q 17043 に適合していることの評価・確認が終了した外部機関実施の技能試験結果を審査等において活用する。

[26 年度実績]

①工業標準化法に基づく試験事業者登録制度(JNLA)、計量法に基づく校正事業者登録制度(JCSS)及び計量法に基づく特定計量証明事業者認定制度(MLAP)の認定業務

[審査等の実績]

○JNLA、JCSS 及び MLAP について、審査チームを速やかに編成して認定業務を円滑かつ的確に実施した。審査等の実績は下表のとおり。

	JNLA	JCSS	MLAP
審査数 ³⁸ (年度計画値)	87(55)	112(90)	83 ³⁹ (80)
評定委員会開催数	9	7	22
評定委員会審議要否検討会開催数	9	17	0
変更届出書処理数	193	348	150

[認定ニーズへの迅速な対応]

政策的・社会的認定ニーズに応じて、以下の認定業務を実施。

○繊維製品中の特定芳香族アミンを定量分析できる信頼ある JNLA 試験事業者の提供

繊維製品中の特定芳香族アミン(発がん性を有する)については、欧州等で規制されているものの、国内規制が遅れており、平成 25 年度に機構は経済産業省とともに法規制を進めるべく、特定芳香族アミンの発生メカニズム解明と JIS 原案作成に協力してきた。また、業界等からは、一部輸入品等の懸念もあり、繊維製品の安全性を確保する取組が必要とされ、繊維製品中の特定芳香族アミンを定量分析できる信頼ある試験所が求められた。

このため、機構認定センターは、ニーズに迅速に応えるため、特定芳香族アミン試験方法の JIS 検討段階から、JNLA 試験所登録の平成 26 年度開始に向けて準備を進め、申請者側が自らのアミン試験の能力を示すための技術指針(試験方法の不確かさを評価する際の算出方法を示したもの)、技能試験プログラムの提供準備を平成 26 年度第一四半期までに整備し、その後、審査員研修を実施して審査員確保、外部委員等による審査体制を構築、審査側の評価基準となる技術適用文書を作成、公表した。JNLA 登録申請受付は、平成 26 年 6 月 20 日、特定芳香族アミンの試験方法

³⁸ 審査数とは、登録・認定の新規申請又は更新申請を受けて行う審査の数を意味する。

³⁹ MLAP の審査数には、認定期間中に行うフォローアップ調査 7 件を含む。

JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3 の制定と同日の最速で開始(受付開始日に 1 件の申請あり)し、平成 26 年度内に 3 試験所を登録した。

○省エネ法(告示)改正への JNLA 試験事業者の確保と適正な LED ランプ供給

省エネ法(告示)改正が平成 26 年 11 月 1 日に施行され、LED の性能表記には JNLA 試験事業者による試験が求められることとなった。しかし、JNLA 試験事業者の整備の遅れが、LED 製品の市場供給に支障となることが懸念されたため、試験所の JNLA 登録を推進すべく、中堅・中小企業を支援する公設試、公設試の参加する地域産業技術連携推進会議(関東、中国地域)等にて JNLA 制度の情報発信・利用促進を行うとともに、手続きの迅速化のために事業所の技能確認に利用できる信頼性・安定性に優れた比較用 LED 電球を確定・提供した。これにより、平成 26 年度内に 6 件の試験事業者を迅速に登録(うち公設試は東京都、大阪市、徳島県の 3 件。さらに別途 2 件を審査中。なお、平成 23～25 年度の 3 年間の登録件数は 4 件)し、中堅・中小を含め LED メーカーの多い地域に、公設試等の JNLA 試験事業者を提供した。

地域	関東	近畿	中部	四国
LED 登録試験事業者数	2→4	2→4	0→1	0→1

○JCSS によるフロン排出抑制法におけるリーク(漏れ)計測の信頼性確保

フロン排出抑制法(改正フロン回収・破壊法)が平成 27 年 4 月施行に伴い業務用冷凍空調機器からのフロンの漏れ量の定期点検が必須となり、この漏洩検査に用いる漏れ量検出器(リークディテクタ)の信頼性確保が重要となるため、JCSS 対象計量器を定める規定にリークディテクタ及び標準リークを追加すべく経産省、産総研等と調整を行い、告示改正案作成に協力し、平成 26 年 6 月の計量法告示改正に繋げるとともに、JCSS 登録審査に必要な技術適用文書を取りまとめ、校正事業者の JCSS 登録申請受付を平成 26 年 8 月 1 日より開始した。

○JCSS 混合標準物質の供給

近年主流の化学分析技術となっている多成分同時分析に対応するため、従来は主として 1 種類毎に登録・認定していた JCSS 標準物質を様々なニーズに対応した混合標準物質として校正事業者から供給するための迅速な登録・認定ができるよう、技術分科会を開催して技術要件の検討を行い、標準液と標準ガスそれぞれの技術適用文書の改訂を行い、平成 26 年 5 月から JCSS 登録受付を開始した。また、平成 27 年 3 月に公布された水道法の告示改正に備え、日本試薬協会及び関係機関との会合に参加し、情報収集を行いつつ、JCSS 混合標準物質の供給準備を進めた。

○JCSS の電磁界区分については、磁界強度等発生装置と磁界強度等測定装置を立ち上げるため、産総研計量標準供給センター、経済産業省計量行政室と技術的事項及び法令事項について検討し、機構の技術分科会で議論して規程改正案を作成するなど、立ち上げに向けた準備を行った。

○JCSS の電気区分については、試験機工業会等からの要望を受け、ひずみ校正器及び耐電圧試験器の校正を行うことができるよう、規程の改正を行い、受入れ準備を整えていたが、校正事業者の事業実施準備が整い、登録申請があったことから登録審査を行い、新たな校正事業社 2 社(ひずみ校正器 1 社、耐電圧試験器 1 社)を登録した。

○JCSS の振動加速度区分については、校正事業者からの要望を受け、新たな校正機器にアンプ内蔵型振動ピックアップ装置を追加して、技術的要求事項を明確化し、新規登録準備を整えた。

②JNLA、JCSS 及び MLAP の制度の普及

a. JNLA

○技術文書の見直し

平成 26 年 7 月 1 日付で JNLA 登録の一般要求事項及び JNLA 登録の取得と維持のための手引きを改正し、公表した。また、これらの改正内容は、平成 27 年 2 月の JNLA 制度説明会にて説明した。この他、平成 26 年度には、JNLA 繊維分野の技術的適用文書、JNLA 電気分野の技術情報、JNLA 土建分野の技術情報、繊維分野の不確かさガイド及び化学品分野の不確かさガイドの改正を行い、発表した。

○告示改正作業の支援

JIS 規格の改正情報、区分追加の要望等に対応するため、JIS 情報を基に JNLA 登録区分を見直し、改正案を経済産業省に提案し、同省が行う告示改正作業を支援した。平成 26 年度は、10 月 2 日の登録区分改正告示に反映された。

○ニーズ調査等

平成 27 年 2 月に 4 回実施した JNLA 制度説明会では、JNLA 制度の運用及び利用について多岐にわたる質問を受けており、一方的な情報提供だけではなく、双方向の意見交換を行うことにより、潜在化する JNLA 試験ニーズ(医療機器の電気安全試験等)を把握するとともに、アンケート集計結果を基に、技能試験の充実等 JNLA 制度運用及び利用に対する要望等を把握した。また、平成 27 年 2 月には、JNLA 抗菌性試験結果のユーザーである一般社団法人抗菌製品技術協議会の依頼により講演を行い、JNLA 制度の普及啓発を行った。

b. JCSS

○知的基盤整備特別小委員会対応

知的基盤整備特別小委員会での検討結果を踏まえ、登録区分に係る計量器等の種類の見直し(例えば、混合標準物質の提供開始)を行ったほか、計量標準の普及・促進策の機構担当部分について以下の活動を行った。

地域の公設試が参加する地域産業技術連携推進会議(関東及び中国地域の 2 カ所)に参加し、地域の公設試等に JCSS 等認定制度や活用状況等を紹介し、制度の普及・利用促進を図った。加えて地域の公設試等(東京都、埼玉県、兵庫県、名古屋市等)への情報発信・普及促進も実施した。

1 月に実施された機構ホームページのリニューアルに向けて、公開・公表文書のページの見やすさの改善、よくある質問のページの内容更新、JCSS 校正証明書書の説明用資料の改訂とそのホームページ掲載などの改良を行い、登録申請者や校正を依頼するユーザーの利便性を高めた。

さらに、同特別小委員会での要望等を踏まえ、主任審査員連絡会(3 月 11 日実施)及び力の技術アドバイザー連絡会を開催(10 月 30 日実施)し、審査チームリーダーを担う主任審査員及び技術アドバイザーに対して、申請事業者の最高測定能力に応じた審査の実施、及び審査における技術的判断基準の平準化を徹底した。

また、JCSS 校正証明書活用事例作成のための調査について内部での打ち合わせを 7 回(6 回予定)実施するとともに事業者及びユーザー向けの調査を開始した。

○技術文書の見直し

最新の校正技術への対応、ILAC 方針等への対応、新規種類の追加、既存ガイダンス文書の改正、技能試験運営等に必要技術事項を検討するため、JCSS 技術分科会及び WG を 20 回開催、検討結果を踏まえ、分野共通文書 5 文書、技術的適用指針 12 文書、不確かさの見積りに関するガイド 3 文書について計 22 回既存文書を改正し公表した。

○ニーズ調査等

一般社団法人日本電気計測器工業会、一般社団法人日本計量機器工業連合会、日本試験機工業会、計測標準フォーラム等の外部委員会に積極的に参加し、ニーズの把握等を行い、外部機関との連携強化を継続した。

JASIS2014(旧分析展／科学機器展)への出展・併催セミナーへの講師派遣、Intermeasure2014 への出展、計測展・JEMIMA 委員会セミナーへの講師派遣、業界紙への記事掲載を通じて JCSS の普及、ニーズの把握に努めた。また、JCSS への理解とより一層の利用のため、マネジメントシステム審査員向けの講習会を他の計量関係機関と共同で計 3 回(東京 2 回、大阪 1 回:参加者 314 名)開催した。さらに航空自衛隊及び陸上自衛隊の調達部門(補給本部)に対して JCSS の説明と利用の働きかけを行い、航空自衛隊の補給処の現場担当者向けに JCSS の講演を実施した(2 月 24 日実施)。さらに、個々の審査・検査終了後、事業者に対し審査・検査の満足度調査を実施するとともに、JCSS に対する要望調査を行った。要望等のうち、計量器等の種類の拡大については JCSS 技術分科会で検討を行った。

c. MLAP

○ニーズ調査等

個々の審査終了後、事業者に対し審査の満足度に関する調査とともに、MLAP に対する要望調査を行ったところ、認定基準の解釈等について、説明会等による情報提供の要望があった。また平成 26 年度の更新ピークに備えて、平成 26 年 2 月に開催した審査員・技術アドバイザー連絡会でのポイントをまとめた資料を配布して審査基準の徹底を行うことにより、より公平な審査につなげた。

	JNLA	JCSS	MLAP	合計
事業者数(前年度)	223(214)	263(260)	100(103)	586(577)

ニーズ調査結果

JNLA	医療機器の電気安全性試験に係る試験所認定を要望
JCSS	電磁界標準(磁界強度等発生装置と磁界強度等測定装置)、電気区分(ひずみ校正器及び耐電圧試験器)、振動加速度分野(アンプ内蔵型振動ピックアップ装置)等の校正機器等の追加を要望
MLAP	認定基準の解釈等に関する説明会の開催を要望

③JNLA 及び JCSS の定期検査

○国際相互承認を要望する事業者に対する JNLA 及び JCSS の定期検査については、平成 26 年度計画で想定した JNLA 約 15 件、JCSS 約 75 件に対して、JNLA19 件、JCSS57 件の定期検査を的確に実施するとともに、これら認定事業者の認定情報を日本語及び英語でホームページに掲載した。なお、JCSS について、実績が計画を下回った理由は、一部定期検査について法に基づく更新審査に振り替えて実施したことによる。

④JNLA、JCSS 及び MLAP の技能試験

JNLA、JCSS 及び MLAP の技能試験については、下表のとおり、外部機関が実施する技能試験等を活用して、登録・認定事業者の技術能力把握を効率的に行った。

		区分(参加者数):技能試験プロバイダ
JNLA	外部機関が実施する技能試験の活用	土木建築、化学品:一般財団法人建材試験センター
		繊維:一般財団法人日本繊維製品品質技術センター
		抗菌:一般社団法人繊維評価技術協議会
	外部機関が実施する試験所間比較の活用	電気分野(LED 照明)
JCSS	技能試験	力(33)、湿度(8)、流量(3)

	測定監査	時間(1)
	外部機関が実施する技能試験の活用	長さ、温度、電気、光: 日本電気計器検定所
		質量: 一般社団法人日本計量機器工業連合会
MLAP	外部機関が実施する技能試験の活用	ダイオキシン類: 一般社団法人日本環境測定分析協会

a. JNLA

○外部機関が実施する技能試験結果の活用

外部機関が実施する技能試験については、ISO/IEC 17043 への適合性を評価した上で活用した。また、外部機関が実施する試験所間比較についても、プログラムの適切性を評価し、活用した。

b. JCSS

○技能試験の実施と外部技能試験プロバイダの活用

技能試験と測定監査を行うとともに、外部機関が実施する技能試験については、ISO/IEC 17043 への適合性を評価して活用し、これまで認定センターが自ら技能試験を実施していた光の区分において外部技能試験を活用することで業務効率化を図った。

○技能試験方針の改正と説明会の開催

技能試験方針を改正し、技能試験参加が必要な区分や頻度の明確化を行い、代替手法の実施内容を明確化する改善を行った。また、技能試験方針に対する理解を深め、改正を周知徹底するための説明会を東京と大阪で計 3 回開催し、120 名の参加があった。

c. MLAP

一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する技能試験を活用した。その結果、MLAP 認定事業者における不満足な事項に対する原因究明と是正処置計画策定に繋げ、事業者の適切性評価、技術審査に有効活用した。

[自己評価]

(※1) 繊維製品中の特定芳香族アミン(発がん性物質)を定量分析できる JNLA 試験事業者を早急に確保すべく、試験方法の JIS 原案段階から事業者登録のための体制構築を行い、JIS 制定とともに迅速に試験事業者の登録開始、提供したことは、繊維製品の安全性確保と国民の健康安全に大きく貢献するものであり質的に優れた実績。

(※2) 中小企業を含む LED メーカーの多い地域のニーズに応じて、公設試を含む JNLA の LED 試験事業者を迅速に登録・提供したことは、省エネ法改正への的確な対応とともに、適正な LED ランプの供給と取引円滑化に貢献するものであり質的に優れた実績。

(※3) フロン排出抑制法施行によりフロンガスの厳格な管理が求められ、その管理に使用されるリークディテクタ等の計測の信頼性確保により、フロンガス漏洩管理事業者の漏れ量(リーク)の厳格な管理を支援し、フロン排出抑制法を推進するとともに地球環境保全に貢献したことは、質的に優れた実績。

(※4) 従来、主として単一の標準物質であったが、同時分析対応のニーズに応じた混合標準物質への対応を行ったことにより、水道法をはじめとした環境規制対応や化学・食品産業など幅広い分野での混合標準物質による化学分析の信頼性確保と利便性向上に大きく貢献したことは質的に優れた実績。

○認定事業者、産業界、自衛隊、公設試などに積極的に制度の情報発信、利用促進に取り組んだことが、認定・登録事業者数が前年度より増加につながり、認定制度の普及、浸透に大きく寄与したことは、質的に優れた実績。

(2) 法令に基づく認証機関の調査

[26 年度計画]

① 工業標準化法に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣及び各経済産業局長の指示により、法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

② 製品安全 4 法に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣の指示に従って法令及び国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準等に適合するかどうかの調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

③ 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律(特定機器相互承認法)に基づく認証機関の登録のための調査

経済産業大臣の指示に従って国外適合性評価事業の実施に係る体制について調査を行い、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[26 年度実績]

① 工業標準化法に基づく認証機関の調査

○経済産業大臣又は各経済産業局長からの調査指示に基づき、認証機関に対して書類審査や現地審査、認証工場及び試験所の立会調査⁴⁰等の調査を行い、7 件の調査案件について、調査の結果を速やかに経済産業大臣又は各経済産業局長に報告した。

○経済産業省主催の製品認証業務審査員研修に職員を派遣し、審査員を 2 名追加した。

② 製品安全 4 法 に基づく国内(海外)登録検査機関の調査業務の実績は以下のとおり。

○経済産業大臣からの調査指示に基づき、製品安全 4 法に基づき検査機関に対して調査等を行い、5 件の調査案件について、調査の結果を速やかに経済産業大臣に報告した。

③ 特定機器に係る適合性評価手続きの結果の外国との相互承認の実施に関する法律については、経済産業大臣からの指示はなかった。

(3) 法令に基づく認証機関等への立入検査

[26 年度計画]

JNLA、JCSS 及び MLAP の登録事業者又は認定事業者並びに工業標準化法、計量法、製品安全 4 法及び特定機器相互承認法に基づく登録認証機関等の法令遵守状況確認のため、経済産業大臣からの指示等に基づき、当該事業者等への立入検査を実施し、その結果を経済産業大臣に速やかに報告する。

[26 年度実績]

○平成 26 年度は、JNLA について、試験所移転等の届出に伴う試験施設の確認を目的として 4 件の立入検査を実施するとともに、評定委員会からの付帯事項に基づき 1 件の立入検査を実施した。また、経済産業大臣からの指示等に基づき

⁴⁰ 立会調査(認証工場)とは、認証機関の認証する能力を評価するため、認証機関が行う認証工場の調査の内容について、NITE認定センター審査員が現場に同行して調査を行うもの。また、立会調査(試験所)とは、認証機関が活用している試験所について、現地調査や模擬試験を通じて、認証機関が試験所を評価する能力を有するか否か評価するもの。

づき、電気用品安全法 1 件の立入検査を実施した。

(4) 政策的・社会的要請に対応する認定等

[26 年度計画]

- ① 製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) において、産業界や試験事業者等の関係者から新規分野の認定ニーズにつながる情報提供や相談等があった場合は、認定等業務への実現可能性を迅速に検討するとともに、必要に応じて認定区分の拡大等を計画する。また、国の政策の実現のため設置される委員会やマスメディア等によって発信される情報、外部委員会や試験所組織が運営する会合に参加し関係者とのコミュニケーションを通じて得られる情報を基に、常に技術の動向や標準化・規格化等の動向について調査を行い、その結果に応じて ASNITE において、新規認定分野の認定区分等の開発を行う。さらに、ASNITE 試験 IT のコモunkライテリア評価制度については、現在検討されている認証スキームの抜本的見直しを受けて、引き続き認証機関である独立行政法人情報処理推進機構と連携して当該制度の再構築を図る。
- ② ASNITE 認定業務において、審査案件ごとに審査チームを速やかに編成し派遣するとともに、評定委員会を適時開催することにより、迅速かつ効率的に業務を実施し、ISO/IEC 17011 (適合性評価－適合性評価機関の認定を行う認定機関に対する一般要求事項) に要求される更新周期を遵守する。また、申請者の利便性を向上するためのガイダンス文書を作成し公表する。さらに、ASNITE を効果的に運用するため、顧客サービス向上及び認定ニーズ把握のための調査を行い、適切に ASNITE に反映する。
- ③ その他、国の政策(グローバル認証基盤整備事業など)の実現のための協力を行う。特に、大型蓄電池システムの安全性及び性能の優位性に関する認証制度に必要となる評価試験方法の検討に参画し、試験所認定制度に耐え得る評価試験方法を確立し、グローバルな認証制度の立ち上げに取り組む。

[26 年度実績]

① 認定ニーズの把握と認定区分の拡大等

- 法令に基づく認定制度では対応できない認定ニーズについては、製品評価技術基盤機構認定制度 (ASNITE) で対応するべく、各種展示会等で認定ニーズの調査を行うとともに、事業者に対し ASNITE に関する要望調査を行い、特に鉄道分野の拡大申請要望を把握し、体制整備を開始した。
- ASNITE 試験事業者認定 (IT) のコモunkライテリア評価制度については、国際的なスキーム見直しが進められており、9 月にインド・ニューデリーにて開催されたコモunkライテリア国際会議 (ICCC)2014 への出席や情報処理推進機構 (IPA) との情報交換によって国際動向等の情報収集を行った。
- ASNITE 試験事業者 (一般) については、米国エネルギースタープログラム⁴¹の見直しが行われており、米国 EPA から基準文書の改訂に関する情報を収集し、その情報に基づき ASNITE 試験事業者 (一般) 認定の認定区分の改正などを迅速に行えるよう準備を行った。

⁴¹ 米国エネルギースタープログラム：米国環境保護庁 (EPA) が運営する省エネルギー促進のための環境ラベリング制度。

②ASNITE の各プログラムの審査実績等は下表のとおり。

		審査	定期検査 42	臨時検査 43
ASNITE 校正事業者認定		7	9	0
ASNITE 試験 事業者認定	一般	0	6	0
	IT	1	2	1
	環境	9	40	0
ASNITE 標準物質生産者認定		2	3	0
ASNITE 製品認証機関認定		0	5	0

a.ASNITE 校正事業者認定

- 日本企業の海外展開をサポートするため、米国向け機器の流量単位での校正ニーズに応じて新規 1 件、日本向け機器の流量単位での校正ニーズに応じて追加 1 件、韓国など海外環境規制に対応した自動車排ガス測定設備の校正ニーズに応じて追加申請の 3 件を審査した。また、JCSS で対応していない電磁界分野の機器(自動車性能評価)の追加申請 1 件を受理した。
- 上記認定案件に加え、既存の認定区分で 4 件の申請を実施した。

b.ASNITE 試験事業者(IT)認定

- ASNITE 試験(IT)では、制度の品質向上のため、認定センターと独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の間で締結した MOU に基づき、IPA から提供された認定事業者に関する情報を基に、臨時検査を行った。

c.ASNITE 試験事業者(環境)認定

- 公表文書「ASNITE 試験事業者(環境)に係る試験区分一覧」について、技術委員会での審議を経て試験技術の追加を行った。
- 環境放射能測定に係る認定区分に係る公表文書「放射性物質等の測定に係る認定の特定要求事項」について、引用規格である日本工業規格の改訂等に伴い、独立行政法人国立環境研究所、産業技術総合研究所等の協力を得ながら改訂・公表した。

d.ASNITE 標準物質生産者認定

- APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)の技術文書への整合化など、標準物質生産者認定に係る技術的な課題に対応するため、新たに設置した標準物質生産者技術委員会での審議を経て、認定の一般要求事項の改訂を行った。

e.その他

- JCLA(日本化学試験所認定機構)の認定事業廃止(平成 22 年 9 月末)にあたり、当面の認定の維持を希望する試験事業者を受け入れるために開設した新たなプログラム(ASNITE/JCLA)の認定試験事業者については、順次 ASNITE 試

⁴² 定期検査: ASNITE 制度に基づく認定後、認定事業者が的確に認定業務を行っているか否かを確認するため、およそ2年に1回行う定期的な検査をいう。

⁴³ 臨時検査: 申請や更新に係る評定委員会の審議において、同委員会から要請があった場合に行う臨時の検査をいう。

験事業者等への移行を進め、9月末をもって移行完了した。

③ その他、国の政策の実現のための協力等

○政府のグローバル認証業務支援等政府の政策ニーズに対応した新規業務開拓の可能性を探るべく、また、既存の認証スキームの利用可能性・事業拡大・運営の方向性を検討するため、大型蓄電池システムプロジェクトチームの IEC/TC 関連活動として、IEC/TC 120/WG 4 及び WG 5 国内合同作業会(11回)および同 WG 国際会議(3回)に参加し、各ワーキンググループが作成する国際規格案の項目立て等内容について、日本国内の関係者と協議しながら進めた。

[自己評価]

○機構独自の認定制度 ASNITE の拡大申請(鉄道分野)への対応は、鉄道信号システムの輸出拡大に大きく貢献。

2. 中核認定機関としての信頼性の向上等

[自己評価] 評価:A

○マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化に向けた対応並びに情報提供については、着実に実施した。加えて、認定業務に携わる人材を将来にわたって確保するため、研修等の方向性を明らかにした。

○さらに、以下の実績を達成(※5)(※6)(※7)(※8)(※9)。

(1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営

[26年度計画]

① 国際規格(ISO/IEC 17011)に適合したマネジメントシステムを維持するため、マネジメントシステム文書の見直しを行い、必要な場合は改正する。

また、技術基準文書をホームページにより公開するとともに必要な場合は説明会を開催する。さらに、認定業務に対する利害関係者・有識者からの情報を収集するとともに、内部監査及びマネジメントレビューや事業者に対する満足度調査を実施し、マネジメントシステムの継続的改善を図る。加えて、審査員管理用のデータベース及び審査工程管理用データベースの機能強化のため、平成25年度から開発を開始した認定センター業務管理システムについて平成27年4月の運用開始を目指し引き続き開発を進める。記録の原本管理やバックアップ等は認定機関としての管理方針に基づき確実に実施する。また、認定事業者の情報をホームページ、専門誌、展示会等を活用し提供する。

② 高度な技術的専門性を有する審査員の増強を目的として、審査員の資質及び審査レベルの向上を図るため、研究所等の外部機関職員を主要な対象とした審査員資格取得に係る講習会、訓練を実施し、新規審査員10名程度の増員を図るとともに、審査員資格保持者に対するフォローアップ研修等を実施する。さらに、審査員への情報周知、審査レベルの均質化、意見交換等を行うため、審査員連絡会を年1回実施する。また、技術専門性を有する外部機関や技術専門家から技術協力が得られる関係を構築・維持するために、技術支援契約の更新及び維持、並びに審査員及び委員の委嘱を行う。

③ 職員の認定機関要員としての資質向上、技術力強化のため、認定プログラム共通の内部研修を年4回実施するほか、研究所等の外部機関、海外認定機関等での技術研修に可能な限り職員を参加させる。また、認定業務リスク対応事例の蓄積と職員への周知を実施する。JNLA については、審査の知識及び技術の習得・向上を目的に、土木・建築関係、繊維関係等の技術研修を実施する。JCSS については、校正技術の習得を目的に量別校正技術研修を

年 5 回実施する。

- ④ 地域機関(APLAC、PAC)及び国際機関(ILAC、IAF)発行のマネジメント及び技術文書の作成、改正作業に参画し、国際協力、貢献、地位の向上に努める。また、認定機関活動に関連する国際標準化機関(ISO/CASCO)に係る規格や JIS 等国内規格の作成・改正作業策定等に参画し、これらの文書を認定センターのマネジメント文書等に適切に導入することにより、国際レベルでの信頼性を維持する。

[26 年度実績]

① マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化並びに情報提供

○ 内部監査、マネジメントレビューや事業者に対する満足度調査、利害関係者・有識者からの情報収集等に基づき、システム文書の見直し、技術基準の作成、ホームページによる公開を行うなど、マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化並びに情報提供に努めた。

○ 「人材の能力開発・専門性の確保」に対応するため、「能力開発タスクフォース」を設置し、認定センターの認定業務(認定プログラム別)に携わる職員に求められる能力・資格を確認するとともに、現状において認定業務に従事している職員の状況(主任審査員は 50 歳台が中心など資格者と年齢構成等)と将来の人材確保の見通しを整理し、今後、認定センターで早急に人材育成・確保すべき認定プログラム分野(ASNITE の IT 及び製品認証機関認定等)と必要な研修等についてとりまとめた。その結果は、平成 27 年度研修計画へ反映し、マニュアル・ハンドブックの作成等を提言した。

○ 平成 25 年度から開発を始めた認定センター業務管理システムは、認定業務の受付から審査、認定までの各種認定情報等を管理する基幹システムであり、開発業者との定期的な打合せを行いつつ、進捗管理を行うプロジェクトチーム及び詳細仕様の検討を行うワーキンググループを設置し開発を進め、計画通り 27 年度末までに構築完了。平成 27 年 3 月より仮運用を開始し、4 月から本格運用に移行した。

○ プレスリリースを、以下の表のとおり実施し、ホームページ掲載も行った。

プレスリリース名	リリース日
JNLA 特定芳香族アミン定量分析試験所の登録申請受付開始	6 月 20 日
JCSS フロンガス規制に対応する標準リーク校正事業者の登録申請受付開始	8 月 1 日
湾岸協力理事会認定センター(GAC)と認定分野における協力に関する覚書の締結について	1 月 13 日

○ 地域の公設試等の出席する地域産業技術連携推進会議には前年度より 1 カ所増やして関東地域及び中国地域で参加し、また、地域の公設試、企業及び関係工業会を訪問して、認定制度や活用事例等を紹介するとともに制度の利用促進を図り、認定ニーズに関する情報交換も行った。

○ IEC 東京大会の開催に伴い、認定センターは機構プロジェクトチームの事務局となり、テクニカルビジット(機構見学会)を平成 26 年 11 月 5 日及び 11 月 13 日に実施し、11 カ国から 18 名の IEC 関係者の参加を得て、認定センターにおける国際規格に関連する認定制度等を紹介、また、11 月 11 日及び 11 月 12 日に開催された東京国際フォーラムでの技術展示会にも鉄道分野、IT 分野の認定事業を出展・PR し、2 日間延べ 185 名の来場を得て、IEC 関係者へ機構を PR した。特に技術展示会では、鉄道製品認証機関とタイアップし、日本初の鉄道製品認証である信号システムの模型展示、海外進出 PR ビデオの放映等、機構の ASNITE 製品認証機関認定とともに鉄道製品認証を PR した。また、IT 製品では、国際基準に基づき製品認証を取得しているソフトウェアメーカーとタイアップし、展示ブースでデモンストレーションを行い、機構の ASNITE 試験事業者(IT)認定とともに IT 製品認証の信頼性を PR した。

○ 下表の展示会等に参加し、情報提供を行った。また、機構広報と連動した認定制度の広報活動を行った。

展示会、広報活動等	出展日
JASIS2014(アジア最大規模の分析機器・科学機器展示会)へ出展	9 月 3 日～5 日

Intermeasure2014(計量計測業界最大の展示会)への出展	9月17日～19日
マネジメントシステムのための計量計測トレーサビリティ講演会	2月10日、16日、3月16日
インドネシア国会議員団の機構訪問対応	5月20日
子ども霞が関見学デー	8月6日、7日
NITE フレンドシップデイ	8月17日
2014年IEC 東京大会技術展示会	11月11日、12日
2014年IEC 東京大会テクニカルビジット	11月5日、13日

②審査員の確保及び資質・レベルの維持向上等

○審査員に対して以下の研修を実施した。

研修	場所	日程	参加者数
審査員養成研修	東京	8月4日～8日	18
審査員連絡会	東京、大阪	11月19日、11月26日	197
主任審査員連絡会	東京	3月11日	31

- 審査員養成研修では、外部機関職員12名が参加。その結果、7名の技術的専門性の高い外部審査員を確保した。
- 技術専門性を強化するため、技術アドバイザーを新たに9名確保し、技術アドバイザー全体で418名となり、審査体制を強化した。
- 審査員連絡会は2回/年開催し、認定に関する情報提供と審査レベルの平準化を図った。
- 主任審査員連絡会では、主任審査員の資質・レベル向上及び審査レベルの平準化を図った。
- 審査員及び委員の委嘱手続きを238件実施するとともに、審査員及び委員情報を更新管理した。

③認定機関職員の資質向上と技術力強化

○認定センター職員に対して、以下の研修を実施し、認定機関職員の資質向上と技術力強化、審査の知識及び技術の習得・向上に努めた。

研修	場所	日程	参加者数
認定研究会	東京	5月22日、8月28日、12月25日、2月20日、3月27日	200
JNLA 技術研修	東京、埼玉	土木・建築分野(1月29、30日)、繊維分野(7月8日)	16
JCSS 量別校正 技術研修会	東京、つくば 他	硬さ(10月28日)、長さ(12月9～10日)、質量(1月23日)、電気(高周波)(3月2～6日)、圧力(3月5日)	12

- APLAC 主催の標準物質生産者認定の MRA 評価員研修に1名参加。今後、APLAC 相互評価へ貢献するための評価員を育成するとともに、認定センター業務改善に反映するため、研修結果について職員に情報共有を行った。
- APLAC 主催の ISO 13528(試験所間比較による技能試験のための統計的手法)研修に参加し、認定研究会で研修報告を行い、認定センター職員の資質向上等を行った。
- 平成26年度第5回以降の2回の国際グループ会議を英語で実施。これにより、認定センター国際グループメンバーの国際会議参加の英語力向上に努めた。
- 認定業務のリスク対応事例について、2回(5月23日、12月1日)更新し、職員に周知した。

④規格作成・改正作業への参画による国際レベルでの信頼性維持

○ISO/CASCO/WG42(ISO/IEC 17011 改正)及び ISO/CASCO/WG44(ISO/IEC 17025 改正)に国際エキスパートとして

各 1 名が参加。平成 26 年度は ISO/CASCO/WG42 に 2 回及び ISO/CASCO/WG44 に 1 回参加し、それぞれの国内対応 WG での議論結果に基づき、我が国の意見を国際 WG にインプットした。

- 計量関連国際ガイド委員会(JCGM)会合に委員として出席し、校正分野の国際技術文書の見直しに貢献した。また、国際エネルギー機関 SSL(LED)分科会主査として作業グループを運営し、LED の国際標準化活動に貢献した。
- 地域機関(APLAC(アジア太平洋試験所認定協力機構)、PAC(太平洋認定協力機構))及び国際機関(ILAC(国際試験所認定協力機構)、IAF(国際認定フォーラム))発行のマネジメント及び技術文書の作成、改正作業にともない投票・コメントを行い、国際協力、貢献を行った。

[自己評価]

- (※5)通常の広報活動に加え、IEC 東京大会では、鉄道信号システム及び IT セキュリティにおける認証認定の活用について紹介し国内外に機構及び認定制度に関する情報の発信を行い、認定の有効性ともに機構・認定センターのプレゼンス向上に貢献したことは質的に優れた実績。
- (※6)国際規格関係では、ISO/IEC17011(認定機関に対する要求事項)、ISO/IEC17025(試験所・校正機関に対する要求事項)改正に向け、ISO/CASCO(適合性評価委員会)傘下のワーキンググループに国際エキスパートの機構職員を派遣し、国内の意見を積極的に発信して日本の認定機関運営に貢献したことは、質的に優れた実績。

(2) 国際的信頼性維持・向上等

[26 年度計画]

- ① 平成 27 年 9 月に予定されている APLAC MRA 再評価に向け、前回評価で課題とされた点について改善し、評価受審に必要な準備を進める。
- ② APLAC 及び ILAC の各委員会に委員 1 名を登録し、各委員会の活動に貢献するとともに、APLAC 技能試験委員会の委員長職を維持しつつその活動に貢献し、地域・国際認定機関協力組織、海外認定機関との協力体制の維持、強化に貢献する。また、APLAC の MRA 評価に評価員を派遣することにより、MRA 自体の信頼性向上及び国際的な地位の維持・向上を図る。
- ③ 平成 25 年 5 月に承認された太平洋認定協力機構(PAC)及び同年 9 月に承認された国際認定フォーラム(IAF)の相互承認協定(MLA)署名地位を継続するため、引き続き国際規格に適合したマネジメントシステムを維持する。また、PAC の MLA 評価に評価員を派遣することにより、MLA 自体の信頼性向上へ貢献するとともに、PAC、IAF の総会、委員会に参加してこれらの委員会活動に貢献することにより、製品認証機関を認定する機関としての国際的な地位の維持・向上を図る。
- ④ 我が国における認定制度の信頼性向上、内外の認定機関情報の共有、認定基準の透明性・同等性の確保、評価技術の向上を図るため、日本認定機関協議会を事務局として主導的に運営し、認定制度の普及啓発・利用拡大のための広報活動を協議会メンバーと協力して行う。また、審査員の相互利用や研修の共催など、メンバー間での可能な協力を進めるとともに、APLAC 及び ILAC 等の国際機関への意見、対応方針について事前協議を行い、我が国の認定機関の統一的な対応を図る。

[26 年度実績]

- ①MRA の維持(APLAC 再評価受審)
- APLAC 国際評価タスクフォースを立ち上げ、再評価までのスケジュール管理、準備資料の確認、マネジメントシステム文書の英訳等を開始した。

②各種国際活動

○APLAC の総会、MRA 評議会、技術委員会、教育委員会等、ILAC の総会、相互承認委員会、認定技術委員会等の各委員会に職員を派遣するとともに、APLAC 技能試験委員会議長の継続、平成 26 年度より新たに APLAC 加盟各国の承認を得て広報委員会議長へ就任することで主体的にこれら国際機関の活動に貢献し、政府による認定活用事例を広報サイトに掲載した。

特に、広報委員会議長就任は、APLAC が平成 4 年に設立されて以来、技術委員会議長(平成 17 年 1 月～平成 20 年 12 月)と技能試験委員会議長(平成 22 年 12 月～平成 28 年 12 月)に続き、日本人が APLAC の委員会議長に就任した 3 つ目の事例(いずれも機構職員)であり、また、技能試験委員会議長として相互承認に関する技能試験のとりまとめを行うなど、APLAC の運営に積極的に関与するなど、我が国認定機関の国際的信頼性の維持・向上に努めた。

○4件(中国、シンガポール、マレーシア、パプアニューギニアの認定機関)のAPLACのMRA評価に評価員(うち1件はチームリーダー)を派遣し、国際的な地位の維持に貢献した。

○認定機関の公平性確保に資するため、米国及びスウェーデンの認定機関への現地調査を行った。また、IT技術を用いた業務の効率的な運営に資するため、台湾及びシンガポールの認定機関で現地調査を行った。これらの調査結果は認定研究会で情報共有するとともに、認定機関としての公平性について問題がないことを確認した。

③PAC、IAF での活動と貢献

○4 月の IAF 中間会合(MLA 管理委員会、専門委員会会合等)、6 月の PAC 総会及び関連会合(専門委員会、製品認証作業グループ会合)に出席し、製品認証ワーキンググループでは、PAC 加盟各国の承認を得て共同主査に就任し同ワーキンググループ会合の議事進行や資料提供、意見の取りまとめを行うことで同グループの活動に主体的に貢献した。また、これらの活動を通じて、認定センターのプレゼンスを高めた。

④認定制度の信頼性向上、普及拡大

○日本認定機関協議会(JAC)の活動において、以下の委員会及びワーキンググループを開催するとともに、ISO/CASCO 国内事務局からの要請に基づき委員会委員の派遣調整を行った。

○JAC 運営委員会(1 月 29 日)を開催した。

○JAC 製品認証認定ワーキンググループ(5 月 20 日、9 月 12 日)を開催し、ISO/IEC 17065 の運用上の解釈、問題点等について関係 4 認定機関と意見交換を行い、解釈事例集を作成した。今後、審査員研修などにおいて活用予定。

○日本工業標準調査会(JISC)適合性評価・管理システム規格専門委員会に委員を派遣した。

○ISO/CASCO/WG42(ISO/IEC 17011 対応)及び国内対応ワーキンググループに委員を派遣した。

○JAC 傘下の試験所認定機関連絡会(JLAC)で技術情報セミナーの準備に係る検討など計 7 回の会合を行い、9 月 19 日にセミナーを開催した(176 名参加)。平成 26 年度は「認定が支えるエネルギー供給の信頼」をテーマとして米国原子力規制委員会(U.S.NRC)から講師を招聘し、「米国原子力規制委員会(U.S.NRC)における ILAC 相互承認の活用」について基調講演を行うとともに、「我が国の蓄電池政策と認定活用の可能性」等 4 講演を行った。

○JLAC では、APLAC/ILAC 投票案件のうち一国一票案件に対しては、認定センターが国内 3 認定機関(認定センター、公益財団法人日本適合性認定協会(JAB)、株式会社電磁環境試験所認定センター(VLAC))を代表して機関間の調整を行い、APLAC/ILAC に回答する等、JAC 事務局として主導的な活動を継続した。

○サウジアラビア王国、アラブ首長国連邦、バーレーン王国、オマーン国、カタール国、クウェート国からなる湾岸協力理事会(GCC)参加国及びイエメン共和国共通の地域認定機関である湾岸協力理事会認定センター(GAC)と認定分野の協力に向けて、MOC 案の作成、GAC との調整等、国内認定機関のとりまとめを認定センターが主体的に行い、平成

27年1月8日に認定分野における協力に関する覚書(MOC)を締結した。

[自己評価]

- (※7) APLAC 広報委員会議長のポストに就任し、より積極的に認定制度の利用についてアピールできる立場に就けたことは、認定機関としてのプレゼンスの向上とともに、認定を通じた日本の産業競争力強化に繋がる質的に優れた実績。
- (※8) PAC において製品認証認定分野の主査のポストを確保し、アジア太平洋地域での認定ルール策定等を主導する道筋をつけ、認定機関としてのプレゼンス向上と国内外での発言力を高めたことは、日本の産業競争力強化に繋がる質的に優れた実績。
- (※9) GAC との MOC 締結は、サウジアラビア王国等における電気製品や玩具輸出の規制に対して、国内で認定した試験所等の適合性評価結果の活用により、中東湾岸諸国への輸出受入れを促進、輸出振興と貿易取引の円滑化に繋がるものであり、質的に優れた実績。

3. 標準物質に係る情報提供

[26年度計画]

平成25年度をもって中期目標を達成。

【適合性認定分野】

主要なアウトプット(アウトカム)情報						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)				
	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額(支出額)(千円)	7,415,375 の内数	8,417,379 の内数	9,526,907 の内数	22,542,448 の内数
決算額(支出額)(千円)	6,993,351 の内数	7,309,699 の内数	7,706,062 の内数	17,452,832 の内数
経常費用(千円)	906,139	942,780	964,238	1,173,676
経常利益(千円)	901,344	943,032	966,177	1,169,937
行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
従事人員数(各年度1月1日時点の常勤職員数)	397 の内数	408 の内数	407 の内数	422 の内数

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項(第三期中期計画のⅡ. に相当)

[自己評価]全体評定:A

独立行政法人通則法改正に伴い、平成26年度末までに短縮された中期目標期間の前倒し、平成27年度からの単年度管理型行政執行法人化に向けた準備に併せ、年度計画に基づき業務を適確に実施した。

1. 効率化による経費の削減／人件費の適正化

[自己評価]評定:B

○従前からの給与水準及びアウトソーシング・外部人材活用の取組みを維持しつつ、業務経費及び一般管理費目標を実質的に達成した。

[26年度計画]

中期目標で示された一般管理費(平均で前年度比3%以上削減)及び業務経費(平均で前年度比1%以上削減)に係る削減目標を達成するとともに、新たに発生又は業務量の増加が見込まれるものについても、運営費交付金の増大を抑制する。

給与水準については、平成21年度における対国家公務員指数(年齢勘案105.2、年齢・地域・学歴勘案97.6)に鑑み、第三期中期計画期間中においても引き続き、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取組み、国家公務員に準じた給与改定を行い、国家公務員と同程度の給与水準を維持するとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

これまでアウトソーシングを積極的に進めてきたが、引き続き、外部委託を行うことによって、より効率的な業務運営となる余地のあるものがないかどうか検討を行い、一層の効率化を推進する。

化学物質管理分野における効率化については、平成25年度をもって中期目標を達成。

[26年度実績]

【効率化目標の達成状況】

第三期中期目標期間の最終年度である平成26年度における効率化による経費の削減状況は、その前年度である平成25年度の決算報告書における業務経費及び一般管理費をそれぞれ比較することで示すものとする。

(業務経費)

○業務経費は、平成25年度5,980百万円の支出に対し、平成26年度7,425百万円となっており、対前年度比24.2%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には、平成26年度において対応しなければならない特殊要因が含まれているため、これらを控除した上で対比させることとした。(平成25年度の業務経費については、平成25年度の特種要因はなし。)その結果、平成26年度の比較対象となる支出金額は、5,907百万円となり、これらの金額を比較した結果、対前年度比▲1.2%となった。このため、対前年度比1.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

なお、平成26年度に対応しなければならない特殊要因としては、給与削減特例法措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増(446百万円)や、独法通則法改正により中期目標期間が1年間短縮されたこと等に伴う外部委託費、旅費、修繕費の増(372百万円)、前中期目標期間繰越積立金充当額の増(262百万円)、施設・設備の故障等に伴う緊急対応(169百万円)、日本再興戦略への迅速対応や補正予算の緊急対応等新規に必要な業務への対応(159百万円)等が挙げられる。

(一般管理費)

○一般管理費は、平成25年度915百万円の支出に対し、平成26年度1,156百万円となっており、対前年度比26.4%の支出増となった。しかしながら、この支出金額には、平成26年度において対応しなければならない特殊要因が含まれているため、これらを控除し、平成25年度の特種要因を調整した上で対比させることとした。その結果、平成26年度の比較対象となる支出金額は、814百万円となり、平成25年度の特種要因の差引き後額842百万円と比較した結果、対前年度比▲3.1%となった。このため、対前年度比3.0%を超える支出削減となり、効率化目標を達成している。

なお、平成 26 年度に対応しなければならない特殊要因としては、独立行政法人会計基準の改定に対応した会計システム等の改修、政府全体で取り組んでいるウェブアクセシビリティ達成等級 AA の基準を満たすホームページリニューアルによる増(122 百万円)、施設整備費の増に伴う消費税納付金の増(110 百万円)、給与削減特例措置期間の終了、人事院勧告への対応、日本再興戦略への迅速対応のための人員確保に伴う人件費の増(48 百万円)、情報セキュリティを強化した共通基盤システム関係経費の増(27 百万円)、前中期目標期間繰越積立金充当額の増(22 百万円)等が挙げられる。

【給与水準の適正化】

○対国家公務員(ラスパイレス)指数に照らし、平成 26 年度も引き続き、国家公務員に準じた給与体系を維持した。また、55 歳超の職員の昇給抑制を行うなど国家公務員の給与水準を考慮した、給与改定を行い、人件費の削減に努めた。

(役職員の給与等の水準の適正化)

○特定独立行政法人として、国家公務員給与法に準拠した給与体系を設定。

(給与等の実績)

○国に準じた給与体系を採っているため、国家公務員との比較における水準は適正なものである。

(参考 1) 役職員の給与決定に関し特筆すべき事項 業績評価制度: 目標管理をベースとし、業務単位で設定した目標の達成度に対する個人の貢献度を評価。業績手当(± 10%)に反映している。

(参考 2) レクリエーション経費、その他の法定外福利費及び諸手当について、国との差異はない。

○「役員の報酬等及び職員の給与の水準」は、機構のホームページにおいて公開。

【アウトソーシング・外部人材の活用】

○製品事故調査員として、調査能力を有する外部の技術的専門家(製造事業者 OB、消防機関 OB、検査機関 OB 等)として約 40 名を登録し、全国での製品安全業務の事故情報の調査・分析において活用。(製品安全分野)

○スクリーニング評価、リスク評価のさらなる効率的な実施のため、性状データをデータベース化するためのデータのクリーニングや形式の整合化をさらに進め、ツールを改良するなどして、引き続き外部人材を活用。(化学物質管理分野)

○実験器具洗浄工程及び微生物培養のための培地作成業務の外部委託を実施。(バイオテクノロジー分野)

○新たに外部審査員を 16 名確保し、25 年度までに確保した外部審査員とともに審査に活用。(適合性認定分野)

2. 業務の電子化の推進

[自己評価] 評定: S

○全ての情報システムを NITE-LAN に集約しつつ、情報セキュリティマネジメント体制(責任の所在、組織体制、コンプライアンス等)、情報システムのセキュリティに関わるリスクコントロールも一つの課に集約し、機構における「情報のガバナンス」構築の障害となっていた各部門の縦割り運営を廃したことは質的にきわめて優れた実績。

○他の独立行政法人も含め、複数の機関が被害を受ける中、「人」「システム」「マネジメント」の 3 段階の防御を継続的に充実・強化し、事前に対応することにより機構への損害を未然に防いだことは、質的にきわめて優れた実績。

○標的型メール訓練において中央省庁の開封率を下回ったことは、機構独自の情報セキュリティ教育に係る e ラーニングや情報セキュリティ自己点検実施率を実質的に 100%に向上させる取組み等、情報セキュリティに対する役職員の意識の向上の取組みの効果として、質的にきわめて優れた実績。

○公開サーバ緊急連絡訓練において、緊急連絡に要する時間(公開サーバの停止判断に要する時間)を約半分に短

縮できたことは、公開サーバのセキュリティ診断、情報セキュリティ監査等のインシデントに対する適切な対応能力向上の取組みの効果であり、質的にきわめて優れた実績。

[26 年度計画]

① 業務の電子化の推進

機構業務・システム最適化計画に基づき平成 26 年 3 月に稼働を開始した新 NITE-LAN システムの安定運用に努める。

また、市場化テストの対象となっている次期 NITE-LAN システム(平成 29 年度調達予定)の運用管理業務について、検討を開始する。

さらに、CIO 補佐官の積極的な活用により IT 調達の透明性、公平性の確保を図るとともに、IT 調達制度の適切な運用及び必要に応じてシステム構築支援を行う。

② 情報セキュリティ対策

不正アクセス遮断システム、Web アプリケーション・ファイアウォール装置を導入して 24 時間 365 日のリモートによる不正アクセスの監視と引き続きセキュリティ向上を図る。

また、情報セキュリティ教育、自己点検、公開サーバ緊急連絡訓練の実施等により、職員の情報セキュリティに対する意識の向上やインシデント発生時の適切な対応能力の維持向上を図る。

[26 年度実績]

【業務の電子化の推進】

○業務の電子化を継続的に推進するため、新たに追加する又は置き換えを行う情報システムを積極的に NITE-LAN システムに取り込み、集約を行った。平成 26 年度は、企画管理部(コンテンツマネジメントシステム[CMS]、財務会計システム)、認定センター(認定業務管理 DB)、バイオテクノロジーセンター(バイオ安全審査業務支援システム)の 3 部門 4 システムの集約を行い現時点で集約可能な全ての情報システムを集約した。これにより専門家による包括的な運用が可能となり、運用やセキュリティ維持のためのコストが低減した。また、さらに高度な情報セキュリティ維持も可能となった。

○一般職員に関しては電子申請(ワークフロー)を導入することにより業務の効率化を図り、タブレット型 PC を増台(15 台→30 台)してペーパーレス化を推進するとともに、新たな在席表示機能の活用により電光掲示板を廃止し費用を削減した。

【情報セキュリティ対策の充実・強化】

機構は平成 24 年 9 月に外部からの攻撃によるホームページの改ざんを受けたが、直後から次の対策を実施。その後、累次の攻撃を防御、再発を防止。

○サイバー攻撃への防御効果を強化するため、Web アプリケーションに特化したファイヤーウォール及び不正な通信を検知・遮断する装置をシステムに導入。

○外部専門業者には 24 時間 365 日に亘る通信のリモート監視を依頼、実施。

○ホームページ改ざん検知システムを導入、検知。

その後も的確な運用・管理により、平成 26 年 9 月の GNU Bash の脆弱性を用いた攻撃の際には、事前に兆候を検知し、即座に対応。機構への大規模な攻撃の遮断に成功。

この間、不正アクセス等を行おうとする攻撃者の手法は年々高度化するため、常に最新のセキュリティ情報を監視し、セキュリティパッチを適用する等の対応も行う。加えて、対策として平成 26 年度は特に以下の取組みを充実、強化。

○機構の情報セキュリティに対する意識の向上

実施項目	実施時期	業務実績等
情報セキュリティ教育 (新規採用職員)	4月	新規採用職員に対しては全員実施
情報セキュリティ教育 (全職員)	10～12月	eラーニングによる実施。eラーニングの受講対象者は702名(常勤職員416名、非常勤職員212名、派遣職員74名)で、休職・長期出張等のやむを得ない理由により受講できない者を除く全員が年度内に受講。
情報セキュリティ講演会	10月、2月	情報セキュリティの有識者による講演会を2回実施。
標的型メール訓練	10月、2月	添付ファイルの開封率が6.3%、6.6%と、平成25年度よりも改善し、中央省庁が平成24年度に実施した訓練における開封率(14.6%、10.6%)を下回った。
情報セキュリティ自己点検	10～12月	WEBアンケート形式で実施。自己点検実施対象者は696名(常勤職員414名、非常勤職員208名、派遣職員74名)で、休職・長期出張等のやむを得ない理由により実施できない者を除く全員が年度内に実施。
情報セキュリティに関する専門知識の向上や最新情報の収集	通年	情報セキュリティに関する専門知識の向上を図るとともに、最新の製品や攻撃手法等に関する情報を収集するため、セキュリティ対策企業等によって行われる技術セミナー等に17回参加。
経済産業省・関係機関情報セキュリティ連絡会議への参加	通年	国や他独法の情報を収集・共有し、情報セキュリティインシデントにつながりそうな状況が発生した場合には、直ちに対応が取れる状態を維持するとともに、機構の情報セキュリティ対策に活用。
情報セキュリティインシデントに関する特異日の注意喚起	通年	満州事変発生日などの情報セキュリティインシデントに関する特異日について、事前に機構役職員に周知し、注意喚起を実施。

○情報セキュリティインシデントに対する適切な対応能力の維持・向上

実施項目	実施時期	業務実績等
公開サーバ緊急連絡訓練	7月	公開5システム全ての情報セキュリティインシデントを想定し、7月末にシステムごとに順次実施。平成25年度に比し、公開サーバの停止判断に要する時間を約半分に短縮。
公開サーバのセキュリティ診断	通年	全ての公開システム(18システム)のセキュリティ診断を実施。
情報セキュリティ監査	12～3月	機構の基盤システムを利用する5課全てと、保有するシステムの重要度に応じて選定した情報システムを所管する5課室に対して情報セキュリティ監査を実施。
情報管理台帳のアップデート	通年	新規開発のシステムについて追加、改修等により構成に変更のあったシステムについては、適時、項目をアップデート。脆弱性情報等の発表があった際に、直ちに調査できる体制を維持。

【業務運営の効率化に関する事項】

主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度
業務経費(決算報告書の決算額、千円)	平均で前年度比1%以上削減	7,019,790	5,745,063	6,118,709	5,979,589	7,424,710 ※1
一般管理費(決算報告書の決算額、千円)	平均で前年度比3%以上削減	919,921	923,975	869,435	914,707	1,156,061 ※2

※1 平成26年度の特異要因分を除き5,906,637千円(-1.2%)

※2 平成26年度の特異要因分を除き813,696千円

(平成25年度の特異要因分を除いた816,927千円と比較し-3.1%)

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項(第三期中期計画のⅢ. ～ Ⅷ. に相当)

[自己評価]全体評定:B

○自己収入の増大及び保有資産の見直し等に努めつつ、財務内容を健全に維持した。

[中期計画]

Ⅲ. 予算(人件費の見積もりを含む)、収支計画及び資金計画

1. 予算(人件費見積もりを含む)(略)

2. 収支計画 より抜粋

業務の効率的な実施による費用の低減、手数料の見直し等による自己収入の増加その他の経営努力により財務内容を改善する。

また、機構が保有する資産について、当該資産を保有し続ける必要があるか厳しく検証し、不要資産があれば、国庫に返納する。さらに、特許権について、保有する目的を明確にし、これを踏まえつつ、登録・保有コストの削減等を図る。

3. 資金計画(略)

Ⅳ. 短期借入金の限度額

・短期借入金の限度額:3,200,000,000 円

・想定される理由:

①運営費交付金の受入れ遅延

②受託業務に係る経費の暫時立替え

③電気工事士講習の受者数変動に伴う資金的措置等

V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 なし

Ⅵ. 前号に規定する財産以外の重要な資産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 なし

Ⅶ. 剰余金の使途

・人材育成能力開発研修

・調査研究

・学識経験者等の招へい

・先行投資(施設備等の購入)

・任期付職員の新規雇用

・講習関係業務

[26 年度実績]

【財務内容の適正化】

○財務内容は、平成 26 年度財務諸表のとおり。

【自己収入の増大】

○機構の多様な事務及び事業の確実な実施を確保すべく、平成 26 年度は国からは 3 省 1 庁、国以外からは 9 団体の外部資金(委託費等)を獲得した。また、受益と負担の関係の適正化を踏まえつつ、引き続き、手数料収入等の増加に努めた。

【短期借入金の限度額に係る事項】

○短期借入金については実績無し。

【保有資産の見直し】

- 機構が保有する資産は、各事業の目的に沿って有効に活用するとともに、不要財産の国庫納付についても法令に則り適確に対応。
- 機構が保有する特許は、全て企業等との共同特許。これら特許は防衛特許として、遺伝子や酵素に関して、特定の企業等によって特許が独占され、他の企業が製造できなくなったり、高額のロイヤリティを払うことを避けるために保有。平成 26 年度は、機構が保有する特許のうち、2 件については、事業化の見込みがなく、特許維持費用分の財産の損失を抑えるため、共同保有者と協議し、維持更新しないこととした。この結果、保有している特許は 12 件【平成 25 年度：14 件】となった。

【剰余金の使途に係る事項】

- 剰余金については実績無し。

(以下、第三期中期計画のⅧ. その他主務省令で定める業務運営に関する事項)

[中期計画]

1. 施設及び設備に関する計画

中期目標の達成のために必要な施設及び設備を適正に整備していく。

(施設の内容) 工業製品等に関する技術上の評価、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供並びに工業製品等の評価の技術に関する調査及び研究等の推進に必要な施設・設備の整備

(予定額) 総額 34 億円

(財源) 施設整備費補助金

[26 年度実績]

【施設及び設備に関する計画の実施状況】

- 以下の施設整備を実施(金額は平成 26 年度実績額)

・バイオテクノロジーセンターの施設(微生物遺伝資源のバックアップ拠点)	1,680,801,835 円
・大阪合同庁舎廃止に伴う施設移転整備	2,810,719,240 円
・グローバル認証基盤整備事業費(大型蓄電池)	4,338,417,809 円

[中期計画]

2. 人事に関する計画(人事及び人件費の効率化に関する目標を含む。)

(1) 方針

中期目標に基づく新規業務及び業務量の増加に対しては、既存業務の合理化を図ることにより可能な限り配置転換による人員を充てるとともに、外部機関及び外部人材の積極的活用により、常勤職員の抑制に努める。

(2) 人員に係る指標

総人件費については、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成 18 年法律第 47 号)に基づく平成 18 年度から 5 年間で人員について 5%以上の削減を行う取組みについて、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日閣議決定)に基づき、平成 23 年度までその総人件費改革の取組みを継続し、計画的に削減する。

(3) その他人事に関する計画

①企画立案機関との人事交流

行政実施機関として政策の迅速・的確な実施のため経済産業省等政策の企画立案機関との人事交流を積極的に行う。

②業績の評価と反映

職員の意欲向上と適材適所の配置の実現を図るため、評価システムを効果的に運用する。

[26 年度実績]

【人事に関する計画の実施状況】

○Ⅱ. 1. 効率化による経費の削減／人件費の適正化の〈給与水準〉を参照

[中期計画]

3. 積立金の処分に関する事項

第2期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち、独立行政法人製品評価技術基盤機構法第12条第1項に基づき、経済産業大臣の承認を受けた金額について、①第1期及び第2期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第3期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用、②ファイナンスリース取引及び前払費用等に係る会計処理、③やむを得ない事由により第2期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、④東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための財源、⑤電気工事士法に基づく講習の業務の財源に充てることとする。

[26 年度実績]

【積立金の処分に関する事項】

○平成26年度において、業務の財源に充てた前中期目標期間繰越積立金は以下のとおり。

①第一期及び第二期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、

第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用 3,887,597 円
(平成25年度: 4,346,976 円)

②ファイナンスリース取引及び前払費用等に係る会計処理 0 円(平成25年度:0 円)

③やむを得ない事由により第二期中期目標期間中に完了しなかった業務の財源 0 円(平成25年度:0 円)

④東日本大震災の影響を踏まえた関連施設・設備の増強等のための財源 342,530,424 円
(平成25年度:43,934,100 円)

⑤電気工事士法に基づく講習の業務の財源 16,302 円(平成25年度:17,061,449 円)

【財務内容の改善に関する事項】

主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
設定なし	—	—	—	—	—	—

IV. その他の事項(第三期中期計画の I . B. 及びIX. に相当)

[自己評価]全体評定:S

職員ひとり一人の能力を業務の一環として涵養できるよう、部内横断的な組織や取組みを活用し、成果として、NITE 長期ビジョン 2030 の作成、経済産業大臣官房政策企画委員等に対するプレゼンテーションなど職員全体のモチベーション向上につなげた。また、機構としての新たな分野の追加、拡充に向けて、組織横断的、一体的に体制を整備し、対応。業務運営においては、リスクの低減に加え、PDCA サイクル全般にわたるコミュニケーションを重視したリスクガバナンスの概念を理事長自らのイニシアティブにより導入し、実効性を高めた。加えて、理事長のイニシアティブにより、独立行政法人通則法の改正に伴う中期目標期間の短縮、行政執行法人化に対応。

さらに、仕事と家庭の両立によるワークライフバランスの一層の充実や女性職員の管理職への積極的な登用など、男女を問わずすべての職員の能力を最大限発揮できる業務運営を推進した。

(以下、第三期中期計画の I . B. 組織・業務運営における取組みの強化 に相当する事項)

1. 内部統制の充実・強化

[自己評価]評定:S

○内部統制を充実・強化しつつ、コミュニケーションを重視するさまざまな部門横断的、本所支所一体的な取組みを行った結果、新たな政策的・社会的ニーズにも迅速に対応し得る運営体制を、1年間短縮された第3期中期目標期間内に整備、運営管理したことは、質的にきわめて優れた実績。

[26 年度計画]

法令等を遵守しつつ、業務を効果的かつ効率的に行い、引き続き、外部からの信頼性を獲得しながら組織のマネジメントを行うため、運営会議、リスク管理委員会、目標管理制度等により、理事長のトップマネジメントによる内部統制を充実・強化するとともに、政策効果(アウトカム)を意識したマネジメントを強化する。また、理事長ヒアリングを職員に公開して行う等、経営陣と職員間における意見交換を積極的に行い、組織目標、具体的な戦略、実施計画等について情報を共有する。

その際、コスト縮減を念頭に、予算の執行管理等を含め、業務全般にわたる管理運営の適正化を一層図るとともに、事業の内部審査や評価について、対外的な透明性を一層確保するための方策を検討する。

[26 年度実績]

【経営陣の声を職員に届けるための取組み】

○テレビ会議システム等も活用し、全職員を対象とする理事長の年頭訓辞、理事の年頭所感

○理事長、理事等による各分野の長等に対するヒアリング(職員に公開):4回

役員と各分野の幹部が政策効果を踏まえた業務計画や実績の説明・議論、予算執行状況の確認、及び予算縮減を念頭に置いた予算編成に係る議論。平成26年度は機動的に開催。

○地方支所等への経営方針等の共有(役員等と職員との直接対話、運営会議へのテレビ会議システム参加)

【機構のミッション達成に向けたリスク要因への対応】

(危機管理の強化)

○リスク管理委員会(2回)を開催し、機構全体での情報共有や対応策のあり方を検討・確認し、リスク評価の実施、業務プロセスの改善策などにより政府調達案件手続きに係るコンプライアンス遵守及び透明性を確保。

(技術の維持継承と向上)

○「将来の日本のため何を持って貢献すべきか」について、現状の業務や体制にとらわれず、業務の一環として、部門横断的に職員が参加し、広い視野や高い視点で自ら考え提案、行動する取組みを実施。

○行政執行法人化プロセスなどを通じて、業務の根拠となる法令、政策や背景について、職員自らが情報の収集、整

理、分析を行うことによって、機構の役割やその意義などについて認識。今後の機構のあり方、業務内容を検討するための意識の向上及び人材育成を図った。

○NITE 長期ビジョン 2030 作成において、特にシナリオ・プランニングやバックキャスト的思考による検討方策を新たに導入し、文献査読や意見交換、作成レポートなどを基に幹部役職員への報告会、意見交換などにより、部門横断的、地方支所等との一体的なマネジメントの仕組みと基盤を提案。

○心の健康づくり計画を策定し、病休からの復職のための独自プログラムを開発、9 人復職するなど想像以上の成果をあげた。

【5S(整理・整頓・清掃・清潔・躰け)活動としての CNN(Challenge for Next NITE)プロジェクトの推進】

○恒久的な 5S 活動として、平成 26 年度は行政執行法人化を見据えた残存課題の整理に焦点を当てて、業務グループ単位のボトムアップの議論のプロセスを経た諸活動を実施。結果については、役員自らが活動の点検を行い、全職員に向けた発表会を開催し、広く成果について周知。

【行政執行法人型移行に向けた対応】

○独立行政法人通則法の改正により平成 27 年度から行政執行法人型の法人に移行することに伴い、中期目標期間が 1 年間短縮され業務量が増える中で新制度に基づく対応を円滑に行うため、部門横断的な行政執行法人化準備プロジェクトチーム(PT)を編成し対応した。具体的には、事業計画の策定にあつては経済産業省の各政策原課等の関係部局との綿密な調整を行いつつ、全体の方向性や作業方針等の検討や情報共有を、PT を活用して実施。並行して、NITE 業務に関連した深い知見を有する外部有識者で構成する「NITE 評価・計画諮問会議」を設置し、有識者からの意見を積極的に取り込む体制を整備。これらの取組みにより年度内に滞りなく事業計画案を策定し、経済産業大臣の認可を受けた。また、法改正及び新規分野の立ち上げに伴う組織改編に対応した内部規程の見直しや、単年度管理に対応した事業執行フローや実施体制・人員の検討、業務方法書に盛り込むべき監査・ガバナンスの検討等の必要となる課題を洗い出し、PT 内にワーキンググループを設置して適確に対応。

○さらに、単に行政執行機関としての役割に留まらず、広い視野や視点を持ち自ら考え政策提言できるような組織を育成することを目的に、50 歳未満の全職員で構成された 45 チームが、機構を取り巻く客観的状況を分析しつつ、メガトレンドなどの要素を使用してシナリオ・プランニングの手法により日本の未来像を想定し、そこからバックキャスト的思考で NITE の今後の方向性、取り組むべき技術などを導きだし、45 通りの長期ビジョン案を作成した。

(参考)＜NITE 長期ビジョン 2030～経済産業通商政策上のリスクへの対応～＞

製品の安全、信頼、並びに環境・エネルギーについて、技術上の価値に関する情報を創出し、伝統産業・文化の観点を含めた評価基準を開発するとともに、国際展開を進め、豊かで誇りの持てる社会の形成に貢献する。

【内部監査の実施】

○監査室は、重点監査事項を検討し、策定した年度監査計画に基づいて、年 2 回に分け本部組織及び地方組織の全ての部署に対して契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等(内部規程を含む)の遵守状況について、実際に内部監査を実施。その際、監事及び会計監査人と常に連絡、調整を行い、効率的な監査に努め、機構内の内部統制上の課題を指摘し、理事長の指揮の下、必要な改善を指示。

2. 戦略的な人材の確保・育成

[自己評価] 評定:S

○技術的専門性を有する人材の確保・育成に係る従前からの取組みを維持しただけでなく、人材の流動化により、部門間交流が活性化した結果、分野横断的的事业プロジェクトチームによる円滑な業務運営に資したことは、質的にきわめてすぐれた実績。

[26 年度計画]

横断的キャリアパスの考え方をもとに、若手職員を中心とした能力開発研修や配置換等を積極的に推進し、専門分野の複層化や業務経験の多様化を図るとともに、各年代層の部署間アンバランス解消や中長期的観点を考慮しつつ、専門性を有する人材を外部からも積極的に採用する。

また、外部機関との交流・連携強化を進める。

チャレンジ課題研修、英語研修を充実させるとともに、階層別研修及び各部・センターで実施する専門研修では幹部との意見交換の場や部門間交流を考慮した内容を組み込むこととするほか、E-Learning 等により柔軟な受講機会の拡大を図る。管理部門については、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等により人材の育成を強化する。

人事異動希望や人事評価の面談においては、説明会や調整会合を実施することで面談者のスキルアップと評価の均質化を図り、職員一人一人の能力や意向を的確に汲み上げて人員配置や人材育成に適切に反映できるように取り組む。

[26 年度実績]

【NITE Working Session for Youth の開催／分野間連携・融合】

○多様なキャリアパスを活かして活躍する職員のイノベティブな経験談を若手職員に紹介し、自らのキャリアパスの検討、異動希望に反映するための理解を深めた。これにより、部門横断的的事业プロジェクトチームが組織しやすくなり、部門間交流の活性化につながった。また、人事異動による人材の流動化を図り、分野間連携・融合が図られた。

○平成 26 年度中に発足した部門横断的的事业プロジェクトチームは次のとおり。

- ・行政執行法人化準備 PT:NITE 全部門参加、単年度目標・計画・予算等の適確な実施、平成 27 年 3 月まで
- ・行政執行法人化準備 PT の下 4 つのワーキンググループの設置
 - ①単年度管理型事業執行 WG:NITE 全部門参加、業務執行計画・投資計画・調達計画の作成と管理方法の検討、平成 27 年 3 月まで
 - ②規程見直し WG:NITE 全部門参加、法令変更等に関する NITE 内全規程の見直し、平成 27 年 3 月まで
 - ③体制・人員 WG:NITE 全部門参加、NITE の雇用サイクルの検討と計画の策定、平成 27 年 2 月まで
 - ④監査・ガバナンス検討 WG:NITE 全部門参加、監事機能強化・内部統制対応の検討、平成 27 年 2 月まで
- ・2014 年 IEC 東京大会出典及びテクニカルビジット対応 PT:NITE 全部門参加、IEC 大会の協賛団体として技術展示会やテクニカルビジットの協力を行う、平成 27 年 3 月まで
- ・業務執行能力開発 PT(継続):NITE 全部門参加、「業務執行基本マニュアル」の修正と普及、平成 27 年 1 月まで
- ・単年度管理型会計事務のあり方検討 PT:NITE 全部門参加、会計事務と部門を含む調達事務の整理と課題解決、平成 26 年 12 月まで
- ・大型蓄電池システム PT:評価施設のニーズ把握と国際標準テーマの検討、平成 27 年 3 月まで、以降継続

【分野横断的キャリアパスの運用】

○分野横断的キャリアパスの考え方をもとに、40 歳以下の職員に対してキャリアパス人材育成コース希望調書及び専門スキル調査を実施。従来、部門ごとに実施していた非管理職(5 級以下)職員の人事面談を、機構として統一的、一体

的に実施。専門分野の複層化や業務経験の多様化を踏まえた人材の流動化のための部門横断的な人事異動案を策定し、平成 27 年度の人事異動に反映した。これによって、管理部門を含めた部門を越えた機構一体としての人事配置を行った。その他、研修、適切な人員配置、ジョブローテーションの推進等によって人材育成の強化を図った。

【外部機関との人事交流による専門人材の維持・更新・向上】

○人材の育成及び活用、機構の組織運営の活性化を図るため、次の組織と人事交流を行った。

・経済産業省:出向 13 名、受入 10 名

・独立行政法人産業技術総合研究所:受入 1 名

○そのほか、民間企業において専門的な知識経験を有する若手・中堅人材の活用、OECD への長期職員派遣(1 名)や、米国環境保護庁(EPA)への長期の派遣研修(1 名)を行うなど、機構の業務成果を活用し得る産業界や、各国規制に関わる国際機関との連携を強める契機とした。

【社会・行政ニーズの変化に対応した人材採用】

○戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備をはじめ、社会・行政ニーズの変化に対応した業務の高度化を図るため、公募によって専門性の高い人材(常勤職員 8 名、うち戦略的技術分野関連 5 名)を選考し、採用した。

○新規採用では、これまでの東京及び大阪での募集に加え、新たに「モノ作りの中心地」である名古屋での募集を初め、獲得が難しい電気分野と機械分野の新人を採用することができた。

【仕事と家庭の両立・女性職員の採用、登用拡大】

○育児休業取得率 100%、育児休業取得職員の離職ゼロを達成。また、企画管理部幹部に女性を登用するなど、成果をあげた。

【若手職員の能力開発】

○単に行政執行機関としての役割に留まらず、広い視野を持ち自ら考え政策提言できる人材を育成することを目的に、部門横断的な若手職員から構成する技術戦略室を継続。NITE を取り巻く客観的状況を分析しつつ、メガトレンドなどの要素を使用してシナリオ・プランニングの手法により日本の未来像を想定し、バックキャストにより機構の今後の方向性、取り組むべき技術などの導き出す手法について、支所も含めた全職員に向けて説明。

さらに、その成果を若手職員からのボトムアップによる NITE 長期ビジョン 2030 策定につなげ、50 歳未満の全職員で構成された 45 チームが、45 通りの長期ビジョン案を作成し幹部に提出した。

NITE 長期ビジョン策定の過程において、若手職員を中心に企業、業界団体を往訪する意見交換などの深掘りが行われ、若手職員と産業界との交流の契機となった。

【キャリアアップのための職員研修の設計・実施】

○職員の実態に応じた研修の設計、実施及び多様なキャリアアップ機会の確保のため、次の取組みを実施し、職員の能力向上を図った。

例 1:階層別研修

各階層別研修の終了後、理事長自らが当該研修のテーマに沿って講演を行い、講演で提示された課題に対して受講生のグループによるワークショップや発表を行った。

特に初級及び中堅職員研修として、新たに主任級となった職員向けに「論理的コミュニケーション研修」を実施(16名受講)、また、新たに主査級となった職員向けには「問題解決とコミュニケーション強化研修」を実施(19名受講)

例 2: 長期派遣研修

国内外 3 機関への長期(6 か月以上)の派遣研修に 3 名が参加。

例 3: 国際会議等への参加

国際会議等への積極的参加を促し、99 件の国際会議等へ 206 名(うち若手 30 代以下職員 74 名)、15 件の海外調査に 39 名(うち若手 30 代職員 12 名)が参加。

例 4: チャレンジ課題の提案と実施

機構にとって将来役立つと思われる知識の習得を行うチャレンジ課題の設定について、職員から延べ 79 件(うち、14 件について費用補助)の提案・設定があり、これらを日々の業務に加えて行った。

3. 機動的な内部組織の構築と人員配置

[自己評価] 評価: S

○国民の安全・安心の確保、産業活動における信頼性と安全性を確保する上で最適な内部組織を維持しただけでなく、人材の流動化により、部門間交流が活性化した結果、特定分野にとどまらない経済産業政策上の新たなリスクへの迅速な対処に貢献したことは、質的にきわめて優れた実績。

[26 年度計画]

機構の各分野における専門家の流動化を図り、分野間の連携等を一層推進し、機構が保有する多様かつ高度な技術的知見、人材、設備等の一体的な活用を推進する。

また、製品安全業務における業務平準化については、平成 24 年度をもって中期目標を達成。

[26 年度実績]

【NITE Working Session for Youth の開催】

○多様なキャリアパスを活かして活躍する職員の経験談を若手職員に紹介し、自らのキャリアパスの検討、異動希望に反映するための理解を深めた。これにより、部門横断的の事業プロジェクトチームが組織しやすくなり、部門間交流の活性化につながった。

(以上、2. 戦略的な人材の確保・育成 【NITE Working Session for Youth の開催／分野間連携・融合】から再掲)

【分野横断的、組織一体的な取組み】

○特定分野にとどまらない先導的業務や課題に対し、機構の能力を最大限に活用し、新たな政策ニーズに対応するため、分野横断的、組織一体的な取組みを実施。

例 1: 化学物質管理と製品安全との共同プロジェクトの創成、推進

製品安全センターが受理した事故情報等のうち、製品から検出された 3 物質(ホルムアルデヒド、イソホロン、ジフェニルメタンジイソシアネート)について、化学物質管理センターが製品事故時のリスク評価及び一般消費者のリスク評価を実施した。このリスク評価結果は、製品安全センターの事故原因究明に活用するとともに、これらのリスク評価を通じてリスク評価手法の改良や事故調査における情報収集のあり方等について化学物質管理センター及び製品安全センターの共同プロジェクトチームによる検討を行った。

例 2: 部門間分野横断的活用による厚生労働行政への反映

経済産業省からの要請を受け、バイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術を用いて以下を実施した。

- ・化粧品原料の加水分解コムギ及びコチニール色素による重篤なアレルギー(アナフィラキシー) 解明のため、市販されている加水分解コムギ 9 品等について原因物質の解析を行い、経済産業省及び厚生労働省へ結果を報告した。特に加水分解コムギに関する結果については、医薬品医療機器等法(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)(旧薬事法)に基づく医薬用部外品原料規格の改正案に盛り込まれた。
- ・家庭用品品質表示法の運用に必要な獣毛繊維鑑別法として、カシミヤ、羊毛、ヤクの 3 繊維について、鑑別及び混用率算定用試験方法を開発し、経済産業省へ成果を報告した。また、法運用に係る試験実施機関に対し技術供与を行うとともに、貿易、海外取引への活用を踏まえた英文論文作成を実施した。さらに、国際的に利用できるようにするため、国内 ISO 関係団体への技術紹介及び ISO 国際会議において新規格制定(規格提案国、イタリア、日本)への活動を実施した。
- ・消費生活用製品安全法に基づき、製品安全センターと共同で家庭用品による皮膚障害事故の原因究明を 27 件実施した。その結果、新しいアレルギー原因物質を発見(3 物質)及び含有理由を明らかにした。化学物質管理センターへ情報提供するとともに、学会発表予定である。

例 3: バイオテクノロジーと化学物質管理との一体的な法執行の支援

平成 25 年度にバイオテクノロジーセンターの有する生体分子解析技術を用いて解析した結果を厚生労働省に提供したことにより、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律第二条第二項の物質を定める政令(規制対象物質の指定)が改正され(平成 27 年 4 月 8 日公布・平成 28 年 4 月 1 日施行)、発がん性芳香族アミン化合物生成要因となる色素含有繊維製品に係る法執行の側面支援対応として引き続き以下の対応を行った。

- ・政令改正が円滑に進むように、バイオテクノロジーセンターでは、平成 25 年度実施事業の内容を経済産業省、業界団体へ委員会等(審議会 1 回、業界委員会 5 回)を通じて継続して説明を実施した。
- ・対象物質を繊維から検出する試験方法を定めた日本工業規格 JIS L 1940-1 及び JIS L 1940-3 について、認定センターにおいて同試験に対応する JNLA 登録申請受付の準備に迅速に対応し、両規格が制定された平成 26 年 6 月 20 日付けで受付を開始した(詳細は I-4. 適合性認定分野 1. 製品事故の未然防止、取引の円滑化等への貢献 (1) 法令に基づく認定等 の JNLA 関連実績を参照)。
- ・上記政令の法令協議において、政令指定物質名称案が薬事・食品衛生審議会での審議時の物質構造を正確に反映していないと考えられた 3 物質について、化学物質管理センターから経済産業省を通じて厚生労働省に意見(修正案)を提出した結果、機構の意見どおりの名称にて政令指定された。

例 4: バイオテクノロジーを活用した化審法生分解機構試験の運用改善に向けた調査

化審法生分解度試験の運用改善に向け、バイオテクノロジーセンターがバイレメ事業で開発した生態系影響評価技術を用いて現行の化審法汚泥(OECD TG 301C)と下水処理場汚泥および環境水の菌叢解析を実施した(平成 26 年度化学物質安全対策 化学物質の評価手法に関する調査・検討事業、一般財団法人化学物質評価研究機構からの再委託)。

OECD TG 301C で用いる化審法汚泥と一般下水処理場の活性汚泥・環境水の菌叢(30 サンプル)を比較することで、現行の化審法生分解度試験の微生物学的な問題点を初めて明らかにした。化審法汚泥の微生物多様性が一般下水処理場汚泥や環境水などに比べ低いこと、化審法汚泥の培養維持期間の長期化に伴い多様性は著しく減少していることを明らかにした。また、化審法汚泥(OECD TG 301C)の培養前の菌叢は家庭排水を多く受け入れている処理場

汚泥の菌叢に類似していることを明らかにし、我が国における TG 301F 法の導入の合理性を示した。

4. 契約の適正化

[自己評価] 評価: B

○実績に記載の取組みにより、機構の業務の品質を維持しながら、競争入札等に際し実質的な競争を確保するための、新規事業者が参加しやすい環境及び条件を維持した。

[26 年度計画]

随意契約は、事前に契約審査委員会等において真にやむを得ないか否か厳格に審査を行い、必要な場合は公募（入札可能性調査）を行って複数応募があった場合には競争入札等を行う。

競争入札等については、実質的な競争性を確保するため、情報提供の充実、透明性の確保、調達予定情報の公開及び入札公告の早期化、入札参加要件の緩和、複数箇所での説明会及び入札・開札の実施等により入札参加者の利便性を向上させて一者応札・応募の減少を図り、調達コストを削減する。

また、複数年連続一者応札・応募であった契約については公募に移行して価格交渉等を行うことにより、調達コストを削減する。

さらに、入札不参加理由等の分析、低入札価格調査制度の活用、総合評価方式の適用拡大、調達原課への契約相手先履行状況調査等により、業務履行品質の向上を図る。

【契約の適正化に係る取組み】

○随意契約の競争入札等への移行の徹底、競争入札等における実質的な競争性確保等、契約の適正化推進により経費を削減。

①随意契約の公募への移行（競争入札等への移行）を推進した。

②競争入札等における複数者応札による実質的競争性の拡大を図るため、以下の取組みを実施した。

- ・情報提供の充実（全ての役務契約について入札説明会を実施、調達予定情報のホームページ公開等）
- ・入札参加者の利便性向上（入札公告ホームページによる入札説明書のダウンロードによる配布、複数箇所による同時説明会及び入札・開札の実施）
- ・入札参加ランクの緩和

③契約履行品質を向上させるため以下の取組みを実施した。

- ・入札説明書等をダウンロードした事業者のうち、入札不参加だった事業者からの聞き取り調査
- ・総合評価落札方式の適用範囲を拡大
- ・指名停止措置の厳格適用、低入札価格調査制度の活用
- ・調達マニュアルの整備

④環境配慮契約法への対応及び更なる随意契約の見直しを実施した。

- ・電力供給の競争入札（裾切り方式）による調達、ガス供給の競争入札による調達

⑤契約の適正性、透明性を向上させるための取組み

- ・四半期毎に契約監視委員会による一者応札・応募及び二年連続一者応札・応募の次回調達事前点検及び公益法人との契約、会費等の支出の点検を実施し、ホームページで公表
- ・監事監査において随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について監視

(参考1)平成26年度に締結した契約の状況

※ 随意契約の割合には、企画競争・公募、競争入札の不落・不調によるものを含む。

競争性のない随意契約は、以下のとおり

25年度12件(4.5%)57,493千円(1.3%)、26年度25件(11.2%)3,355,367千円(21.2%)

(単位:件、千円、%)

	平成25年度			平成26年度		
	契約 件数	契約 金額	平均 落札率	契約 件数	契約 金額	平均 落札率
一般競争 入札	241	4,302,174	84.2%	190	2,119,620	85.3%
企画競争・ 公募	12	227,996		7	10,380,126	
随意契約	12	57,493		25	3,355,367	
合計	265	4,587,663		222	15,855,113	
随意契約 の割合	4.5%	1.3%		11.2%	21.2%	

*平成26年度企画競争・公募の中には、不調による随意契約(1件4,889千円)を含む。

(単位:千円、%)

応札(応募)者	一般競争 入札		指名競争 入札		企画競争		公募		合計	
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
二者以上	144	97	-	-	3	1	0	0	147	98
一者	96	93	-	-	1	1	8	5	105	99
合計	240	190	-	-	4	2	8	5	252	197
一者の割合	40.0%	48.9%	-	-	25.0%	50.0%	100.0%	100.0%	41.7%	50.3%

*平成26年度公募の中には、不調による随意契約(1件4,889千円)を含む。

競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている要因は、平成26年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業に係る実験設備用敷地の購入(2,969,515千円)、生物遺伝資源長期保存施設関連4件(127,370千円)、情報システムの追加・改修5件(178,051千円)、その他試験機器修理など4件(19,664千円))によるものである。

当該特殊要因を除いた場合、競争性のない随意契約は件数11件、契約金額60,766千円である。

また、企画競争・公募における金額割合が大きくなっている要因は、平成26年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業(10,256,004千円)及びグローバル認証基盤整備事業に係るコンストラクション・マネジメント(53,360千円))によるものである。

一者応札・応募による契約の金額割合が大きくなっている要因は、平成26年度に対応しなければならない特殊要因(グローバル認証基盤整備事業関連2件(10,309,364千円)、生物遺伝資源長期保存施設関連1件(324,000千円))によるものである。

当該特殊要因を除いた場合、一者応札・応募の契約は件数96件、契約金額859,713千円である。

(参考 1-2) (参考 1)から本文記載の特殊要因を除いた場合

(単位:件、千円、%)

	平成 25 年度			平成 26 年度		
	契約 件数	契約 金額	平均 落札率	契約 件数	契約 金額	平均 落札率
一般競争 入札	241	4,302,174	84.2%	189	1,795,620	85.2%
企画競争・ 公募	12	227,996		5	70,761	
随意契約	12	57,493		11	60,766	
合計	265	4,587,663		205	1,927,147	
随意契約 の割合	4.5%	1.3%		5.4%	3.2%	

*平成 26 年度企画競争・公募の中には、不調による随意契約(1 件 4,889 千円)を含む。

(単位:千円、%)

応札(応募)者	一般競争 入札		指名競争 入札		企画競争		公募		合計	
	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度	25 年度	26 年度
二者以上	144	97	-	-	3	1	0	0	147	98
一者	97	92	-	-	1	0	8	4	105	95
合計	241	189	-	-	4	1	8	4	252	194
一者の割合	40.2%	48.7%	-	-	25.0%	100.0%	100.0%	100.0%	41.7%	49.2%

*平成 26 年度公募の中には、不調による随意契約(1 件 4,889 千円)を含む。

(参考 2) 関係法人(特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等)への支出状況 いずれも該当なし

(参考 3) 平成 26 年度における随意契約等見直し計画の達成状況

随意契約等見直し計画に掲げた競争性のない随意契約の件数・金額

○件数については、件数(25 件)・件数割合(11.2%)である。

○金額については、金額(3,355,367 千円)・金額割合(21.2%)である。

(単位:件、千円、%)

	平成 20 年度		見直し計画		平成 26 年度		達成状況	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(86.6%) 212	(86.2%) 2,713,630	(92.2%) 226	(96.4%) 3,031,459	(85.6%) 190	(13.4%) 2,119,620	△36	△911,839
企画競争・公募	(1.6%) 4	(0.8%) 24,374	(1.6%) 4	(0.8%) 24,374	(3.1%) 7	(65.4%) 10,380,126	3	10,355,752
競争性のある契約 (小計)	(88.2%) 216	(87.0%) 2,738,004	(93.9%) 230	(97.1%) 3,055,833	(88.7%) 197	(78.8%) 12,499,746	△33	9,443,913
競争性のない 随意契約	(11.8%) 29	(13.0%) 407,606	(6.1%) 15	(2.9%) 89,788	(11.2%) 25	(21.2%) 3,355,367	10	3,265,579
合計	(100.0%) 245	(100.0%) 3,145,610	(100.0%) 245	(100.0%) 3,145,621	(100.0%) 222	(100.0%) 15,855,113	△23	12,709,503

(参考 4) 公益法人に対する支出状況

(単位: 法人数、件数、千円)

区分		平成 25 年度			平成 26 年度		
		法人数	件数	金額	法人数	件数	金額
契約支出	競争入札	1	1	2,699	4	6	19,937
	随意契約	0	0	0	1	1	2,578
契約以外の支出		8	8	2,054	8	8	3,046
合計		9	9	4,753	13	15	25,561

※「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」(平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定)に基づき、公表される支出状況を記載

契約監視委員会の開催状況など

〈委員〉(任期 平成27年2月17日まで)

- 委員長 藤本 瞭一 (早稲田大学招聘研究員／非常勤講師)
- 委員 西村 勝秀 (西村勝秀公認会計士事務所 公認会計士)
- 委員 大谷 惣一 (シュエット法律事務所 弁護士)
- 委員 鈴木 孝利 (独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事)
- 委員 織 朱實 (独立行政法人製品評価技術基盤機構 監事)

〈平成26年度開催状況〉

平成26年7月26日 第15回 概要:平成25年度の随意契約の状況及び一者応札・応募についての点検・見直し並びに公益法人に対する支出に係る点検を行った。

平成27年1月30日 第16回 概要:平成26年度第1四半期～第3四半期の随意契約及び一者応札・応募についての点検・見直しを行った。

5. 広報、情報提供の推進

[自己評価] 評定:A

- JIS に基づくウェブアクセシビリティへの対応のみならず、デザインの統一、情報分類の見直しなど、誰もがホームページで提供する情報や機能を支障なく利用できることを実現したことは、質的に優れた実績。
- 各分野において映像を最大限活用したプレスリリースを実施し、多くのマスコミに取り上げられた結果、テレビで取り上げられた件数が増加するとともに、プライムタイムでの放送件数が増加し、機構の業務成果の普及とともに、機構のプレゼンス向上に大きく貢献したことは、質的に優れた実績。
- 上記のほか、国民・社会に対しての機構の業務活動成果の円滑かつ効果的な普及に資する広報の取組みを継続し、国民のくらしの安全に寄与。

[26 年度計画]

機構の業務活動の成果を広く国民・社会に対して円滑、効果的に普及させるため、毎月プレスリリースやプレス発表の複数回実施、効果の見込まれる各種展示会への出展、NITE フレンドシップディの開催、ホームページやデータベースなどの web サイトの効果的な運用、前年度に刷新した機構パンフレットや広報ビデオの活用、市民講座等への講師派遣など、様々な手段を活用し、積極的にユーザーやステークホルダーに近づいて広報活動(アウトリーチ型広報)を行うとともに、情報収集、調査分析を行うことにより効果的かつ効率的な広報活動を推進する。

特に、機構ホームページについては、国の方針に基づき、アクセシビリティ等の観点から本年度中にリニューアルを完了し、公開する。データベースについては、本年度からその検討を開始する。

[26年度実績]

- 公的機関に対し、平成26年度末までにウェブアクセシビリティに対応したホームページの提供が求められていたことから、平成25年11月からリニューアル事業を開始し、平成27年1月にウェブアクセシビリティに対応したホームページを公開。JISに基づくウェブアクセシビリティへの対応のみならず、各業務分野でバラバラであったデザインを統一させるとともに、情報分類を見直した。
- 講師派遣による講演活動の実施や、機構全体で機構の一般公開日の開催等、機構の業務成果を広く周知するための取組みを平成25年度に引き続き積極的に実施、機構の一般公開日において来場者数が平成25年度の約1.4倍になるなど、機構の業務上の関係者や地域社会に対して、機構の基本理念や機構の具体的活動の理解の向上に貢献。
- マスメディアへの情報提供について、製品安全分野で合計13回の記者説明会を開催。特に月1回の記者説明会では、毎回、視聴者へのアピールのため、ストーリー展開などを考慮して作成した再現実験映像を交えた記者説明会を開催。また、バイオテクノロジー分野において2回、化学物質管理分野において14回、適合性認定分野において3回、それぞれ経済産業省記者クラブ等へのプレスリリースを実施し、多くのマスコミに取り上げられた(平成27年3月末実績・テレビ191件、新聞109件、雑誌等93件、特に製品安全分野では、テレビ等に取り上げられた件数が、平成25年度の1.2倍以上)。
- バイオテクノロジー分野では、NHK教育テレビジョンで放送されている科学教育番組「サイエンス ZERO」の取材に積極的に対応し、「夢の化学工場“放線菌”」として放映。
- 各分野の広報担当者からなる広報委員会を中心に、機構として一体的な広報活動を推進。同委員会では、全ての分野におけるプレスリリースの実施などの検討や、広報ツール、各種イベントの企画、立案、実施に係る検討を中心に開催し、その結果としてプレスリリースやイベント等を実行に移すなど、機構全体としての広報活動を活性化させた。
- 機構の活動を広く一般に周知するため、東京本所において一般公開日(NITEフレンドシップデイ)を開催(8月17日 総来場者225名)したほか、アウトリーチ型の広報として、子供霞が関見学デー(8月6-7日 総来場者3,221名)、くらしフェスタ東京2014(10月10-11日 総来場者32,500名)への出展を行い、機構業務に関する展示、体験や機構紹介パンフレット等の配布、PR動画の上映を通じて機構の基本理念や業務活動への理解を促した。
- IEC(国際電気標準会議)東京大会NITEプロジェクトチームを編成し、テクニカルビジット(見学会)及び技術展示会の実施案を作成するとともに、機構内及び外部機関との調整を行い開催した。テクニカルビジットは11か国から18名が参加、また技術展示会では2日間延べ185名の来場があり、IECと特に関連の深い製品安全分野、適合性認定分野並びに戦略的技術分野における評価技術の開発及び認証基盤の整備を中心に、IEC関係者へ機構及びその業務をPRすることができた。

- 各分野の詳細な実績については以下の記載を参照。
 - (製品安全分野)
 - I-1. 製品安全分野 A-1. 製品安全分野 1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化 (2)安全レベルの質的向上④事故の未然・再発防止のための情報提供等
 - I-1. 製品安全分野 A-5 その他 3. 大型蓄電池システム等の施設整備 (1)大型蓄電池システムに関する試験・評価基盤整備 ①世界最大級の試験・評価施設の整備
 - (化学物質管理分野)
 - I-2. 化学物質管理分野 4. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化 (2) 化学物質のリスク等に

係る相互理解のための情報の整備、提供

(バイオテクノロジー分野)

I-3. バイオテクノロジー分野 2. 国際ルールに則った生物遺伝資源の安全かつ安定な供給 (1)国内外の有用な生物遺伝資源の安全かつ安定な供給 ○生物遺伝資源の提供体制強化と利用促進

(適合性認定分野)

I-4. 適合性認定分野 2. 中核認定機関としての信頼性の向上等 (1) 国際規格に適合した技術的信頼性の高い認定機関運営 ①マネジメントシステムの維持・継続的改善及び効率化並びに情報提供

(以下、第三期中期計画のIX. その他業務運営に関する重要事項 に相当する事項)

6. その他業務運営に関する重要事項

[自己評価] 評価:B

○個人情報保護・文書管理の取組み、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に資する取組みを着実に実施した。

[26年度計画]

個人情報の取り扱いや文書管理について、適切な管理体制を維持するための監査を行うとともに、個人情報を取り扱う事務や文書管理に従事する職員に対し、必要な教育研修、自己点検を行う。

また、機構が業務を適正に実施する上でその信頼性を損なうおそれが生じた場合や、機構が行う法令の執行業務に関して、法令に違反するおそれのある事業者を認めた場合は、厳正かつ迅速に対処し、機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上に努める。

[26年度実績]

【個人情報保護】

○全職員(派遣・非常勤職員を含む)を対象とする e-ラーニングによる個人情報保護の点検を実施し、601名が受講し個人情報の理解を浸透させることができた。

なお、平成26年度においては、マイナンバー対応に向けて、機構内の体制を整理。

- ・特定個人情報保護に関する窓口、内部の総合調整(総務課情報公開・個人情報保護相談室)
- ・特定個人情報保護に関連して情報・システムに関する助言等(情報統括官室)

また、経済産業省からのマイナンバー法に関する情報などを関係者と共有。

情報収集のため、マイナンバー対応ソフト説明会へ参加し、概要を関係者と共有。

法律や、12月に発行された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」などにより、対応方法を検討中。

【文書管理】

○全職員を対象とする e-ラーニングによる公文書管理研修を実施し、424名が受講し公文書管理の周知を図ることができた。

【情報セキュリティ】

○II. 2. 業務の電子化の推進 の【情報セキュリティ対策の充実・強化】を参照

【機構及び法制度に対する信頼性の維持・向上】

○監査室は、重点監査事項を検討し、策定した年度監査計画に基づいて、年 2 回に分け本部組織及び地方組織の全ての部署に対して契約事務、資産管理、個人情報保護管理、法令等(内部規程を含む)の遵守状況について、実地に内部監査を実施。その際、監事及び会計監査人と常に連絡、調整を行い、効率的な監査に努め、機構内の内部統制上の課題を指摘し、理事長の指揮の下、必要な改善を指示。

(以上、1. 内部統制の充実・強化 【内部監査の実施等】から再掲)

○機構が行う法令の執行業務に関しては、各分野の業務において適正に対処した。

○特に、大手ホームセンターが輸入・販売していた製品が電安法に違反している可能性があったことから、緊急立入検査において法令遵守状況の調査を行った結果、経済産業省による当該事業者に対する速やかな行政処分に貢献(詳細は I-1. 製品安全分野 1. 製品事故の再発防止から未然防止に向けた取組みの強化 (4) 製品安全に係る法執行・支援業務の的確な実施 の電安法関連実績を参照)。

【その他の事項】

主要な経年データ						
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
設定なし	—	—	—	—	—	—